



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第66号)..... 3378

◇労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則(第67号)..... 3378

◇川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第68号)..... 3378

◇川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(第69号)..... 3379

告 示

◇自転車等の撤去と保管(第439号)..... 3379

◇指定特定相談の事業の廃止(第440号)..... 3379

◇指定障害児相談支援の事業の廃止(第441号)..... 3379

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第442号)..... 3380

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第443号)..... 3380

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第444号)..... 3380

◇国民健康保険被保険者証の無効(第445号)..... 3381

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第446号)..... 3381

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第447号)..... 3383

◇川崎都市計画用途地域の変更及び図書の縦覧(第448号)..... 3385

◇川崎都市計画高度地区の変更及び図書の縦覧(第449号)..... 3385

◇公印の新調(第450号)..... 3385

◇指定自立支援医療機関の指定(第451号)..... 3385

◇指定自立支援医療機関の指定内容の変更(第452号)..... 3387

◇指定自立支援医療機関の指定の更新(第453号)..... 3391

◇道路区域の変更(第454号)..... 3391

◇道路の供用開始(第455号)..... 3392

◇予防接種の業務を行う医師(第456号)..... 3392

◇予防接種の業務を行う医師の変更(第457号)..... 3392

◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第458号)..... 3392

◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第459号)..... 3393

◇令和2年第5回川崎市議会定例会の招集(第460号)..... 3393

◇自転車等の撤去と保管(第461号)..... 3393

◇道路区域の変更(第462号)..... 3394

◇川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則に基づく医療証の更新(第463号)..... 3394

◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第464号)..... 3394

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第465号)..... 3394

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第466号)..... 3394

◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第467号)..... 3395

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第468号)..... 3395

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除(第469号)..... 3395

◇道路区域の変更(第470号)..... 3397

◇道路の供用開始(第471号)..... 3397

◇道路区域の変更(第472号)..... 3397

◇道路の供用開始(第473号)..... 3397

◇道路区域の変更(第474号).....	3397	◇国土調査による地図及び簿冊の作成 (第681号).....	3421
◇道路の供用開始(第475号).....	3398	◇一般競争入札の執行(第682号).....	3421
◇道路区域の変更(第476号).....	3398	◇一般競争入札の執行(第683号).....	3422
◇道路の供用開始(第477号).....	3398	◇一般競争入札の執行(第684号).....	3430
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定(第478号).....	3398	◇一般競争入札の執行(第685号).....	3436
◇道路区域の変更(第479号).....	3400	◇一般競争入札の執行(第686号).....	3437
◇道路の供用開始(第480号).....	3400	◇一般競争入札の執行(第687号).....	3439
◇道路区域の変更(第481号).....	3400	◇一般競争入札の執行(第688号).....	3440
◇道路の供用開始(第482号).....	3400	◇一般競争入札の執行(第689号).....	3442
税告示		◇一般競争入札の執行(第690号).....	3443
◇川崎市市税条例の規定による寄附金 の指定の一部改正(第4号).....	3400	◇一般競争入札の執行(第691号).....	3445
公 告		◇一般競争入札の執行(第692号).....	3446
◇公募型プロポーザルの実施(第665号).....	3401	◇一般競争入札の執行(第693号).....	3448
◇一般競争入札の執行(第666号).....	3402	◇一般競争入札の執行(第694号).....	3450
◇川崎市中部リハビリテーションセン ター(井田地域生活支援センター) の指定管理者の公募(第667号).....	3405	◇建築協定の認可(第695号).....	3451
◇柿生学園の指定管理者の公募(第668 号).....	3406	◇開発行為に関する工事の完了(第696 号).....	3452
◇川崎市中部リハビリテーションセン ター(井田日中活動センター)の指 定管理者の公募(第669号).....	3406	◇川崎市恵楽園の指定管理者の公募 (第697号).....	3452
◇川崎市中部リハビリテーションセン ター(井田在宅支援室)の指定管理 者の公募(第670号).....	3407	◇一般競争入札の執行(第698号).....	3453
◇川崎市南部身体障害者福祉会館及び 川崎市ふじみ園の指定管理者の公募 (第671号).....	3408	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出(第699号).....	3457
◇川崎市北部身体障害者福祉会館及び 川崎市わーくす高津の指定管理者の 公募(第672号).....	3409	◇一般競争入札の執行(第700号).....	3457
◇川崎市中部身体障害者福祉会館の指 定管理者の公募(第673号).....	3410	◇一般競争入札の執行(第701号).....	3458
◇川崎市多摩川の里身体障害者福祉会 館の指定管理者の公募(第674号).....	3411	◇都市公園の廃止(第702号).....	3462
◇川崎市聴覚障害者情報文化センター の指定管理者が行う管理の基準及び 業務の範囲等(第675号).....	3412	◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請(第703号).....	3462
◇川崎市三田福祉ホームの指定管理者 の公募(第676号).....	3413	◇港湾施設に放置されている物件の撤 去命令(第704号).....	3463
◇道路位置の指定(第677号).....	3414	公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第678号).....	3414	◇一般競争入札の執行(第373号).....	3463
◇開発行為に関する工事の完了(第679 号).....	3420	◇落札者等の公示(第374号).....	3465
◇環境影響評価に関する条例による事 後調査報告書の公告(第680号).....	3421	◇落札者等の公示(第375号).....	3465
		◇一般競争入札の執行(第376号).....	3465
		◇一般競争入札の執行(第377号).....	3467
		◇一般競争入札の執行(第378号).....	3469
		◇落札者等の公示(第379号).....	3470
		◇落札者等の公示(第380号).....	3471
		◇一般競争入札の執行(第381号).....	3471
		◇一般競争入札の執行(第382号).....	3472
		◇一般競争入札の公告(第383号).....	3474
		◇一般競争入札の執行(第384号).....	3475
		税公告	
		◇課税額変更(取消)通知書の公示送 達(第112号).....	3477
		◇税額決定通知書の公示送達(第113号).....	3477
		◇納税通知書の公示送達(第114号).....	3477

◇差押調書(謄本)の公示送達(第115号)……………	3478	病院局公告(調達)	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第116号)……………	3478	◇落札者等の公示(第12号)……………	3493
◇差押調書(謄本)の公示送達(第117号)……………	3478	◇落札者等の公示(第13号)……………	3493
◇交付要求通知書の公示送達(第118号)……………	3478	消防局訓令	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第119号)……………	3478	◇川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令(第18号)……………	3494
◇徴収猶予許可通知書の公示送達(第120号)……………	3478	教育委員会告示	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第121号)……………	3478	◇教育委員会臨時会の招集(第15号)……………	3511
◇差押調書(謄本)の公示送達(第122号)……………	3479	教育委員会公告	
上下水道局告示		◇川崎市青少年の家の指定管理者の公募(第3号)……………	3511
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第40号)……………	3479	◇川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の公募(第4号)……………	3512
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第41号)……………	3479	◇川崎市子ども夢パークの指定管理者の公募(第5号)……………	3513
上下水道局公告		監査公表	
◇一般競争入札の執行(第61号)……………	3479	◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について(第16号)……………	3513
◇一般競争入札の執行(第62号)……………	3483	区公告	
◇一般競争入札の執行(第63号)……………	3488	◇印鑑登録の抹消(川崎区第82号)……………	3533
上下水道局公告(調達)		◇住民票の職権消除(川崎区第83号)……………	3533
◇落札者等の公示(第25号)……………	3488	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第84号)……………	3533
交通局規程		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第85号)……………	3533
◇川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(第32号)……………	3489	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第86号)……………	3533
◇川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程(第33号)……………	3489	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第87号)……………	3534
◇川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程(第34号)……………	3489	◇国民健康保険料に係る交付要求通知書の公示送達(川崎区第88号)……………	3534
◇労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程(第35号)……………	3490	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第40号)……………	3534
交通局公告		◇国民健康保険料の滞納処分に係る書類の公示送達(中原区第41号)……………	3534
◇一般競争入札の執行(第61号)……………	3490	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(中原区第42号)……………	3535
病院局規程		◇印鑑登録の抹消(中原区第43号)……………	3535
◇労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程(第13号)……………	3491	◇住民票の職権消除(中原区第44号)……………	3535
病院局公告		◇住民票の職権消除(高津区第44号)……………	3535
◇一般競争入札の執行(第32号)……………	3491	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第45号)……………	3535
		◇国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)の公示送達(高津区第46号)……………	3535
		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第47号)……………	3536
		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第41号)……………	3536

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（宮前区第42号）…………… 3536

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（多摩区第59号）…………… 3536

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
（多摩区第60号）…………… 3537

◇住民票の職権消除（多摩区第61号）…………… 3537

◇印鑑登録の抹消（多摩区第62号）…………… 3537

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達（麻生区第44号）…………… 3537

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
（麻生区第45号）…………… 3537

別表第1 専用公印の表中

「	14の2	確定拠出年金 事務専用市長印	”	方21	確定拠出年金 事務専用	総務企画局人事部 職員厚生課長	総務企画局人事部 職員厚生課	」	
を	「	14の2	確定拠出年金 事務専用市長印	”	方21	確定拠出年金 事務専用	”	”	」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第67号

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成7年川崎市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第7条第1項第2号」を「第7条第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を

正 誤

◇第1,775号…………… 3538

規 則

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第66号

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

ここに公布する。

令和2年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第68号

川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成9年川崎市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同条第4項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に、「第2項」を「同条第2項」に改める。

第13号様式中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第69号

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第8条第5項、第31条の6第5項若しくは第37条第5項」を「第8条第6項、第31条の6第6項若しくは第37条第6項」に改め、同項第1号中「第8条第5項、第31条の6第5項又は第37条第5項」を「第8条第6項、第31条の6第6項又は第37条第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

川崎市告示第439号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
- (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

- (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第440号

指定特定相談の事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、指定特定相談事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
社会福祉法人らぼおのの樹	相談支援事業所 そら	川崎市宮前区平3-11-1	計画相談支援	令和2年6月30日	1435500242

川崎市告示第441号

指定障害児相談支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、指定障害児相談支援の事業の廃止の届

出がありましたので、同法第24条の37第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
社会福祉法人らぼおのの樹	相談支援事業所 そら	川崎市宮前区平3-11-1	障害児相談支援	令和2年6月30日	1475500110

川崎市告示第442号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
有限会社 エスエヌ企画	障害児のショートステイ わくわくハウス	川崎市幸区下平間242	短期入所	令和2年6月1日	1415100666
アースサポート株式会社	アースサポート川崎麻生	川崎市麻生区百合丘1丁目5番12号	居宅介護 重度訪問介護	令和2年6月30日	1415600376
合同会社 SHIN	ケアパートナー 優心	川崎市高津区子母口701-2 アメニティハイム101号室	重度訪問介護	令和2年6月30日	1415300431

川崎市告示第443号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社T&T	ケアホーム みづほ	川崎市麻生区上麻生七丁目8番1号-611	居宅介護 重度訪問介護	令和2年8月1日	1415600806
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所 武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪35 ハイムシルク203	居宅介護 重度訪問介護	令和2年8月1日	1415201126
合同会社インプレッション	就労移行支援事業所 インプレッション かしまだ	川崎市幸区塚越2丁目218番地 メゾン・ド・塚越 1F	就労移行支援	令和2年8月1日	1415100740

川崎市告示第444号

指定障害児通所支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 アース・チルドレン	サンライズ かしまだ	川崎市幸区鹿島田2-6-15	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和2年8月1日	1455100279
株式会社秀学舎	シュウエール 宮前区平第2	川崎市宮前区平3丁目9番36号	放課後等デイサービス	令和2年8月1日	1455500387
合同会社RST	シュウエール 等々力緑地	川崎市中原区小杉御殿町1丁目940番地5 1階	放課後等デイサービス	令和2年8月1日	1455200541
株式会社Up Start	ステラファミリア	川崎市多摩区登戸新町368番地2 1階	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和2年8月1日	1455400380

川崎市告示第445号

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）
第6条第1項の規定に基づき令和2年8月1日付けで交
付した記号50番号1483192の被保険者証は、次の事由に
より令和2年8月13日付けをもって無効とします。

令和2年8月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

無効の事由 紛失のため

川崎市告示第446号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項
の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている
区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示
します。

令和2年8月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 指定する区域

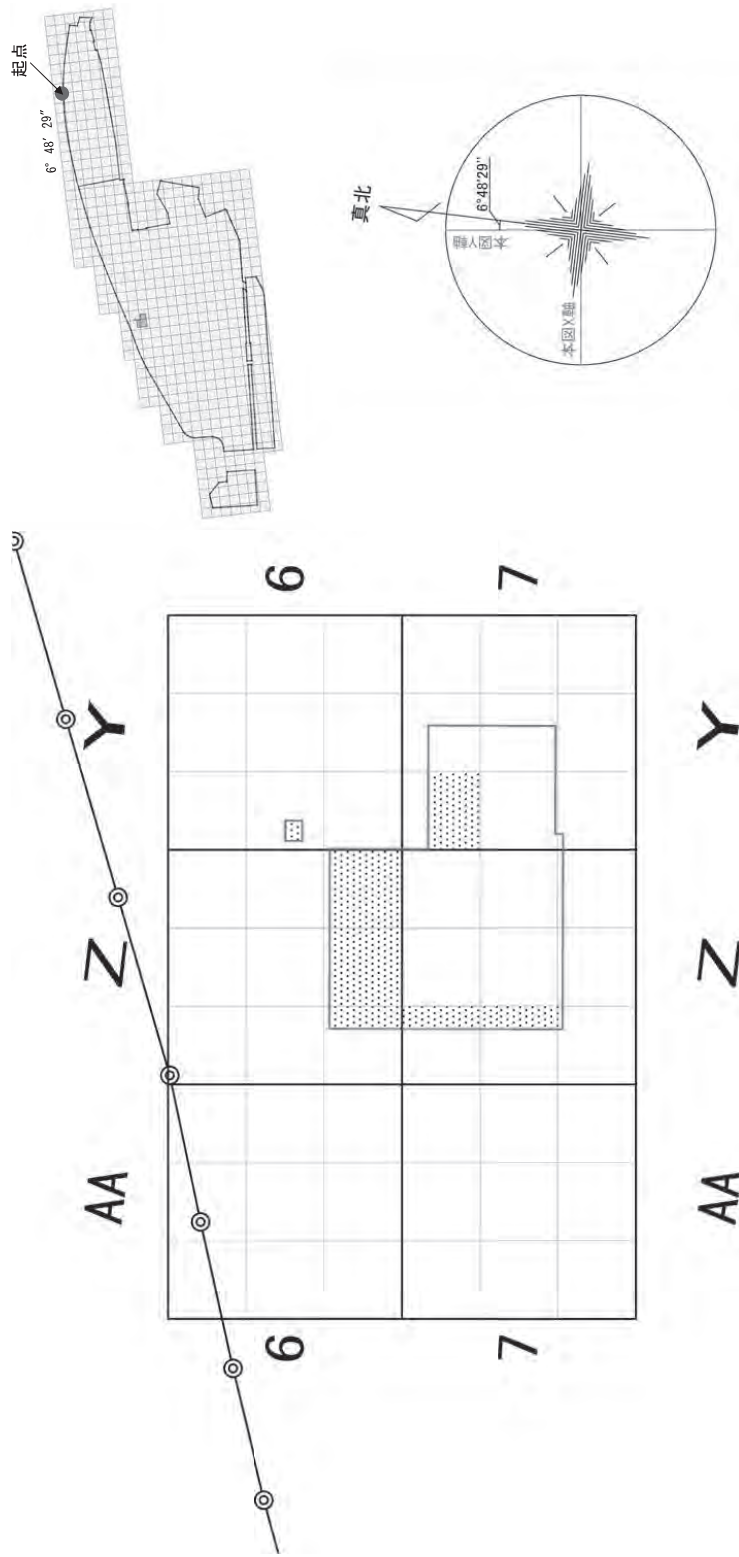
川崎区鈴木町2964番1の一部

（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29

号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害
物質の名称

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物



〈起点〉

- 起点は神奈川県川崎市川崎区鈴木町2964番1, 17番1, 5番, 5番2, 5番3, 5番4, 5番5, 6番, 6番2, 6番3, 6番9, 8番2
- 神奈川県川崎市川崎区港町45番
- 神奈川県川崎市川崎区中瀬一丁目6103番1, 6103番7の最北端とする。

〈格子の回転角度:6度48分29秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として左に回転させた角度を示す。

別図 指定する区域

川崎市告示第447号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年8月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

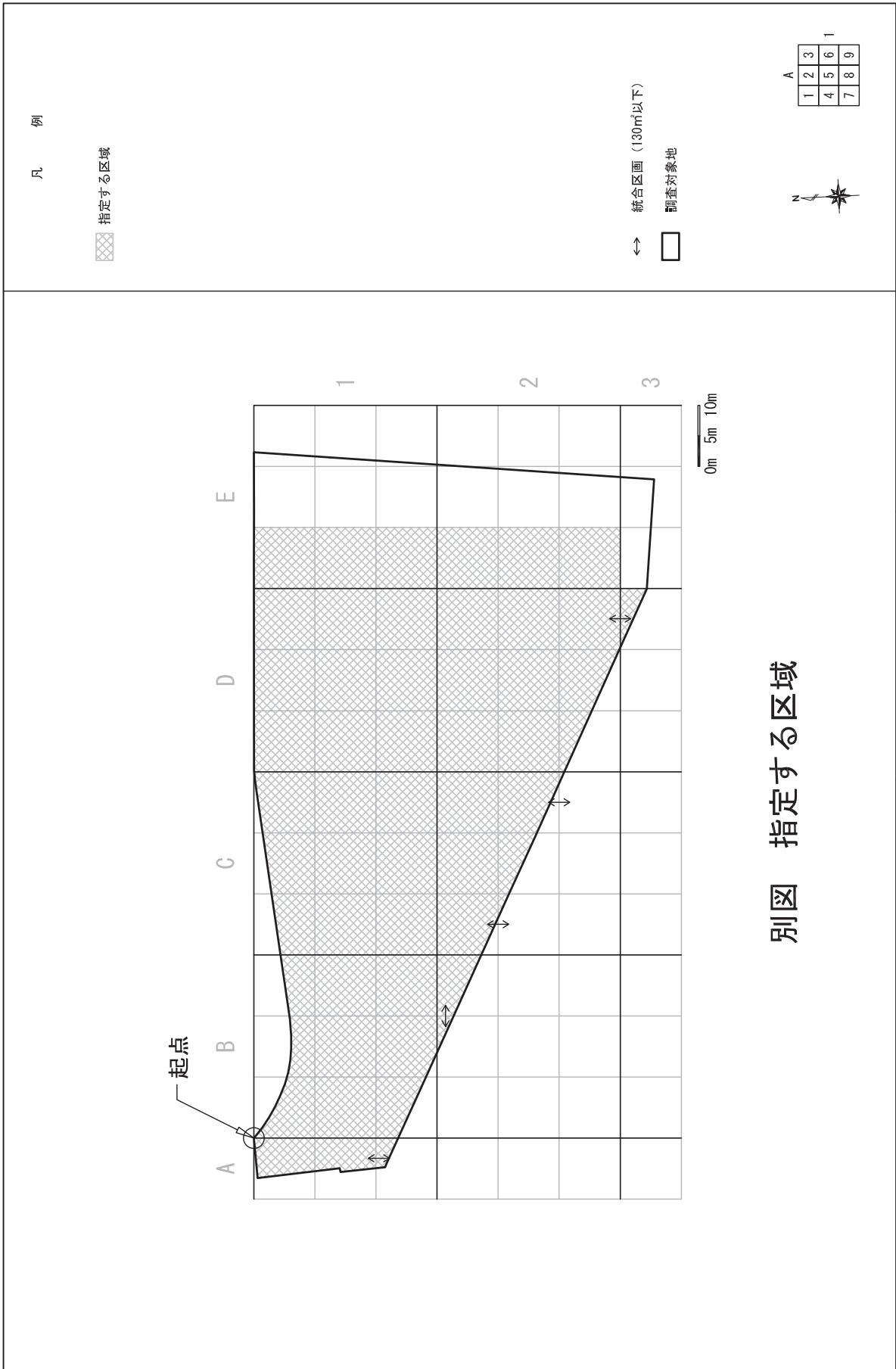
1 指定する区域

川崎区塩浜四丁目11-1、11-6及び14-35の一部
並びに12-13及び16-8

（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物



川崎市告示第448号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画用途地域の変更（小杉町2丁目地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
川崎市 中原区 小杉町2丁目地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画高度地区の変更（小杉町2丁目地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 中原区 小杉町2丁目地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第450号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和2年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 特定中小企業者認定事務専用市長職務代理者印
 - (1) 使用開始日 令和2年8月21日
 - (2) 専用公印 ひな形番号 28
 - (3) 書 体 てん書
 - (4) 寸 法 方21mm
 - (5) 保管場所及び個数
経済労働局産業振興部中小企業溝口事務所 1個
 - (6) 印 影

**川崎市告示第451号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のとおり指定します。

令和2年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 新規指定

(1) 薬局

No.	薬局名	所在地	管理 薬剤師名	開設者名称	開設者氏名	自立支援 医療の種類	指定年月日
1	アリーナ薬局 中野島店	川崎市多摩区布田 32-40	山本 祥代	株式会社 アクト	代表取締役 鈴木 謙吾	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
2	ななほし薬局 読売ランド前店	川崎市多摩区西生田 1-8-1 藤和読売ランド前 コープ103	山本 淑子	旭くすし堂株式会社	代表取締役 山本 幹夫	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
3	ハル調剤薬局	川崎市川崎区境町 3-1	品川 晴美	—	品川 晴美	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
4	たま薬局	川崎市多摩区菅北浦 2-2-23	佐藤 明子	有限会社 ケーエムファーマシー	代表取締役 鈴木 和己	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
5	クリエイト薬局 川崎千代ヶ丘店	川崎市麻生区 千代ヶ丘9-2-5	真砂 義彦	株式会社 クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
6	クリエイト薬局 川崎宮前平店	川崎市宮前区宮前平 2-8-28	松田 隆広	株式会社 クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
7	クリエイト薬局 川崎田尻町店	川崎市中原区田尻町 67-1	神田 卓	株式会社 クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
8	薬樹薬局 ミュージア川崎 2号店	川崎市幸区大宮町 1310 ミュージア川崎2階	斎藤 功孝	薬樹株式会社	代表取締役 入江 充	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
9	薬樹薬局 鷺沼2号店	川崎市宮前区鷺沼 3-2-9 鷺沼センタービル 地下1階	森田 奈那	薬樹株式会社	代表取締役 入江 充	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
10	なの花薬局 登戸店	川崎市多摩区 登戸新町337	早川 晃央	株式会社なの花東日本	代表取締役 遠山 功	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
11	そうごう薬局 南加瀬店	川崎市幸区南加瀬 3-5-3	山口 瞭	総合メディカル株式会社	代表取締役 貞久 雅利	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
12	アット ファーマシー 新城店	川崎市高津区 千年新町14-12	亀田 美徳	株式会社ATファーマシー	代表取締役 福高 祥恵	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
13	セントラル薬局 川崎梶が谷	川崎市高津区下作延 3-22-1 ダイヤモンド 101号室	中村 勇斗	株式会社グリーンエイト	代表取締役 田中 宏和	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
14	ウエルシア薬局 武蔵中原店	川崎市中原区 上小田中4-2-1 ビーンズ店内	萩原 槇子	ウエルシア薬局株式会社	代表取締役 水野 秀晴	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
15	調剤薬局 日本メディカル システム 宮崎台店	川崎市宮前区宮崎 1-8-21 宮崎台南 シティハウス101	鈴木 崇啓	日本メディカルシステム 株式会社	代表取締役 高木 友直	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日

(2) 訪問看護

No.	訪問看護ステーション名	所在地	事業者名称	代表者氏名	自立支援医 療の種類	指定年月日
1	訪問看護 シンジョーステーション	川崎市中原区上新城 1-4-50	株式会社 Famridge	代表取締役 中尾根 功嗣	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
2	ガイア訪問看護ステーション 鷺沼	川崎市宮前区鷺沼 1-2-1 安藤マンション703号室	株式会社ガイア	代表取締役社長 柳 真一	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
3	あうん訪問看護ステーション	川崎市多摩区登戸2158 番地の2	株式会社 あうん	代表取締役 吉澤 保	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
4	訪問看護& リハビリステーション エール	川崎市宮前区馬絹 6-1-7 サンクレスト宮崎台201	ブレイズ 合同会社	代表社員 立田 雅人	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日
5	ソフィア訪問看護ステーション 麻生	川崎市麻生区百合丘 3-4-5 百合丘3丁目貸家1階	ソフィアメディ 株式会社	代表取締役 山本 遼太郎	育成医療・ 更生医療	令和2年8月1日

2 医療機関コード変更に伴う新規指定

(1) 薬局

No.	薬局名	所在地	管理 薬剤師名	開設者名称	開設者氏名	自立支援 医療の種類	指定年月日
1	阪神調剤薬局 鷺沼店	川崎市宮前区有馬 4-17-22	武村 和代	I & H株式会社	代表取締役 岩崎 裕昭	育成医療・ 更生医療	令和2年2月1日
2	コトブキ 調剤薬局 武蔵小杉店	川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワー プレイスビル1F	吉田康一郎	I & H株式会社	代表取締役 岩崎 裕昭	育成医療・ 更生医療	令和2年2月1日
3	スマイル薬局 梶ヶ谷店	川崎市高津区梶ヶ谷 6-8-1	稲葉 浩子	株式会社 富士薬品	代表取締役 高柳 昌幸	育成医療・ 更生医療	令和2年3月1日
4	ミネ薬局 登戸店	川崎市多摩区登戸3487 アルカディア1階	駒木 裕行	ミネ医薬品 株式会社	代表取締役 鉢嶺 文敏	育成医療・ 更生医療	令和2年4月1日
5	ホリウチ薬局	川崎市川崎区 駅前本町3-6	小川ともこ	株式会社 サンドラッグ	代表取締役 貞方 宏司	育成医療・ 更生医療	令和2年4月1日
6	高津調剤薬局	川崎市高津区溝口 2-17-35 タチバナビル101	平川 加奈	株式会社 矢野調剤薬局	代表取締役 矢野 大太	育成医療・ 更生医療	令和2年5月1日
7	高津薬局 カタマチ	川崎市高津区久本 1-2-5	倉島 朋子	株式会社 矢野調剤薬局	代表取締役 矢野 大太	育成医療・ 更生医療	令和2年5月1日
8	高津薬局 西部店	川崎市高津区下作延 2-7-26-102号 シティフォーラム溝ノ口	武政有利子	株式会社 矢野調剤薬局	代表取締役 矢野 大太	育成医療・ 更生医療	令和2年5月1日
9	高津薬局 溝ノ口店	川崎市高津区溝口 1-14-13	伊藤由美子	株式会社 矢野調剤薬局	代表取締役 矢野 大太	育成医療・ 更生医療	令和2年5月1日
10	クスリの ナカヤマ薬局 新丸子駅前店	川崎市中原区 新丸子東1-986	大工原尚之	株式会社 クスリのナカヤマ	代表取締役 中山 唱司	育成医療・ 更生医療	令和2年5月6日
11	健ナビ薬樹薬局 古市場	川崎市幸区古市場1-47 ケーワンビル1F	民野 裕子	薬樹株式会社	代表取締役 入江 充	育成医療・ 更生医療	令和2年6月30日
12	健ナビ薬樹薬局 鹿島田	川崎市幸区新塚越201 ルリエ新川崎1階	酒井 新吾	薬樹株式会社	代表取締役 入江 充	育成医療・ 更生医療	令和2年6月30日
13	健ナビ薬樹薬局 鹿島田2号店	川崎市幸区新塚越201 ルリエ新川崎2階	田邊 真人	薬樹株式会社	代表取締役 入江 充	育成医療・ 更生医療	令和2年6月30日
14	健ナビ薬樹薬局 パークタワー 新川崎	川崎市幸区鹿島田1-1-5 パークタワー新川崎104	佐藤紗耶歌	薬樹株式会社	代表取締役 入江 充	育成医療・ 更生医療	令和2年6月30日
15	有限会社 二子薬局 高津店	川崎市高津区二子 5-2-5 1階	須長 麻子	有限会社二子薬局	代表取締役 須長 要	育成医療・ 更生医療	令和2年5月6日

(2) 訪問看護

No.	訪問看護ステーション名	所在地	事業者名称	代表者氏名	自立支援医療の種類	指定年月日
1	たまふれあい訪問看護 ステーション	川崎市多摩区枳形 6-19-8	たまふれあい訪問看護 ステーション	理事長 鈴木 忠	育成医療・更生医療	平成30年3月1日

川崎市告示第452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のとおり指定内容を変更します。

令和2年8月20日

川崎市長 福田紀彦

1 主として担当する医師又は歯科医師の変更

No.	医療機関名	所在地	担当する医療種類	新医師氏名	旧医師氏名	自立支援医療の種類	変更年月日
1	国家公務員共済組合連合会虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	(11)腎移植に関する医療	石井 保夫・中村 有紀	石井 保夫	更生医療	令和2年4月1日
2	医社) 善仁会新百合ヶ丘ガーデンクリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2メディカルモリノビル5F	(10)腎臓に関する医療	國枝 武彦	東芝 林	更生医療	令和2年4月1日
3	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	(12)小腸に関する医療	(更生医療)民上 真也 (育成医療)北川 博昭	(更生医療)大坪 毅人 (育成医療)北川 博昭	更生医療	令和2年4月1日
4	国家公務員共済組合連合会虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	(10)腎臓に関する医療	澤 直樹	乳原 善文	更生医療	令和2年4月1日
5	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	(02)耳鼻咽喉科に関する医療	重富 征爾	今西 順久	育成医療・更生医療	令和2年4月1日
6	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	(01)眼科に関する医療	園部 秀樹	堀内 直樹	育成医療・更生医療	令和2年4月1日
7	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	(05)形成外科に関する医療	田邊 雅祥	館下 亨	育成医療・更生医療	令和2年4月1日
8	帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	(04)整形外科に関する医療	安井 哲郎	中村 茂	育成医療・更生医療	令和2年4月1日
9	帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	(01)眼科に関する医療	今村 裕	石田 正弘	育成医療・更生医療	令和2年5月1日
10	帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	(02)耳鼻咽喉科に関する医療	白馬 伸洋	室伏 利久	育成医療・更生医療	令和2年4月1日

2 薬局の名称又は所在地の変更

No.	新薬局名称	新所在地	旧薬局名称	旧所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
1	セイムスはるひ野駅前薬局	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野メディカルヴィレッジD棟	あい薬局はるひ野駅前店	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野メディカルヴィレッジD棟	育成医療・更生医療	令和2年5月11日

3 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更(薬局)

No.	薬局名称	新開設者 名称	新開設者 氏名	新開設者住所	旧開設者名 称	旧開設者 氏名	旧開設者住所	自立支援 医療の種類	変更 年月日
1	セントラル薬局 溝の口不動	株式会社 SF・イン フォネット	代表取締役 大塚 吉史	川崎市高津区上 作延539-5	株式会社 SF・イン フォネット	代表取締役 朝倉 啓介	川崎市高津区 上作延539-5	育成医療・ 更生医療	令和2年 1月1日
2	セントラル薬局 幸	株式会社 SF・イン フォネット	代表取締役 大塚 吉史	川崎市高津区上 作延539-5	株式会社 SF・イン フォネット	代表取締役 朝倉 啓介	川崎市高津区 上作延539-5	育成医療・ 更生医療	令和2年 1月1日
3	セントラル薬局 溝口宮の下	株式会社 SF・イン フォネット	代表取締役 大塚 吉史	川崎市高津区上 作延539-5	株式会社 SF・イン フォネット	代表取締役 朝倉 啓介	川崎市高津区 上作延539-5	育成医療・ 更生医療	令和2年 1月1日
4	新百合ヶ丘薬局	有限会社 薬宝商事	代表取締役 楊 孝淳	川崎市麻生区上 麻生1-9-10	有限会社 薬宝商事	代表取締役 紫藤 成雄	川崎市麻生区 上麻生1-9 -10	育成医療・ 更生医療	令和2年 1月24日
5	ひまわり調剤 平間薬局	ひまわり 調剤薬局 株式会社	代表取締役 山崎 守	川崎市幸区大宮 町12-7 TMビルII 6F	ひまわり 調剤薬局 株式会社	代表取締役 笹沼 壮	川崎市幸区大 宮町12-7 TMビルII 6 F	育成医療・ 更生医療	令和2年 3月16日
6	ひまわり調剤 川中島薬局	ひまわり 調剤薬局 株式会社	代表取締役 山崎 守	川崎市幸区大宮 町12-7 TMビルII 6F	ひまわり 調剤薬局 株式会社	代表取締役 笹沼 壮	川崎市幸区大 宮町12-7 TMビルII 6 F	育成医療・ 更生医療	令和2年 3月16日
7	ひまわり調剤 さいわい薬局	ひまわり 調剤薬局 株式会社	代表取締役 山崎 守	川崎市幸区大宮 町12-7 TMビルII 6F	ひまわり 調剤薬局 株式会社	代表取締役 笹沼 壮	川崎市幸区大 宮町12-7 TMビルII 6 F	育成医療・ 更生医療	令和2年 3月16日
8	ひまわり調剤 新川崎薬局	ひまわり 調剤薬局 株式会社	代表取締役 山崎 守	川崎市幸区大宮 町12-7 TMビルII 6F	ひまわり 調剤薬局 株式会社	代表取締役 笹沼 壮	川崎市幸区大 宮町12-7 TMビルII 6 F	育成医療・ 更生医療	令和2年 3月16日
9	ひまわり調剤 かわさき薬局	ひまわり 調剤薬局 株式会社	代表取締役 山崎 守	川崎市幸区大宮 町12-7 TMビルII 6F	ひまわり 調剤薬局 株式会社	代表取締役 笹沼 壮	川崎市幸区大 宮町12-7 TMビルII 6 F	育成医療・ 更生医療	令和2年 3月16日
10	セントラル薬局 溝の口不動	株式会社 SF・イン フォネット	代表取締役 新井 勝	川崎市高津区上 作延539-5	株式会社 SF・イン フォネット	代表取締役 大塚 吉史	川崎市高津区 上作延539-5	育成医療・ 更生医療	令和2年 5月1日

4 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更(訪問看護)

No.	薬局名称	新開設者 名称	新開設者 氏名	新開設者 住所	旧開設者名 称	旧開設者 氏名	旧開設者住所	自立支援 医療の種類	変更 年月日
1	タツミ訪問看護 ステーション鷺沼	株式会社 メディプラス	代表取締役 瀬崎 哲也	横浜市西区み なとみらい2 -3-5 ク イーンズタワ ーC棟 8F	タツミメデ ィカルサー ビス株式会 社	代表取締役 社長 米山 茂	横浜市西区み なとみらい2 -3-5 ク イーンズタワ ーC棟 11F	育成医療・ 更生医療	平成28年 3月1日

5 管理薬剤師の変更

No.	薬局名称	所在地	新薬剤師名	旧薬剤師名	自立支援医療の種類	変更年月日
1	クリエイト薬局 川崎菅生店	川崎市宮前区菅生2-1-13	永井 大樹	高橋 真央	育成医療・ 更生医療	令和1年 12月11日
2	クリエイト薬局 京王若葉台駅前店	川崎市麻生区黒川562-6	横澤 侑里	二又美智子	育成医療・ 更生医療	令和1年 12月11日
3	クリエイト薬局 ちとせ店	川崎市高津区千年301-1 グランドコスモ千歳101	佐藤 雄二	永井 大樹	育成医療・ 更生医療	令和1年 12月11日
4	稲垣薬局 溝口店	川崎市高津区溝口3-1-7 和幸ダイヤモンドビル1F号室	堀 菜摘	平家 隆司	育成医療・ 更生医療	令和2年 1月1日
5	クリエイト薬局 川崎渡田店	川崎市川崎区渡田2-15-10	野田頭滉貴	鈴木 恵一	育成医療・ 更生医療	令和2年 3月2日
6	㈱クリエイトエス・ディー 川崎下麻生店	川崎市麻生区下麻生3-25-18	中臺 雅子	持丸 浅子	育成医療・ 更生医療	令和2年 4月1日
7	ひまわり調剤 かわさき薬局	川崎市川崎区日進町7-1	板倉しおり	龍野 健	育成医療・ 更生医療	令和2年 2月16日
8	コストコホールセール 川崎倉庫店薬局	川崎市川崎区池上新町3-1-4	坂井 拓朗	八代 崇寛	育成医療・ 更生医療	令和2年 6月1日
9	アイン薬局 川崎浅田店	川崎市川崎区浅田3-7-19	佐藤加奈子	池田洋太郎	育成医療・ 更生医療	令和2年 4月1日
10	㈱大西薬局	川崎市川崎区駅前本町7-4	谷本 巨樹	山田 哲朗	育成医療・ 更生医療	令和2年 4月15日
11	カメイ調剤薬局 溝の口店	川崎市高津区溝口1-5-5 1階	齋藤千恵子	佐々木 雄	育成医療・ 更生医療	令和2年 4月1日
12	つる薬局 元住吉店	川崎市中原区木月1-28-5	岡田 将和	平賀 洋平	育成医療・ 更生医療	令和2年 4月21日
13	日生薬局 元住吉店	川崎市中原区木月住吉町3-10 アーク元住吉1F	林 明日香	高井 友子	育成医療・ 更生医療	令和2年 5月1日
14	調剤薬局ツルハドラッグ 新城駅前店	川崎市中原区上新城2-14-23 アドヴァンススクエア武蔵新城A-2	円子 皓之	松井 洸	育成医療・ 更生医療	令和2年 5月16日
15	SFC薬局貝塚店	川崎市川崎区貝塚2-5-19ハイツ内田1階	松本 豊	佐藤 有希	育成医療・ 更生医療	令和2年 5月1日
16	健ナビ薬樹薬局 パークタワー新川崎	川崎市幸区鹿島田1-1-5	佐藤紗耶歌	山下菜津美	育成医療・ 更生医療	令和2年 2月1日
17	アイン薬局 アトレ川崎店	川崎市川崎区駅前本町26-1アトレ川崎8階	高木 蔵人	田中 絵理	育成医療・ 更生医療	令和2年 5月1日
18	アイン薬局 鋼管通店	川崎市川崎区鋼管通1-2-2	田中 絵理	蛭田 政美	育成医療・ 更生医療	令和2年 5月1日
19	調剤薬局ツルハドラッグ 栗平駅前店	川崎市麻生区白鳥3-5-2 ガーデンヒルズ白鳥1階	上岡 園子	円子 皓之	育成医療・ 更生医療	令和2年 5月16日
20	プライム薬局 川崎店	川崎市川崎区新川通2-19	浦 貴志	稲田 伸彦	育成医療・ 更生医療	令和2年 1月6日
21	アイン薬局 宮前店	川崎市川崎区宮前町11-22 アオキガーデンパレス102	山岸明日美	大島 啓一	育成医療・ 更生医療	令和2年 6月1日
22	クリエイト薬局 川崎鷺沼店	川崎市宮前区鷺沼1-18-11 ニューウェル1階	田口 裕美	小椋 健司	育成医療・ 更生医療	令和2年 5月11日
23	共創未来 川崎薬局	川崎市川崎区宮前町11-22 アオキガーデンパレス101	木村(小川) 浩子	宮良 愛	育成医療・ 更生医療	令和2年 6月16日
24	薬樹薬局 宮前平	川崎市宮前区小台2丁目6番地6 宮前平メディカルモール1階	根井愛花	宮川 愛花	育成医療・ 更生医療	平成29年 11月3日
25	宮前たいら薬局	川崎市宮前区平4-4-1 リレント2号	松原万紀子	石井しのぶ	育成医療・ 更生医療	令和2年 8月1日
26	そよかぜ薬局	川崎市幸区古市場1-34-11	原田 哲王	小橋 謙二	育成医療・ 更生医療	令和1年 7月1日

川崎市告示第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のと

おり指定を更新します。

令和2年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 薬局

No.	医療機関名	所在地	薬剤師名	開設者名称	開設者氏名	自立支援医療の種類	更新年月日
1	コストコホールセール川崎倉庫店薬局	川崎市川崎区池上新町3-1-4	坂井 拓朗	コストコホールセールジャパン株式会社	代表取締役ケン テリオ	育成医療・更生医療	令和2年8月1日
2	薬樹薬局 宮前平	川崎市宮前区小台2丁目6番地6 宮前平メディカルモール1階	根井 愛花	薬樹株式会社	代表取締役入江 充	育成医療・更生医療	令和2年8月1日
3	クリエイト薬局川崎菅生店	川崎市宮前区菅生2-1-13	永井 大樹	株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役廣瀬 泰三	育成医療・更生医療	令和2年8月1日
4	クリエイト薬局川崎渡田店	川崎市川崎区渡田2-15-10	野田頭滉貴	株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役廣瀬 泰三	育成医療・更生医療	令和2年8月1日
5	セントラル薬局溝の口不動	川崎市高津区下作延4-27-10-103	窪田 健一	株式会社S F・インフォネット	代表取締役新井 勝	育成医療・更生医療	令和2年8月1日
6	アイセイ薬局川崎田町店	川崎市川崎区田町1-5-1	宮城 彩	株式会社 アイセイ薬局	代表取締役藤井 江美	育成医療・更生医療	令和2年8月1日
7	(有)芝草舎宮崎台調剤薬局	川崎市宮前区宮崎2-2-1 グランデュール宮崎台1F	諸田 悟郎	有限会社 芝草舎	代表取締役諸田 千草	育成医療・更生医療	令和2年8月1日
8	宮前たいら薬局	川崎市宮前区平4-4-1 リレント2号室	松原万紀子	株式会社アポステータス	代表取締役林 昭弘	育成医療・更生医療	令和2年8月1日
9	そよかぜ薬局	川崎市幸区古市場1-34-11	原田 哲王	一般社団法人メディホープかながわ	代表理事佐久間 誠	育成医療・更生医療	令和1年8月1日
10	矢野調剤薬局川崎店	川崎市多摩区菅1丁目1番12号	新井 恵美	株式会社 矢野調剤薬局	代表取締役矢野 大太	育成医療・更生医療	令和2年8月1日
11	昭和薬品幸薬局	川崎市幸区南幸町1-12-3 ローレルSAIWAI	清水十和子	株式会社 昭和薬品	代表取締役和田 博美	育成医療・更生医療	令和2年8月1日

2 訪問看護

No.	訪問看護ステーション名	所在地	事業者名称	代表者氏名	自立支援医療の種類	指定年月日
1	タツミ訪問看護ステーション鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-5-1 エンゼル鷺沼101	株式会社メディプラス	代表取締役瀬崎 哲也	育成医療・更生医療	令和2年8月1日

川崎市告示第454号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月21日から令和2年9月4日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	明津第5号線	川崎市高津区明津152番3先 川崎市高津区明津152番3先	3.09	6.67	
新	明津第5号線	川崎市高津区明津152番1先 川崎市高津区明津152番1先	3.54	6.67	

川崎市告示第455号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年8月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月21日から令和2年9月4日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
明津第5号線	川崎市高津区明津152番1先	
	川崎市高津区明津152番1先	

川崎市告示第456号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和2年8月21日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
寺崎 太洋	医療法人社団正慶会 栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13

令和2年8月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社 ベネッセスタイルケア	1475203038	グランダ武蔵小杉ケアステーション	川崎市中原区市ノ坪373番5	訪問介護
ユースタイルラボラトリー株式会社	1475203046	土屋訪問介護事業所武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪35ハイムシルク203	訪問介護
合同会社多摩の空	1475402820	多摩の空ケアプランハウス	川崎市多摩区登戸1770ヴァンパール89・303号	居宅介護支援
株式会社Noah	1465590336	なないろ訪問看護ステーション	川崎市宮前区野川3024-4露木ハイツ202	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社楽坊	1475502587	楽坊・介護ショップ	川崎市宮前区菅生4-15-18	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与

川崎市告示第457号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年8月21日

川崎市長 福田紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	山本 英世	はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町1-365-1 平成管理ビル3階
変更後			川崎市中原区小杉町2丁目313番地 ポン・ルテュール小杉1階

川崎市告示第458号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和2年8月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第459号

介護保険法等によるサービス事業所等の
廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サー

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和2年8月21日

川崎市長 福田 紀彦

令和2年6月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
アースサポート株式会社	1475601041	アースサポート川崎麻生	川崎市麻生区百合丘1丁目5番12号	訪問介護
特定非営利活動法人 リ・ケア福祉サービス	1475302376	リ・ケア梶ヶ谷ケアプランセンター	川崎市高津区梶ヶ谷3-13-1	居宅介護支援
株式会社イイケア	1475302152	イイケア高津居宅介護支援センター	川崎市高津区下作延3丁目15番32号	居宅介護支援
株式会社イイケア	1475302087	イイケア下作延デイサービス	川崎市高津区下作延3丁目15番32号	地域密着型通所介護

川崎市告示第460号

令和2年第5回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 日 時 令和2年9月1日（火曜日） 午前10時
2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第461号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
3 引取りの方法
(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第462号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月25日から令和2年9月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	溝口第154号線	川崎市高津区溝口5丁目1137番2先	1.21	14.12	
		川崎市高津区二子1丁目1134番1先			
新	溝口第154号線	川崎市高津区溝口5丁目1137番2先	1.21	8.74	
		川崎市高津区溝口5丁目1137番2先			

川崎市告示第463号

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年川崎市規則第32号）第6条第1項の規定により、医療証の更新をするため、次のとおり告示します。

令和2年8月26日

川崎市長 福田紀彦

- 更新日
令和2年10月1日
- 更新期間
令和2年9月4日から令和2年9月30日まで
- 更新方法
医療証の更新は、令和2年9月4日から令和2年9月30日までの間に郵送での交付により行います。
- 医療証の効力
現医療証は令和2年9月30日限りで無効とし、新医療証は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで有効とします。
ただし、令和3年9月30日より前に精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来する場合は、その有効期限の日まで有効とします。
また、令和3年9月より前に身体障害者手帳に再認定年月がある場合には、再認定年月の月末まで有効とし、再認定後の障害程度が本制度の対象であることを確認した場合には、令和3年9月30日まで有効とします。

川崎市告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年8月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年8月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年8月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第467号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第2項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和2年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（新規）

ア 市長 1件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第468号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和2年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 4件

(2) 外部提供

ア 市長 17件

イ 上下水道事業管理者 1件

ウ 病院事業管理者 1件

エ 消防長 2件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第469号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定を解除する区域

宮前区有馬七丁目15番33、15番34及び15番47の一部
（別図のとおり）




2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

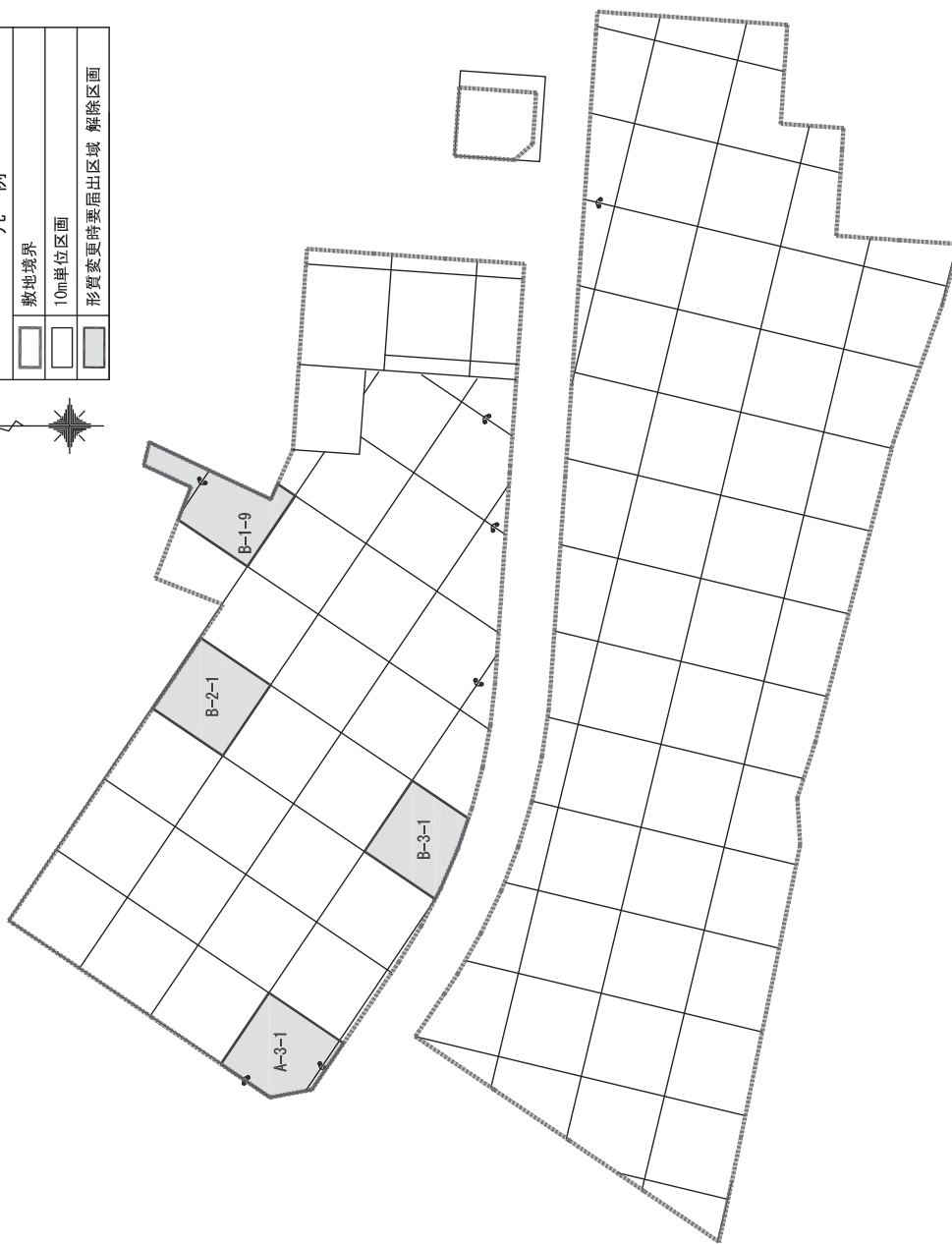
鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物、六価クロム化合物、ほう素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

凡例

	敷地境界
	10m単位区画
	形質変更時要届出区域 解除区画



別図 指定を解除する区画

川崎市告示第470号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月28日から令和2年9月11日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	生 田 第187号線	川崎市多摩区生田 7丁目3185番4先 ----- 川崎市多摩区生田 7丁目3185番4先	1.82	10.94	
新	生 田 第187号線	川崎市多摩区生田 7丁目3185番4先 ----- 川崎市多摩区生田 7丁目3185番4先	2.91	10.94	

川崎市告示第471号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年8月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月28日から令和2年9月11日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
生 田 第187号線	川崎市多摩区生田7丁目3185番4先 ----- 川崎市多摩区生田7丁目3185番4先	

川崎市告示第472号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月28日から令和2年9月11日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	登 戸 第183号線	川崎市多摩区登戸695番先 ----- 川崎市多摩区登戸695番先	2.27	18.10	
新	登 戸 第183号線	川崎市多摩区登戸695番先 ----- 川崎市多摩区登戸695番先	3.13	18.10	

川崎市告示第473号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年8月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月28日から令和2年9月11日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
登 戸 第183号線	川崎市多摩区登戸695番先 ----- 川崎市多摩区登戸695番先	

川崎市告示第474号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月31日から令和2年9月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	中 野 島 第45号線	川崎市多摩区中野島 5丁目1820番3先 ----- 川崎市多摩区中野島 5丁目1819番3先	2.91	18.53	
新	中 野 島 第45号線	川崎市多摩区中野島 5丁目1819番12先 ----- 川崎市多摩区中野島 5丁目1819番17先	4.00	18.53	

川崎市告示第475号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年8月31日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月31日から令和2年9月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中野島 第45号線	川崎市多摩区中野島5丁目1819番12先	
	川崎市多摩区中野島5丁目1819番17先	

川崎市告示第476号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月31日から令和2年9月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中野島 第82号線	川崎市多摩区中野島6丁目1908番17先	1.82	16.55	
		川崎市多摩区中野島6丁目1908番17先			
新	中野島 第82号線	川崎市多摩区中野島6丁目1908番14先	2.91	16.55	
		川崎市多摩区中野島6丁目1908番1先	2.93		

川崎市告示第477号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年8月31日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月31日から令和2年9月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中野島 第82号線	川崎市多摩区中野島6丁目1908番14先	
	川崎市多摩区中野島6丁目1908番1先	

川崎市告示第478号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

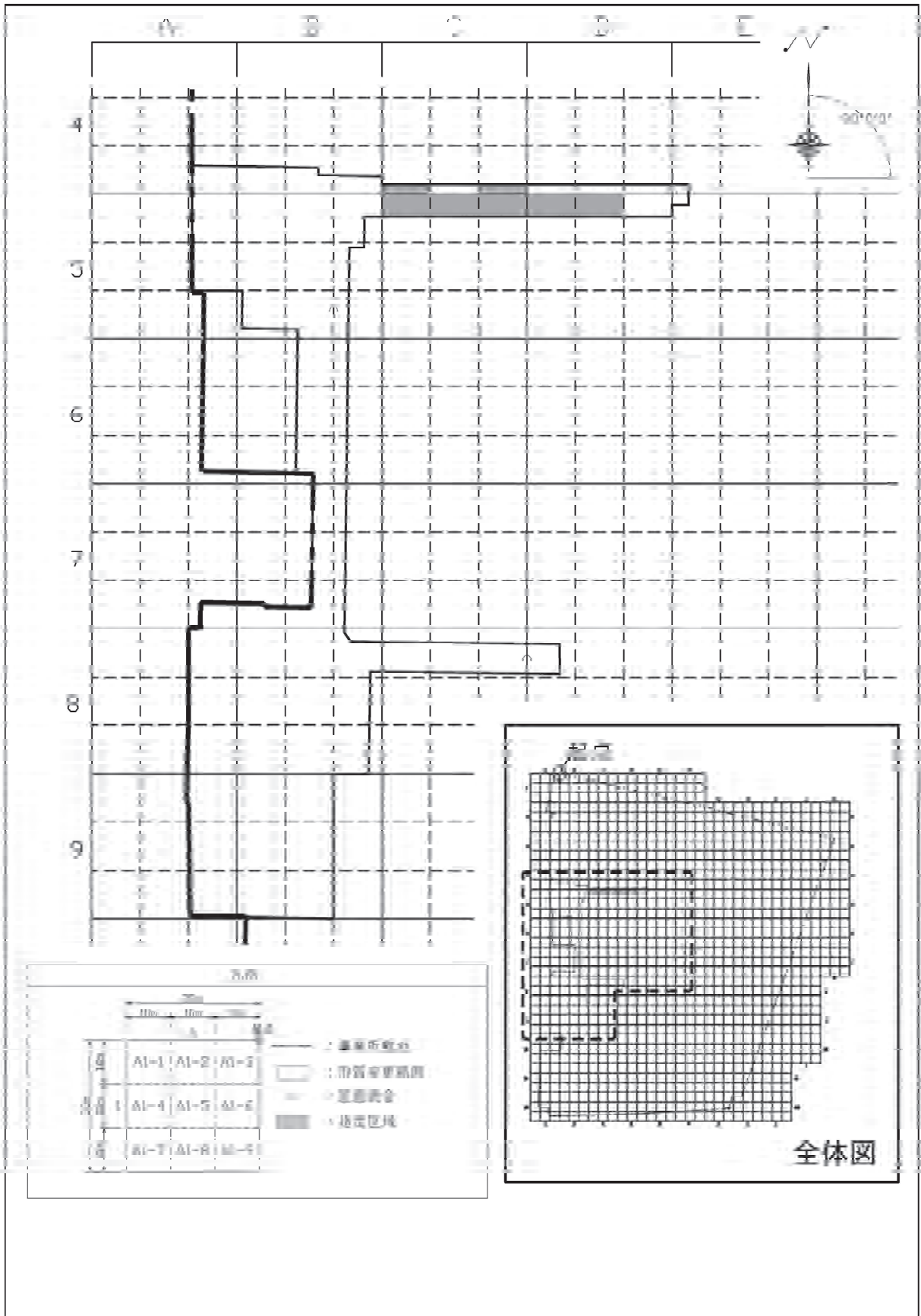
1 指定する区域

幸区小向東芝町1番1の一部

(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物



別図 指定する区域

川崎市告示第479号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月31日から令和2年9月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生第320号線	川崎市宮前区水沢3丁目2827番11先 川崎市宮前区水沢3丁目2827番11先	3.64	10.90	
新	菅生第320号線	川崎市宮前区水沢3丁目2827番14先 川崎市宮前区水沢3丁目2827番18先	4.00	10.90	

川崎市告示第480号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年8月31日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月31日から令和2年9月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生第320号線	川崎市宮前区水沢3丁目2827番14先 川崎市宮前区水沢3丁目2827番18先	

川崎市告示第481号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月31日から令和2年9月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第51号線	川崎市宮前区野川本町1丁目291番2先 川崎市宮前区野川本町1丁目291番2先	2.73	25.71	
新	野川第51号線	川崎市宮前区野川本町1丁目291番25先 川崎市宮前区野川本町1丁目291番31先	4.00 ～ 4.50	25.71	

川崎市告示第482号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年8月31日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年8月31日から令和2年9月14日まで一般の縦覧に供します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第51号線	川崎市宮前区野川本町1丁目291番25先 川崎市宮前区野川本町1丁目291番31先	

税 告 示

川崎市税告示第4号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正しますので、同条例第23条の6第4項の規定により告示します。

令和2年8月19日

川崎市長 福田紀彦

表中

「

特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター（川崎市麻生区上麻生1丁目11番5号）	左に掲げるものの特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金	平成27年8月11日から令和2年8月10日まで
---	------------------------------	-------------------------

」

を

特定非営利活動法人 あさお市民活動サポ ートセンター(川崎 市麻生区上麻生1丁 目11番5号)	左に掲げるも のの特定非営 利活動に係る 事業に関連す る寄附金	平成27年8月11日 から令和7年8月 10日まで
---	--	---------------------------------

に改める。

公 告

川崎市公告第665号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和2年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 事業名
令和2年度WEB合同企業就職説明会開催業務委託
- 2 履行期間
契約締結日から令和3年3月19日(金)まで
- 3 履行場所
川崎市内 他
- 4 事業概要
本業務は、新規大学卒業予定者や若年求職者の早期安定雇用促進及び市内中小企業の高度外国人材獲得支援のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、WEB上での合同企業就職説明会を開催し、求職者と求人企業の接点づくりを行い、これをもって就業マッチングを図るものです。
- 5 参加者の資格要件
本事業の応募資格は、次の条件をすべて満たすものとなります。
(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(2) 平成31、32年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種・種目(委託:業種「その他業務」、種目「その他」)に登録申請していること。
(3) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
(5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
(6) 当業務について確実に履行することができること。
- 6 担当部局

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

電話番号(直通) 044(200)2276

FAX番号 044(200)3598

電子メール 28roudou@city.kawasaki.jp

7 実施要領の交付及び参加意向申出書について

- (1) 参加意向申出書の提出期限
令和2年8月17日(月)～8月25日(火)17時
- (2) 提出場所
6の担当部局と同じ
- (3) 提出書類
参加意向申出書(様式1)
誓約書(様式2)
- (4) 提出方法
提出期日までに、原本を担当部局宛てに郵送または持参により提出してください(※郵送の場合、受付期間内必着)。
- (5) 参加資格確認の結果通知
令和2年8月27日(木)に電子メールにより通知します。

8 企画提案書類の提出について

- (1) 提出期間及び受付時間
令和2年9月7日(月)～9月8日(火)17時
9時～17時(12時～13時を除く。)
- (2) 提出方法
担当部局に持参してください。
- (3) 提出書類 8部(原本1部+写し7部)
ア 企画提案書
イ 見積書
ウ 会社概要(パンフレット等)

9 企画提案選考委員会(書面審査)の実施と選定結果の通知

- (1) 企画提案選考委員会(書面審査)の実施日
令和2年9月14日(月)～9月17日(木)
(※書面質疑 9月15日(火)～9月16日(水))
- (2) 時間等
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事前に提出いただいた企画提案書の書面審査により選考を行います。提案内容に関して選定委員から質疑があった場合、事務局から該当事業者へ審査期間中に一度電子メールを送信(9月15日(火)予定)しますので、該当事業者は受信したメールに対して回答を返信(9月16日(水)予定)してください。
- (3) 選定結果通知
令和2年9月23日(水)予定
- (4) 契約の締結(予定)

選定業者と詳細について協議し、協議が成立した場合、令和2年9月30日(水)に契約を締結予定です。

10 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

12 選考方法

5名の選考委員が応募者から提出された企画提案書類について、資格審査及び書面審査を行い、選定します。

13 その他必要と認める事項

- (1) 概算金額
2,112,660円(税込)
- (2) 企画書の作成及び提出に関する提出者の費用負担について
企画提案書の作成及び提出、企画提案会の出席に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 詳細につきましては、本事業の募集要項等を参照ください。

川崎市公告第666号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和2年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道川崎1号線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市川崎区渡田山王町2番地先他1箇所
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年8月31日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	幸区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(歩道透水性)工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬3丁目32番地先
	履行期限	契約の日から令和3年2月28日まで
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 	

参加資格	<p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年8月31日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件3)

競争入札に付する事項	件名 出来野公園ほか遊具更新工事
	履行場所 川崎市川崎区日ノ出2丁目17-3ほか7箇所
	履行期限 契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年8月31日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	市道宮本町1号線電線共同溝工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮本町1番地先
	履 行 期 限	契約の日から230日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 業種「土木」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用)</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年8月31日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内市道川崎駅丸子線舗装道補修(切削)及び自転車通行環境整備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上丸子山王町2丁目1369番地先
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p>	

参加資格	(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年8月31日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第667号

入 札 公 告

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称 川崎市中部リハビリテーションセンター
(井田地域生活支援センター)

(2) 所在地 川崎市中原区井田3丁目16番1号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれに基づく規則の規定に従います。業務の範囲は、指定管理仕様書に定めます。

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 指定管理者応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

エ 平成29・平成30・令和元年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。
ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。

オ 令和元年度における事業実績報告書及び令和2年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

カ 役員の名簿及び履歴書

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 仕様書等の配布期間

令和2年8月18日(火)から令和2年9月25日(金)まで

(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

令和2年9月16日(水)から令和2年9月25日(金)まで

(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

電話番号 044-200-3608

F A X 044-200-3932

電子メール 40seisin@city.kawasaki.jp

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

電話番号 044-200-3608
FAX 044-200-3932
電子メール 40seisin@city.kawasaki.jp

川崎市公告第668号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名称 柿生学園
- (2) 所在地 川崎市麻生区五力田2丁目20番10号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター
条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定
管理者が行う業務は次のとおりです。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律（以下「障害者総合支援法」という。）
第5条第7項に規定する生活介護に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入
所支援に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入
所に関すること。
- (4) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相
談支援に関すること。
- (5) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相
談支援に関すること。
- (6) 居宅において介護を行う者の疾病、その他の理由
により、介護を必要とする障害者総合支援法第4条
第1項に規定する障害者に対する、昼間における排
せつ又は食事の介護、その他の便宜の供与に関する
こと（「日中一時支援」）
- (7) 施設の維持管理に関すること。
- (8) その他施設の設置目的を達成するために必要な業
務

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

- ア 指定管理者応募書
- イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び
収支予算書
- ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- エ 平成29・平成30・令和元年度における財産目
録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。
ただし、提出日の属する事業年度に設立された法
人にあつては、その設立時における財産目録とし
ます。
- オ 令和元年度における事業実績報告書及び令和2

- カ 役員の名簿及び履歴書
- キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め
る書類

(2) 仕様書等の配布期間

令和2年8月18日（火）から令和2年9月25日
（金）まで

（土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から
正午、午後1時から午後5時まで）

(3) 応募の受付期間

令和2年9月16日（水）から9月25日（金）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から
正午、午後1時から午後5時まで）

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2654

(5) 提出方法

持参（郵送による提出はできません。）

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話 044-200-2654
FAX 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第669号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名称 川崎市中部リハビリテーションセンター
（井田日中活動センター）
- (2) 所在地 川崎市中原区井田3-16-1

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター
条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定
管理者が行う業務は次のとおりです。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律（以下「障害者総合支援法」という。）
障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介
護に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓
練のうち、同法施行規則第6条の6第2号に規定さ
れた生活訓練に関すること
- (3) 障害者総合支援法第5条第13項に規定された就労

移行支援に関すること。

- (4) 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業に関すること。
- (5) 障害者総合支援法第5条第15項に規定された就労定着支援に関すること。
- (6) 施設の維持管理に関すること。
- (7) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 指定管理者応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

エ 平成29・平成30・令和元年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。

ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。

オ 令和元年度における事業実績報告書及び令和2年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

カ 役員の名簿及び履歴書

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 仕様書等の配布期間

令和2年8月18日(火)から令和2年9月25日(金)まで

(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

令和2年9月16日(水)から9月25日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

電話 044-200-2654

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話 044-200-2654

FAX 044-200-3932

E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第670号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名称 川崎市中部リハビリテーションセンター
(井田在宅支援室)

(2) 所在地 川崎市中原区井田3-16-1

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 総合相談窓口機能の設置

(2) 最適生活スタイルの設計

(3) 身体・精神機能の維持・改善訓練

(4) 日常動作改善のための支援

(5) 介護者に対する介護指導

(6) 対象者及び介護者に対する保健指導

(7) 住宅改修等の指導

(8) リハビリテーション機器や福祉用具の選定及び操作方法の指導

(9) ウェルフェアイノベーションの推進

(10) 関係機関のバックアップや、地域拠点として地域全体の支援やサービスの質の向上に資する取組

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 指定管理者応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

エ 平成29・平成30・令和元年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。

ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。

オ 令和元年度における事業実績報告書及び令和2年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

カ 役員の名簿及び履歴書

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 仕様書等の配布期間

令和2年8月18日(火)から令和2年9月25日(金)まで

(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

令和2年9月16日(水)から9月25日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2654

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話 044-200-2654
FAX 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第671号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。
令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名称

- ア 川崎市南部身体障害者福祉会館
- イ 川崎市ふじみ園

(2) 所在地 川崎市川崎区大島1丁目8番6号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市身体障害者福祉会館条例、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 南部身体障害者福祉会館

- ア 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと
- イ 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定された生活介護事業
- エ 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業
- オ 身体障害者福祉団体等が行う身体障害者福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜の提供

カ 施設の維持管理

キ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

※ 上記のほか、障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業は、別途委託契約のうえ、指定管理者の業務となります。

(2) ふじみ園

ア 障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介護事業

イ 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業

ウ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業

エ 施設の維持管理

オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 組織図・職員配置計画書

エ 現に経営している社会福祉事業等の概要

オ 指定管理者に関する申立書

カ 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する旨の書面

キ コンプライアンスに関する申告書

ク 法人に関する関係書類

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 平成29・平成30・令和元年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とします。

(ウ) 令和元年度事業実績報告書、令和2年度の事業計画書及び収支予算書

(エ) 役員の名簿及び履歴書

(オ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に関する規定その他法人等の諸規程類)

(カ) 平成30・令和元年度の実地指導及び監査に関する結果通知、指摘文書、改善報告書等の資料の写し

(キ) 平成30・令和元年度の納税証明書(法人市民

税、固定資産税、消費税及び地方消費税)【納税義務のない法人については、「オ 指定管理者に関する申立書】

(ク) 法人の概要が分かるパンフレット

※関係書類が提出できない場合、その旨記した書面を提出(様式任意)

(2) 仕様書等の配布期間

令和2年8月18日(火)から9月25日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

令和2年9月14日(月)から9月25日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2928

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

- ア 川崎市南部身体障害者福祉会館
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
電 話 044-200-2928
F A X 044-200-3932
E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp
- イ ふじみ園
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電 話 044-200-2654
F A X 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第672号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称

- ア 川崎市北部身体障害者福祉会館
イ 川崎市わーくす高津

(2) 所在地 川崎市高津区溝口1-18-16

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市身体障害者福祉会館条例、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 北部身体障害者福祉会館

ア 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと

イ 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定された生活介護事業

エ 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業

オ 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜の提供

カ 施設の維持管理

キ 川崎市福祉バスの受付業務

ク その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

※ 上記のほか、障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業は、別途委託契約のうえ、指定管理者の業務となります。

(2) わーくす高津

ア 障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介護事業

イ 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業

ウ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業

エ 施設の維持管理

オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 組織図・職員配置計画書

エ 現に経営している社会福祉事業等の概要

オ 指定管理者に関する申立書

カ 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する旨の書面

キ コンプライアンスに関する申告書

ク 法人に関する関係書類

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 平成29・平成30・令和元年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算

書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。

(ウ) 令和元年度事業実績報告書、令和2年度の事業計画書及び収支予算書

(エ) 役員の名簿及び履歴書

(オ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に関する規定その他法人等の諸規程類)

(カ) 平成30・令和元年度の実地指導及び監査に関する結果通知、指摘文書、改善報告書等の資料の写し

(キ) 平成30・令和元年度の納税証明書(法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税)【納税義務のない法人については、「オ 指定管理者に関する申立書」】

(ク) 法人の概要が分かるパンフレット

※関係書類が提出できない場合、その旨記した書面を提出(様式任意)

(2) 仕様書等の配布期間

令和2年8月18日(火)から9月25日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

令和2年9月14日(月)から9月25日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2928

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

ア 川崎市北部身体障害者福祉会館
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
電話 044-200-2928
FAX 044-200-3932
E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

イ わーくす高津

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話 044-200-2654
FAX 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第673号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名称

川崎市中部身体障害者福祉会館

(2) 所在地

川崎市中原区小杉御殿町2-114-1

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市身体障害者福祉会館条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと

(2) 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定された生活介護事業

(4) 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業

(5) 身体障害者福祉団体等が行う身体障害者福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜の提供

(6) 施設の維持管理

(7) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
※ 上記のほか、障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業は、別途委託契約のうえ、指定管理者の業務となります。

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 組織図・職員配置計画書

エ 現に経営している社会福祉事業等の概要

オ 指定管理者に関する申立書

カ 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する旨の書面

キ コンプライアンスに関する申告書

ク 法人に関する関係書類

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 平成29・平成30・令和元年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算

書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とします。

(ウ) 令和元年度事業実績報告書、令和2年度の事業計画書及び収支予算書

(エ) 役員の名簿及び履歴書

(オ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
(就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に関する規定その他法人等の諸規程類)

(カ) 平成30・令和元年度の実地指導及び監査に関する結果通知、指摘文書、改善報告書等の資料の写し

(キ) 平成30・令和元年度の納税証明書(法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税)【納税義務のない法人については、「オ 指定管理者に関する申立書」】

(ク) 法人の概要が分かるパンフレット

※関係書類が提出できない場合、その旨記した書面を提出(様式任意)

(2) 仕様書等の配布期間

令和2年8月18日(火)から9月25日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

令和2年9月14日(月)から9月25日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2928

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
電 話 044-200-2928
F A X 044-200-3932
E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

川崎市公告第674号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称

川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館

(2) 所在地

川崎市多摩区中野島6丁目13番5号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市身体障害者福祉会館条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと

(2) 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定された生活介護事業

(4) 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜の提供

(5) 施設の維持管理

(6) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
※ 上記のほか、障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業は、別途委託契約のうえ、指定管理者の業務となります。

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 組織図・職員配置計画書

エ 現に経営している社会福祉事業等の概要

オ 指定管理者に関する申立書

カ 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する旨の書面

キ コンプライアンスに関する申告書

ク 法人に関する関係書類

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 平成29・平成30・令和元年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とします。

(ウ) 令和元年度事業実績報告書、令和2年度の事業計画書及び収支予算書

(エ) 役員の名簿及び履歴書

(オ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
(就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に関する規定その他法人等の諸規程類)

(カ) 平成30・令和元年度の実地指導及び監査に関する結果通知、指摘文書、改善報告書等の資料

の写し

(キ) 平成30・令和元年度の納税証明書(法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税)【納税義務のない法人については、「オ 指定管理者に関する申立書」】

(ク) 法人の概要が分かるパンフレット

※関係書類が提出できない場合、その旨記した書面を提出(様式任意)

2) 仕様書等の配布期間

令和2年8月18日(火)から9月25日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

3) 応募の受付期間

令和2年9月14日(月)から9月25日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2928

5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
電話 044-200-2928
FAX 044-200-3932
E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

川崎市公告第675号

下記施設は非公募の施設となっており、本市の政策や当該施設の管理運営に係る方針に変更がなく、当初(平成28年度～令和元年度)指定管理期間の管理運営状況が優良で、また、次期指定管理期間の協定条件について、本市と指定管理者の双方が合意できることから、非公募更新として現行の指定管理者である社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会を次期指定管理者として指定するに当たり次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名称 川崎市聴覚障害者情報文化センター
- (2) 所在地 川崎市中原区井田三舞町14番16号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市聴覚障害者情報文化センター条例及び同施行規則に従うものとします。また、業務の範囲は次のとおりです。

- (1) 聴覚障害者のための録画物の製作、貸出し等聴覚

障害者への情報提供に関すること。

- (2) 手話通訳者又は要約筆記者の派遣等聴覚障害者の情報伝達の支援に関すること。

- (3) 聴覚障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。

- (4) 聴覚障害者の文化、学習及びレクリエーション活動の支援に関すること。

- (5) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。

- (6) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定応募書(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

ウ 組織図(様式3-1)及び職員配置計画書(様式3-2)

※ 施設長予定者について、履歴書を添付してください。

エ 5年間収支予算書(様式4-1)、5年間収支予算書内訳(様式4-2)、各年度収支予算書内訳(様式4-3)、人件費に係る経費見積(様式4-4)

オ 現に運営している社会福祉事業等の概要(様式5)

カ コンプライアンス(法令順守)に関する申告書(様式6)

キ 誓約書(様式7)

ク 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、本市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する旨の書面(様式8)

ケ 法人に関する関係書類

(ア) 定款又は寄附行為

(イ) 登記事項証明書(提出の日から3か月以内に発行されたもの)

(ウ) 平成29・平成30・令和元年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書及び収支計算書、並びに令和元年度事業実績報告書

(エ) 令和元・2年度の法人の事業計画書及び収支予算書

(オ) 役員の名簿及び履歴書

(カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に関する規定その他法人等の諸規程類)

(キ) 過去2年分の法人市民税、事業所税等の納付

書の写し又は(様式9)

(ク) 平成30・令和元年度の監査結果及び指導事項
に対する対応状況に関する書類

※ 関係書類が提出できない場合、その旨記し
た書面を提出してください(様式任意)

(2) 募集要項・仕様書等の配布期間

令和2年8月18日(火)から令和2年9月18日
(金)まで

(土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から
午後5時まで。正午から午後1時までを除く)

(3) 応募の受付期間

令和2年9月7日(月)から令和2年9月18日
(金)まで

(土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から
午後5時まで。正午から午後1時までを除く)

(4) 募集要項・仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課
川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館10階

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課
電 話 044-200-2676

F A X 044-200-3932

E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

川崎市公告第676号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田 紀 彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称

川崎市三田福祉ホーム

(2) 所在地

川崎市多摩区三田2-3256

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市中心身障害者総合リハビリテー
ションセンター条例及びこれに基づく規則で定める規
定に従います。業務の範囲は、次のとおりです。

(1) 障害者総合支援法第5条第28項に規定された福祉
ホーム事業

(2) 施設の維持管理

(3) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 提出書類(正本1部、写し15部及び電磁記録媒体)

(1) 応募書(様式1)

(2) 事業計画書(様式2)

(3) 組織図・職員配置計画書(様式3-1、3-2)

(4) 収支予算書(様式4-1)、収支予算書内訳(5
年分)(様式4-2)、収支予算書内訳(年度別)(様
式4-3)及び人件費に係る経費見積(様式4-4)

(5) 現に経営している社会福祉事業等の概要(様式5)

(6) 指定管理者に関する申立書(様式6) ※納税義務
がない場合のみ

(7) 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについ
て、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼すること
を同意する旨の書面(様式7)

(8) コンプライアンスに関する申告書(様式8)

(9) 法人等の関係

ア 定款又は寄附行為

イ 登記事項証明書(提出の日から3か月以内に発
行されたものを提出してください。)

ウ 平成29・平成30・令和元年度の財産目録、貸借
対照表及び損益計算書又は収支計算書(令和2年
度に設立された法人等にあつては、その設立時
における財産目録)

エ 令和2年度の法人等の事業計画書及び収支予算
書、令和元年度事業実績報告書

オ 役員の名簿及び履歴書

カ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(就
業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に關
する規定その他法人等の諸規程類)

キ 法人の概要が分かるパンフレット等

ク 平成30・令和元年度の監査結果及び指導事項に
対する対応状況に関する書類

ケ 平成30・令和元年度の納税証明書(法人市民
税、固定資産税、消費税及び地方消費税)【※納
税義務のない法人については、申立書(様式6)
を添付】

5 仕様書等の配布期間

令和2年8月18日(火)から令和2年9月24日(木)
まで

(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午ま
で、午後1時から午後5時まで)

6 応募の受付期間

令和2年9月11日(金)から令和2年9月25日(金)
まで

(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午ま
で、午後1時から午後5時まで)

7 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

電話 044-200-2676

8 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)
 9 問い合わせ先
 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
 電話 044-200-2676
 F A X 044-200-3932
 E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

川崎市公告第677号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

築造主	川崎市高津区千年496番		
住所・氏名	小泉 淳三		
道路位置の地名・地番	高津区千年674番1の一部、675番の一部、水路の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	2.03メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第210号		指 定 年月日	令和2年 8月18日

川崎市公告第678号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月19日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	末長トンネル照明更新工事
	履行場所	川崎市高津区末長4丁目10番地先
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月14日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎駅西口8号ペDESTリアンデッキほか1か所エレベーター更新工事
	履 行 場 所	川崎市幸区堀川町地内ほか1か所
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績（元請に限る。）を平成17年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月14日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	道路情報提供装置撤去工事
	履 行 場 所	川崎市幸区河原町1番地先他3箇所
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」種目「その他の通信設備」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「電気通信」）を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月4日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	総合福祉センター給水その他設備改修工事
	履行場所	川崎市中原区上小田中6丁目22番5号
	履行期限	契約の日から令和3年3月5日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月9日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	こども家庭センター外壁改修その他工事
	履行場所	川崎市幸区鹿島田1丁目21番9号
	履行期限	契約の日から令和3年2月26日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。	

参 加 資 格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月18日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港海底トンネル設備改修その42（排水ポンプ）工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町、東扇島及び同地先
	履 行 期 限	契約の日から令和3年2月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月9日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 宮前平小学校わくわくプラザトイレ改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区宮前平3丁目14番地1
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月12日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」又は「D」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月16日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 犬蔵小学校ほか1校トイレ改修その他その1工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区犬蔵1丁目3番1号ほか1校
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月29日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月30日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名 大師小学校ほか3校困障改修その他工事
	履行場所 川崎市川崎区東門前2丁目6番1号ほか3校
	履行期限 契約の日から令和3年3月25日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月23日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件名	菅生小学校蓄電池設備設置工事
	履行場所	川崎市宮前区菅生1丁目5番1号
	履行期限	契約の日から令和3年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月30日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第679号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年8月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川字西耕地2962番
ほか5筆の一部
1,420平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目6番地17

株式会社 成建

代表取締役 浅川 聡

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：9戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和1年9月5日
川崎市指令 ま宅審（イ）第58号
令和1年10月9日
川崎市指令 ま宅審（イ）第70号（変更）

令和2年5月21日
川崎市指令 ま宅審(イ)第14号(変更)

川崎市公告第680号

(仮称)大師駅前二丁目マンション計画東西街区に係る事後調査報告書(供用時その1)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第39条で定める事項について次のとおり公告します。

令和2年8月21日
川崎市長 福田紀彦

事後調査報告書について

- 1 事後調査実施者
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル
名 称：住友不動産株式会社
代表者：住宅分譲事業本部企画管理部長 畑野義人
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
(仮称)大師駅前二丁目マンション計画東西街区
 - (2) 種類
住宅団地の新設(第2種行為)
大規模建築物の新設(第2種行為)
- 3 事後調査報告書の要旨
 - 第1章 指定開発行為の概要
 - 第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査の概要
 - 第3章 環境保全のための措置の実施状況
 - 第4章 事後調査結果資料編
- 4 事後調査報告書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
 - (1) 期間
令和2年8月21日(金)から
令和2年9月23日(水)まで
 - (2) 場所
川崎区役所、川崎区役所大師支所及び環境評価室
土曜日、日曜日及び祝日は除く
 - (3) 時間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第681号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

川崎市多摩区西生田1丁目、同菅馬場4丁目、麻生区高石3丁目の各一部の地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和2年8月21日
川崎市長 福田紀彦

- 1 地図及び簿冊の名称
地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間
令和2年8月21日(金)から令和2年9月10日(木)まで
- 3 閲覧場所
 - (1) 市役所閲覧
 - ア 場所 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク14階
建設緑政局道路管理部管理課
 - イ 日時 上記閲覧期間
8時30分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び下記地元閲覧日を除く)
 - (2) 地元閲覧
 - ア 場所 川崎市多摩区登戸1775番地1
川崎市多摩区役所6階 601会議室
 - イ 日時 令和2年9月5日(土)、9月6日(日)及び9月7日(月)の3日間
9時30分から16時まで
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

川崎市公告第682号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月21日
川崎市長 福田紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 携帯トイレ購入
	履 行 場 所 堤根処理センター、市内の小学校、中学校及び災害時に避難所となる施設
	履 行 期 限 令和2年12月28日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(6) 平成22年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。</p> <p>(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p> <p>(8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和2年9月30日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第683号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 小倉西住宅用地測量等業務委託
	履 行 場 所 川崎市幸区小倉五丁目1630番7ほか
	履 行 期 限 令和3年3月12日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和2年9月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	清水台住宅用地測量等業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区菅生四丁目1439番1ほか
	履 行 期 限	令和3年3月12日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩区内都市計画道路世田谷町田線地質調査委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸新町348番地先
	履 行 期 限	令和2年12月25日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」「準市内」で登録されている者 (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」種目「陸上ボーリング」で登録されている者。 (5) 主任技術者は、地質調査技士又は技術士（建設部門：土質及び基礎）の資格を有するものであること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	生田緑地ばら苑アクセス路擁壁予備設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区长尾二丁目地内
	履 行 期 限	令和3年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「土質及び基礎部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎駅西口道路維持（駅広清掃その2）委託
	履 行 場 所	川崎市幸区堀川町地内
	履 行 期 限	令和3年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月24日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	東扇島小型船溜防波堤設置詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島地先
	履 行 期 限	令和3年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。</p> <p>ア 管理技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>イ 照査技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月24日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	土地境界確定等測量委託（その14）
	履 行 場 所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	令和3年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可））確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社社員）であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月24日14時00分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	土地境界確定等測量委託(その15)
	履行場所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月25日16時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	土地境界確定等測量委託(その16)
	履行場所	川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月24日16時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	土地境界確定等測量委託 (その17)
	履 行 場 所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	令和3年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月25日14時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	土地境界確定等測量委託 (その18)
	履 行 場 所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	令和3年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p>	

参加資格	(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。 また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社社員)であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年9月23日14時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件名 土地境界確定等測量委託(その19)
	履行場所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履行期限 令和3年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。 また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社社員)であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年9月25日10時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件13)

競争入札に付する事項	件名 土地境界確定等測量委託(その20)
	履行場所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履行期限 令和3年3月31日限り

参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可）確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年9月24日10時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件14)

競争入札に付する事項	件名	土地境界確定等測量委託（その21）
	履行場所	川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履行期限	令和3年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可）確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月23日10時00分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件15)

競争入札に 付する事項	件 名	土地境界確定等測量委託 (その22)
	履 行 場 所	川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	令和3年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月23日16時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第684号

令和2年8月24日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	早野聖地公園中ノ谷の杜北側尾根壁面型墓所第6期整備工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区早野732
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参 加 資 格	(9) 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「造園」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年9月17日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	京王菅東公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅5丁目2-32ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和3年1月25日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年9月7日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線(小杉御殿工区)道路築造(電線共同溝その3)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目地内他
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年9月17日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生区内主要地方道世田谷町田舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区万福寺4丁目1番地先
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>	

参 加 資 格	(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年9月7日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港係留施設エプロン改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島32番2
	履 行 期 限	契約の日から令和2年11月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年9月7日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 千鳥町鉄道敷護岸改良その3工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区千鳥町地先
	履 行 期 限 契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年9月17日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 千鳥町荷捌地整備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区千鳥町22
	履 行 期 限 契約の日から110日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p>

参加資格	(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年9月7日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区内防護柵設置工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区上麻生3丁目3番地先他4箇所
	履 行 期 限 契約の日から110日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年9月7日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第685号

入 札 公 告

令和2年8月24日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

令和2年度川崎市立小学校等野菜裁断機刃保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市立小学校及び教育委員会事務局健康給食推進室

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

学校等において野菜裁断機刃の保守点検等を行い、安全かつ円滑な給食調理環境を整備することを目的とする。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」・種目「電気機械」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

(5) 過去3年間に、本市又は他官公庁において、厨房機器備品において同等の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければならない。なお、競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布するほか、川崎市教育委員会ホームページの「令和2年度川崎市立小学校等野菜裁断機刃保守点検業務委託受託事業者募集について」(アドレス<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000120017.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができる。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 桧垣担当
電 話 : 044-200-3894 (直通)

電子メール : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年8月24日(月)から令和2年8月28日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。

(3) 提出書類

競争入札参加申込書及び競争入札参加申込書に記載された添付書類一式。

※ 書類の提出に不備がある場合、無効となる場合があります。

※ 提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 提出方法

持参

(5) その他

申込に関して必要となる費用は、申込者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

4 競争参加資格確認通知書等の交付

競争参加申込書を提出した者には、平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和2年9月1日(火)までに送付する。なお、電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付する。

また、競争参加資格があると認められた者には、約款、入札書及び入札内訳書も併せて交付するものとする。

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができる。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けない。

また、入札参加者以外の質問には回答しない。

ア 質問書の配布及び提出場所

3(1)と同じとする。

イ 質問書の配布及び提出期間

令和2年9月1日(火)~令和2年9月4日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。)

ウ 質問書の提出方法

問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メールにて送信するとともに、必ず担当者あて電話連絡を行うこと。

(2) 回答

ア 回答予定日

令和2年9月8日(火)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、電子メール又はFAXにて送付する。

なお、回答後の再質問は受け付けない。

6 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

入札は所定の入札書及び入札内訳書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 日時 令和2年9月16日(水)午前10時00分

イ 場所 川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎 15階 第3会議室

(3) 入札保証金

ア 川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除する。

イ ア以外の場合は、入札金額の2パーセントを納付しなければならない。

(4) 開札の日時及び場所

7(2)に同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とする。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがある。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とする。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とする。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 前払金

無し

(3) 契約書の作成要否

必要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」において閲覧することができる。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合がある。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによる。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じとする。

川崎市公告第686号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名

令和2年度第10回たま音楽祭実施委託

2 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3 履行場所

多摩区総合庁舎、その他多摩区内に必要な場所

4 業務概要

たま音楽祭は、地域住民で構成される「たま音楽祭実行委員会」がイベントを企画、準備、運営する実施主体となり、区民による手づくりの音楽祭を開催することで、市民の自主的な音楽活動による一層の地域住民交流と地域活性化を図ることを目指すものです。本業務は、たま音楽祭実施に係る一連の業務を行うものです。

詳細は、委託仕様書によります。

5 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「99その他業務」の内、種目「01催物会場設営及びイベント、運営・企画」で登録している者

(4) 事業目的・趣旨等を理解し、確実に事業を履行でき、過去5箇年間に、本市又はその他の官公庁において、類似の音楽事業実施委託契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること

6 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」または、次の配布・提出場所において一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参または郵送により提出してください。

入札参加資格を証する書類は、上記5-(4)について、実績等を記載したものです。(書式自由)

・「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出先

〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎10階
多摩区役所まちづくり推進部地域振興課

電話 044-935-3131

FAX 044-935-3391

電子メール 71tisin@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年8月25日(火)午前8時30分から9月2日(水)午後5時まで(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参または郵送

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 6(1)に同じ

(2) 日時 9月4日(金)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。

8 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

6(1)に同じ

(2) 質問受付期間

8月25日(火)から9月4日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び9月7日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、閉庁日

(土曜日、日曜日及び祝日)並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール

(5) 回答方法

9月9日(水)午後5時までに一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては、回答しません。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記5の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

10 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 9月14日(月)午前10時

イ 入札場所 〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775番地1

多摩区総合庁舎11階1102会議室

(3) 入札書の提出方法 持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入

札は無効とします。

11 契約手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否 必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは6に記載)及び「6(1)配布・提出先」で閲覧することができます。

12 その他

関連情報を入手するための窓口は、「6(1)配布・提出先」と同じ。

川崎市公告第687号

入 札 公 告 (役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和2年度家庭系プラスチック廃棄物及び食品ロス実態調査等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月19日まで
- (4) 業務内容

家庭系ごみの実態調査及び事業系ごみ組成調査により、市民及び事業者から発生するごみの分析並びに市民の分別意識についての調査に関する業務

2 競争参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市競争参加資格審査申請書により、業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」に登録していること。
- (3) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」から競争参加申込書をダウンロードすること。また、入札に参加を希望するものは、(4)の書類を提出すること。

- (1) 提出場所 川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当(第3庁舎15階)

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044-200-2564

F A X 044-200-3923

メール 30haise@city.kawasaki.jp

- (2) 提出期間 令和2年8月25日から令和2年8月31日まで
(土・日及び祝日を除く9時から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 提出方法

上記提出期間内に郵送(8月31日必着)、持参、又はメール

(4) 添付書類

ア 競争参加申込書

イ 上記2(3)の契約内容を確認できる契約書の写し

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められたものには、競争参加資格確認通知書を令和2年9月2日に交付する。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信する。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年9月2日
10時から17時まで
(12時から13時までを除く。)

5 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失する。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

6 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。
- (2) 問い合わせ期間 令和2年9月2日から令和2年9月7日まで
(土・日及び祝日を除く9時から12時まで及び13時から17時まで)
- (3) 問い合わせ方法 入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に提出すること。
- (4) 質問受付方法 持参、電子メールによる。
アドレス 30haise@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法

令和2年9月9日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書（電子メール）で送付する。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しない。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。
- (2) 入札の日時 令和2年9月11日 11時00分
- (3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎15階
第3会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 開札の日時 上記7(2)に同じ
- (6) 開札の場所 上記7(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思が無い者とみなす。）。
- (8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とする。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とする。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できる。

9 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じ。

川崎市公告第688号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名

(仮称) 第2期川崎市スポーツ推進計画策定に伴う調査等業務委託

- (2) 履行場所 川崎市市民文化局市民スポーツ室ほか
- (3) 業務期間 契約日から令和3年2月26日まで
- (4) 業務内容

令和3年度の「(仮称) 第2期川崎市スポーツ推進計画」の策定に向けて、国の第3期スポーツ基本計画も踏まえた施策・事業の見直しを行う必要があるため、これまでの取組結果の経年比較等を行うための現状分析（市民アンケート等）を実施する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査測定」に登載されていること。
- (4) 過去5年で1件以上、国または地方自治体において、本件に類似する、市民アンケート等の調査分析を業務に含む総合計画や行政計画等の策定及び改定に係る調査等業務を受託し、履行した実績があること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加する者は、次のとおり、一般競争入札参加申込書、本件に類似する契約の実績を証する書類（契約書の写し等）を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階
川崎市市民文化局市民スポーツ室
電 話 044-200-3312
F A X 044-200-3599
E-mail 25sports@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
令和2年8月25日（火）から令和2年9月1日（火）までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時

令和2年9月3日(木)午後1時から午後5時までとします。ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日中に電子メールで配信します。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 受付期間

令和2年8月25日(火)から令和2年9月3日(木)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日並びに正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 受付方法

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」宛てに持参、電子メール、FAXまたは郵送により御提出ください。(電子メールまたはFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)郵送による提出の場合、「5(2)受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和2年9月7日(月)正午までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールまたはFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。消費税額及び地方消費税額は代金支払いの際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まないでください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を、入札書の「件名」及び「商号又は名称」の項目に記載した事項を明記し封印された封筒に入れて持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年9月11日(金)午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札業者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札説明会

実施しません。

(8) 入札説明書

業務の詳細、一般競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間の期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第689号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市男女共同参画センター空調用ポンプその他設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区溝口2丁目20番1号

(3) 履行期間

契約日から令和2年12月25日まで

(4) 業務概要

川崎市男女共同参画センターに設置されている冷温水ポンプ2組、冷却水ポンプ2組等の更新を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に記載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局人権・男女共同参画室

電話 044-200-2300(直通)

FAX 044-200-3914

E-mail 25danjo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年8月25日(火)から令和2年9月1日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年9月4日(金) 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和2年9月4日(金)から令和2年9月10日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25danjo@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3914

(5) 回答方法

令和2年9月17日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年9月25日(金)午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第690号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2年度川崎市総合防災訓練 会場設営運営等業務委託

(2) 履行場所

川崎市中原区上平間1668ほか

(3) 履行期間

契約日から令和2年12月10日(木)まで

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種

「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に記載されていること。

- (4) 過去5年間で、川崎市総合防災訓練もしくは、川崎市総合防災訓練と同規模で、都道府県又は政令指定都市が主催する訓練会場の設営、運営に係る履行完了実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)に示す契約実績を確認できる書類（契約書の写しなど）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 高尾

電話 044-200-2820 (直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加確認申請書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託「入札公表」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年8月25日(火)から令和2年9月1日(火)までとします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明書及び仕様書の配布並びに入札説明会

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛て令和2年9月2日(水)までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

ア 日時

令和2年9月2日(水)午後3時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3

(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託「入札公表」によります。)

(3) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和2年9月3日(木)から令和2年9月9日(水)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。様式の入手については4(2)と同様となります。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(5) 回答期日・方法

令和2年9月14日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の総額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年9月18日(金)午前10時00分
 イ 入札場所 〒210-8577
 川崎市川崎区東田町5-4
 川崎市役所第3庁舎7階
 総務企画局危機管理室
 災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
 を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
 格の場合は、調査を行う場合があります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
 「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
 札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
 除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
 ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
 は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入
 札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧
 することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
 語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第691号

入 札 公 告 (役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

庁内高濃度PCB廃棄物(安定器及び汚染物等)

収集運搬業務委託

(2) 履行場所

浮島処理センター

(3) 履行期間

契約日から令和3年3月26日まで

(4) 業務概要

浮島処理センターに保管されている高濃度PCB
 廃棄物(安定器及び汚染物等)ドラム缶59缶を、P
 CB特措法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、
 高濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、その
 他関係法令等に従い、国のポリ塩化ビフェニル廃棄
 物処理基本計画に定められた処理施設であるJES
 CO北海道PCB処理事業所まで収集運搬を行う。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
 満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
 2条に規定する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
 指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度業務委託有資
 格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃
 棄物収集運搬業」に登録されていること。

(4) JESCO北海道PCB処理事業所の入門許可を
 有していること。

(5) 過去2年間(平成30～31年度)の期間に、本市
 又は他官公庁において、JESCO北海道PCB処
 理事業所へのPCB廃棄物収集運搬業務の契約実績
 (2回以上)を有し、かつ業務完了実績を有するこ
 と。

3 競争参加申込書の配布・提出、仕様書閲覧及び問い
 合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入
 札参加申込書及び上記2(4)及び2(5)を確認できる書類を
 提出してください。

(1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

環境局生活環境部廃棄物指導課

(川崎市役所第3庁舎16階)

担当：藤井・山田

電話044-200-2596(直通)

(2) 配布・提出、閲覧期間

令和2年8月25日(火)から令和2年9月1日(火)

9時から17時まで(土曜日、日曜日、休日及び12
 時から13時の間は除く)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

4 競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等の交付

競争参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書・質問書及び仕様書等を令和2年9月9日(水)までに交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りに来てください。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年9月9日(水)9時から17時まで(12時から13時は除く)

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 委託内容に関する質問

(1) 質問受付期間

令和2年9月9日(水)から令和2年9月14日(月)17時まで
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(2) 質問の様式

競争参加有資格確認通知書交付時に配布する「質問書」により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メールまたはFAXとします。なお、送信後は必ず確認のため電話連絡をしてください。

電子メールアドレス 30haiki@city.kawasaki.jp

FAX番号 044-200-3923

電話番号 044-200-2596

(4) 回答方法

令和2年9月16日(水)までに全社へ文書(電子メール)にて送付します。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

令和2年9月18日(金) 11時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市役所環境局会議室
(川崎市川崎区東田町5番地4)

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 詳細は入札説明書によります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第692号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度川崎市感染症対策コールセンター業務委託

(2) 履行場所

健康福祉局保健所感染症対策課指定場所

(3) 履行期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

(4) 委託概要

本市の新型コロナウイルスを含めた感染症対策に関する市民、医療機関及び施設等からの問い合わせに対応するコールセンター業務及び帰国者・接触者相談センター業務等を委託する。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。
- (4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契約履行実績があること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階
健康福祉局保健所感染症対策課
担当 清田(セイタ)
電 話 044-200-2440
F A X 044-200-3928
E-mail 40kansen@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和2年8月25日(火)から令和2年9月1日(火)まで
午前9時から正午及び午後1時から午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 契約実績を確認できる契約書等の写し
- (4) 提出方法
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。メールアドレスの登録がない場合には、郵送します。
- (1) 交付場所及び問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 交付日時
令和2年9月2日(水)午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付
競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間縦覧に供する他、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。
- 5 仕様又は入札説明書に関する問合せ
仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。
- (1) 問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。
- (3) 受付期間
令和2年9月3日(木)から令和2年9月4日(金)午後5時まで
- (4) 回答方法
令和2年9月7日(月)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。
- 6 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法等
ア 入札書の提出方法
持参とします。
イ 入札日時
令和2年9月10日(木) 午前11時00分
ウ 入札場所
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階 12D会議室
エ 入札金額は、総価を記載してください。入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず消費税及び地方消費税を除いた税抜金額を入札書に記載してください。消費税額及び地方消費税額は、代金支払の際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まれないものとします。
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
7(1)イと同じ
- (4) 開札の場所
7(1)ウと同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりとなります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じ

川崎市公告第693号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

岡本太郎美術館冷温水ポンプその他設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市多摩区枳形7丁目1番5号

川崎市岡本太郎美術館

(3) 履行期間

契約日から令和3年1月29日まで

(4) 業務概要

岡本太郎美術館に設置されている冷温水ポンプ等の機器更新及び部品交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-0032

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

電話 044-900-9898(直通)

FAX 044-900-9966

E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年8月25日(火)~令和2年9月2日(水)

(ただし、月曜日を除く)

午前9時~正午、午後1時~午後5時

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時
令和2年9月4日(金) 午後1時～午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (2) 場所
3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。
- (2) 質問受付期間
令和2年9月4日(金)～令和2年9月11日(金)
(ただし、月曜日を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール又はFAXによります。
ア 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-900-9966
- (5) 回答方法
令和2年9月16日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額(税抜額)を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札書の提出場所
川崎市多摩区枳形7-1-5

- 川崎市岡本太郎美術館
- (3) 入札書の受付期間
令和2年9月24日(木)～令和2年9月30日(水)
(9月26日(土)～9月28日(月)を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (4) 入札書の提出方法
持参とします。
- (5) 入札保証金
免除とします。
- (6) 開札の日時・場所
令和2年10月1日(木)午前10時
川崎市岡本太郎美術館
- (7) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (8) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約の手続き等
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。
- 10 特定業務委託契約(公契約対象)
本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。
- 11 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・

提出場所及び問合せ先」と同じです。

- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第694号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
岡本太郎美術館スプリンクラー設備長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市多摩区枳形7丁目1番5号 川崎市岡本太郎美術館
- (3) 履行期間
契約日から令和3年1月29日まで
- (4) 業務概要
岡本太郎美術館に設置されているスプリンクラーの補修及び部品交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に登録されていること。
- (3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや工事实績一覧表等）を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-0032

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

電話 044-900-9898（直通）

FAX 044-900-9966

E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和2年8月25日（火）～令和2年9月2日（水）

（ただし、月曜日を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

- (3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会

実施しません。

- (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時

令和2年9月4日（金） 午後1時～午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

- (2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

6 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

- (2) 質問受付期間

令和2年9月4日（金）～令和2年9月11日（金）

（ただし、月曜日を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-900-9966

(5) 回答方法

令和2年9月16日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額(税抜額)を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出場所

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

(3) 入札書の受付期間

令和2年9月24日(木)～令和2年9月30日(水)

(9月26日(土)～9月28日(月)を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 入札書の提出方法

持参とします。

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 開札の日時・場所

令和2年10月1日(木)午前10時

川崎市岡本太郎美術館

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第695号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第73条第1項の規定により、虹ヶ丘第1・第2地区建築協定を令和2年8月26日付けで認可したので、法第73条第2項の規定により公告します。

なお、この協定書は、川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当において一般の縦覧に供します。

令和2年8月26日

川崎市長 福田紀彦

1 協定区域

川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目14番7のほか83筆の区域

2 建築物に関する基準

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠又は建築設備は、次に定める基準によらなければならない。

(1) 建築物の用途は、次のイからハまでのいずれかに該当するものとする。

イ 一戸建て専用住宅(2世帯住宅を含む。)

ロ 診療所併用住宅

ハ 住宅で延べ面積の3分の2以上を居住の用に供し、かつ、事務所、教室(書道、華道、俳句、囲碁等)の用途を兼ねる住宅(これらの用途の部分

の床面積の合計が30平方メートル以下のものに限る。)

- (2) 建築物の高さは、地盤面からの高さが10メートル以下とし、かつ、軒の高さは7メートルを超えないものとする。
- (3) 敷地の分割はできないものとする。ただし、分割後のそれぞれの敷地面積が、125平方メートルを超える場合はこの限りではない。
- (4) 敷地の地盤面の変更はできないものとする。ただし、自動車庫庫の設置、もしくは撤去又は築庭等のための切土もしくは盛土による変更については、この限りではない。
- (5) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（建築面積に算入されない出窓、バルコニー等を除く）から道路側を含む敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分についてはこの限りではない。
イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
- (6) 建ぺい率は、10分の4を超えないものとする。ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の5を超えないものとする。
- (7) 容積率は、10分の8を超えないものとする。
- (8) 敷地境界に設ける塀は、ブロック塀その他これに類する構造のものは極力避け、生垣、ネットフェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。
- (9) 敷地内は、極力緑化するものとし、特に道路に面する側にあつては、植樹に努めるものとする。
- (10) 建築物の意匠及び色彩は、近隣と調和した住宅地にふさわしいものとする。
- (11) 屋外に設置する建築設備の意匠及び色彩は近隣と調和した住宅地にふさわしいものとする。

3 協定認可申請代表者

川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目24番6号
山村 茂

川崎市公告第696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区北見方一丁目40番2

ほか4筆の一部

1,281平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内2丁目4番1号
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡 良介

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：12戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和2年5月8日
川崎市指令 ま宅審（イ）第9号

川崎市公告第697号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

令和2年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名称
川崎市恵楽園
- (2) 所在地
川崎市高津区下作延2丁目26番1号
- (3) 施設規模
鉄筋コンクリート造4階建(延床面積5,067.37㎡)
- (4) 開設時期
平成5年4月1日(移改築日)

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例（平成5年3月26日条例第14号）及び同条例施行規則（平成5年3月26日規則第34号）に基づき、施設の効用を最大限に発揮するとともに、次の基準に従うものとします（詳細は募集要項を御覧ください。）。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者の入所及び養護に関する業務（養護老人ホーム事業）
- (2) 老人デイサービスセンターの業務（通所介護事業）及び居宅介護支援の業務（居宅介護支援事業）
- (3) 川崎市老人ホーム被措置者等処遇改善費支給要綱に準じた入所生活給付金の支給事務に関する業務
- (4) 施設等の維持、管理に関する業務（建物屋上や周辺の植栽の管理等を含みます。)
- (5) 自動販売機の設置、管理に関する業務
- (6) 公衆電話の設置、管理に関する業務
- (7) その他、施設の管理、運営に必要と認められる業務

3 指定予定期間等

- (1) 指定管理期間
令和3年4月1日～令和8年3月31日
- (2) 非公募更新制の導入
ア 「非公募更新制」（令和3～7年度の指定管理

者を、引続き令和8～12年度の指定管理者とする仕組みを導入するものとします。

イ 「非公募更新制」が適用されるのは、次の条件をすべて満たした上で、令和8～12年度の指定期間の提案内容の審査において、継続が適当と認められた場合です。

(ア) 本市の政策や当該施設の管理運営に係る方針に変更がないこと（施設の廃止、建替え等）。

(イ) 当初指定期間の管理運営状況（モニタリング、年度評価の結果）が優良であること

(ウ) 次期指定期間の協定条件について、本市と合意できること

ウ 「非公募更新制」が適用されるのは、原則として1回限り（2期連続）です。

4 応募方法

(1) 募集要項等の配布期間

令和2年8月26日（水）～9月25日（金）

（土日祝日を除きます。）

午前8時30分～午後5時15分

（正午～午後1時を除きます。）

(2) 応募の受付期間

令和2年9月18日（金）～9月25日（金）

（土日祝日を除きます。）

(3) 応募書類の提出方法

あらかじめ、後掲「5 お問合せ先」に電話にて予約をした上で、次の(4)の応募書類を直接お持ちください（郵送等による受付は致しません。）。その場で、書類の確認を行います。

(4) 応募書類

ア 指定管理者応募書

イ 誓約書（応募資格及び提出書類に偽りが無いことの確認）

ウ 指定予定期間に属する各年度の施設の管理に係る事業計画書、管理規程、運営規程案

(ア) 事業の目的及び運営の方針（事業ごと）

(イ) 職種別職員配置計画とその確保策（事業ごと）

(ウ) 職員の勤務体制及び勤務形態

(エ) 施設長（管理者）又は予定者の経歴書（事業ごと）

(オ) 管理規程及び運営規程の案

(カ) 入所者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（事業ごと）

エ 収支予算書、経費見積書（事業ごとに単年度分、5か年度分）

(ア) 管理に要する収支予算書、経費見積書

(イ) 人件費に係る見積書

オ 法人の組織及び運営に関する事項が記載された書類

(ア) 法人の施設経営理念

(イ) 現に運営している社会福祉事業の概要（従業員数等を含みます。）及び組織図

(ウ) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（3か月以内のもの）

(エ) 平成29年度～令和元年度の財産目録（令和2年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）、貸借対照表、損益計算書、収支計算書、事業活動報告書

(オ) 令和2年度及び令和3年度（案）における法人の事業計画書及び収支予算書

(カ) 役員の名簿及び履歴書

(キ) 現に運営している施設の管理規程（運営規程）、就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程

(ク) 法人又はその代表者の平成30年度及び令和元年度の納税証明書（市税、法人税、消費税及び地方消費税）納税義務の無い法人又はその代表者については、指定管理者指定に関する申立書

カ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書

キ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書

5 お問合せ先（募集要項配布、応募書類受付、現地見学会予約、質問票提出先）

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

電 話 044-200-2666

電子メール 40kosui@city.kawasaki.jp

6 その他

募集要項及び応募に必要な様式類の電子データについては、川崎市公式ウェブサイトに掲載しますので、適宜ダウンロードして使用してください。

URL:<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000120174.html>

川崎市公告第698号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	柿生こども文化センター外壁その他改修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号
	履 行 期 限	契約の日から令和3年2月26日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。 (10) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月23日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	かわさき健康づくりセンター外壁改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田新町3丁目1番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月23日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	川崎区役所道路公園センター車庫外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大島1丁目25番10号
	履 行 期 限	契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月16日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	幸消防署加瀬出張所外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4丁目18番5号
	履 行 期 限	契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月16日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 小川町バス停留所上屋新築工事（第1期）
	履 行 場 所 川崎市川崎区小川町20番1
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月26日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月23日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 日本民家園旧太田家住宅耐震補強その他工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区枳形7丁目1番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年2月15日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

参加資格	(7) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (8) 国又は都道府県指定重要文化財建造物(木造)の改修又は補修工事の完工実績(元請に限る。)を平成17年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年9月28日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第699号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年8月26日

川崎市長 福田紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフ川崎京町店
川崎市川崎区京町三丁目27番7
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション
代表取締役社長執行役員 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号
- 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
(変更前)川崎市川崎区京町三丁目27番1
(変更後)川崎市川崎区京町三丁目27番7
- 変更の年月日
平成24年10月12日
- 変更する理由
大規模小売店舗の所在地の番地変更によるもの
- 届出の年月日
令和2年8月7日
- 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課

(川崎フロンティアビル10階)

- 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和2年8月26日から令和2年12月26日の午前8時30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

- 意見書の提出期限及び提出先

令和2年12月26日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第700号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月28日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 令和2年度 主要地方道幸多摩線（宮内新横浜線関連外郭部）事業 建物調査等委託その1
	履 行 場 所 川崎市中原区宮内一丁目地内
	履 行 期 限 90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和2年9月29日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第701号

令和2年8月31日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 主要地方道幸多摩線（都市計画道路登戸2号線）道路築造（3工区）工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸新町431番地先
	履 行 期 限 契約の日から令和3年12月15日まで
参 加 資 格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。 ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 カ 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 共同企業体の代表者に必要な条件 ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。 イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

参加資格	<p>ウ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年9月28日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎国際生田緑地ゴルフ場17番ホール池護岸改修工事
	履行場所	川崎市宮前区初山1丁目40番地内
	履行期限	契約の日から令和3年2月26日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年9月14日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内道路補修(緊急20-2)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年9月14日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎区内道路補修(緊急20-2)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年9月14日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	多摩区内道路補修(緊急20-2)工事
	履行場所	川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履行期限	契約の日から令和3年3月31日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市多摩区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年9月14日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	新百合ヶ丘駅南口駅前広場道路補修(切削)工事
	履行場所	川崎市麻生区上麻生1丁目21番地先
	履行期限	契約の日から100日間
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 	

参加資格	(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年9月14日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第702号

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第2条第1項の規定に基づき、次の公園を廃止します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

公園の名称	所在地	面積(m ²)
西長沢公園	宮前区潮見台4-2	23,328

※ 公告日をもって廃止とします。

(別図省略)

川崎市公告第703号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年8月5日	特定非営利活動法人 C Pサッカー&ライフ エスペランサ	神 幸雄	川崎市幸区南加瀬3丁目 4番3号-202 クアルトビル	この法人は、一般市民、障がい児者及びその家族に対して、C Pサッカー及び障がい者サッカーに関するクラブ運営事業、イベントや各種講習プログラムの企画運営事業、普及啓発事業等及び、障がい児者の療育や職業能力開発等を行い、障がい児者の自立と社会参加につながる成長機会を提供することで、誰もが混ざり合える共生社会の実現に寄与することを目的とする。
令和2年8月7日	特定非営利活動法人 ハクサンスポーツ少年団 F Cバモス	鱗原 隼人	川崎市幸区北加瀬3丁目 17番15-205号 ウイステリアヴィラ	この法人は、広く一般人に対して、サッカーを中心としたスポーツの普及に関する事業を行い、スポーツの振興及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
令和2年8月19日	特定非営利活動法人 日本ブラダー・ウィリー 症候群協会	加藤 昭	川崎市中原区市ノ坪 346番地12	この法人は、ブラダー・ウィリー症候群(PWS)により障害をきたした人々とその家族への総合的な支援事業、すなわち生活の質の向上を目指した、医療・保健・福祉・教育・就労等の改善や支援者の養成、社会的理解の推進などを行うことを目的とする。

令和2年8月21日	特定非営利活動法人 楽	柴田 範子	川崎市幸区南加瀬5丁目32番8号	この法人は、認知症高齢者等に対し、さまざまなサービスや方法をもってそのケアを行い、ならびにその家族や地域の市民に対してもケアに関する知識の普及や相談等の支援を行う。また、ケアに携わる介護職員等（福祉施設職員や訪問介護員）やその他専門職員に対して、よりよいケアの実現のための専門知識・技術等の習得や研鑽に向けた研修会や講習会を開催し、その研究を行う。それらの実践、活動を通し、福祉並びに生活環境の向上を図ることにより、もって社会基盤の確立に寄与することを目的とする。
-----------	-------------	-------	------------------	--

川崎市公告第704号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、令和2年9月14日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例（昭和22年条例第33号）第9条に基づき命じます。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

令和2年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

種類	登録番号	場所
軽自動車 ダイハツ ハイジェット 白	登録番号 横浜480か97-66 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島87番
普通自動車 ローバーミニONE 赤	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
普通自動車 フィアット MAGNETI シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
普通自動車 ホンダ ステップワゴン シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
普通自動車 三菱 ミツビシ グランディス シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
軽自動車 スバル プレオ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
軽自動車 三菱 ミツビシ バジエロミニ 赤	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
普通自動車 ニッサン バネット 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
普通自動車 ニッサン エルグランド シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
普通自動車 ホンダ ステップワゴン 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
普通自動車 ニッサン エルグランド 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番

軽自動車 ダイハツ ミラ ブルー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
軽自動車 ダイハツ タント 青	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番
軽自動車 ダイハツ ハイジェット 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番

公 告 (調 達)

川崎市公告（調達）第373号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 北部市場水産仲卸店舗残置物廃棄等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区水沢1-1-1
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年1月29日まで
- (4) 業務内容 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」の種目「その他」に登録されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による

中小企業者であること。

- (6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、がれき類が含まれていること）を受けていること。

3 入札説明書・入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出してください。

(1) 配布及び提出場所

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
経済労働局中央卸売市場北部市場管理課施設維持係
担当 森茂

電話：044-975-2216

FAX：044-975-2242

電子メール：28hokan@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年9月10日（木）から令和2年9月16日（水）まで（土・日曜日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）とします。

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、令和2年9月15日（火）午後4時必着

(4) 提出書類 入札参加申込書

上記2(6)の許可証の写し

4 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、入札参加資格確認通知書を令和2年9月24日（木）に交付します。

なお、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時 令和2年9月24日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 仕様書に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和2年9月10日（木）から令和2年9月24日（木）まで（土・日曜日・祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）とします。

(3) 回答方法

質問が提出された場合にのみ、令和2年9月30日（水）に電子メールにて回答文書を送付します。

6 入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この入札参加資格

を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

令和2年10月8日（木）午前10時

なお、郵送の場合は、令和2年10月7日（水）午後4時必着

(3) 入札・開札の場所

川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市経済労働局

中央卸売市場北部市場

管理事務所棟2階 大会議室

(4) 入札書の提出方法

持参又は郵送 郵送先は上記3(1)に同じ

(5) 入札保証金

免除（ただし、入札参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実にであると認められるとき）

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合には調査を行うことがあります。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします）。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(9) 入札書の記載金額

入札に際しては、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。代理人による入札に関する事項は「川崎市競争入札参加者心得」を参照してください。）。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
 (2) 前払金 否
 (3) 契約書作成の要否 要
 (4) 契約予定日 令和2年10月12日(月)
 (5) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

- (1) 事情により、入札を延期、又は、取りやめる場合があります。
 (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 (3) 詳細は入札説明書によります。
 (4) 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を閲覧確認願います。

川崎市公告(調達)第374号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
 庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約(令和2年追加導入分)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
 総務企画局情報管理部システム管理課
 川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
 令和2年8月6日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社 J E C C
 専務取締役 依田 茂
 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)
 総額 40,720,820円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
 令和2年6月25日

川崎市公告(調達)第375号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
 川崎市福祉事業(介護保険、生活保護)の帳票印刷・封入封緘外部委託
- 2 契約に関する事務担当部局
 健康福祉局総務部保健福祉システム課
 川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
 令和2年8月7日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社 コーユービジネス 東京支店
 執行役員東京支店長 泉 康裕
 東京都品川区東五反田2丁目2番3号
- 5 落札金額
 82,414,166円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
 令和2年6月25日

川崎市公告(調達)第376号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件 名
 令和2年度特定個人情報の取扱い等に関する監査業務委託
- (2) 履行場所
 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所内、その他本市が指定する場所
- (3) 履行期間
 契約締結日から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 委託概要
 助言型の情報セキュリティ外部監査を実施するもの。詳細は、3(1)の場所で提供する「委託仕様書」によります。
- 2 一般競争入札参加資格
 この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去3年間に、本件と同程度の特定期間個人情報の取扱い事務に対する情報セキュリティ監査業務の実施経験があり、誠実に履行した実績を有し、かつ、本業務について確実に履行することができること。
- (5) 経済産業省の情報セキュリティ監査企業台帳に登録されていること。
- (6) ISO/IEC27001 (JIS Q 27001) 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (7) 3(1)の場所で提供する「委託仕様書」に定める監査人要件を満たす者が監査を行うこと。
- (8) 監査対象となる特定期間個人情報利用事務に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書、入札説明書等の交付、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2の(4)～(7)を証する書類(写し可。なお、(7)を証する書類としては、情報セキュリティ監査業務実施者(監査人)の取得資格及び経験年数が分かるもの)を提出しなければなりません。
- また、一般競争入札参加資格確認申請書、入札説明書等関係資料の交付及びその提出は、次のとおりとします。
- (1) 交付・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎9階ICT推進課
総務企画局情報管理部ICT推進課
情報セキュリティ・調整担当
電 話 044-200-2924(直通)
FAX 044-200-3752
電子メール 17ictsui@city.kawasaki.jp
- (2) 交付・提出期間
令和2年9月10日(木)から9月17日(木)までとします(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日を除く。))。
- (3) 提出方法
持参又は郵送(いずれの場合も、令和2年9月17日(木)17時までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部ICT推進課に確実に到着する必要があります。)

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和2年9月24日(木)13時から17時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 場所
「3(1)交付・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- 5 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
「3(1)交付・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (2) 問合せ受付期間
令和2年9月10日(木)から9月25日(金)までとします(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日祝日を除く。))。
- (3) 問合せ方法
問合せについては、入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記載の上電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。
- (4) 回答
令和2年9月29日(火)までに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、電子メールで回答書を送付します。なお、回答に当たっては、入札参加資格が有ると認められる者からの質問全てを共有する形で対応します。ただし、入札参加資格の無い者からの質問には回答しません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10に相当する額(消費税額及び地方消費税額)を加算した金額をもって落

札価格とするので、入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年10月1日(木)15時30分
イ 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階開発室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)交付・提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告(調達)第377号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度情報セキュリティ監査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所内、その他本市が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年2月26日(金)まで

(4) 委託概要

助言型の情報セキュリティ外部監査を実施するもの。詳細は、3(1)の場所で提供する「委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去3年間に、本件と同程度の情報セキュリティ監査業務の実施経験があり、誠実に履行した実績を有し、かつ、本業務について確実に履行することができること。

(5) 経済産業省の情報セキュリティ監査企業台帳に登録されていること。

(6) ISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

(7) 3(1)の場所で提供する「委託仕様書」に定める監査人要件を満たす者が監査を行うこと。

(8) 監査対象となる情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書、入札説明書等の交付、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2の(4)~(7)を証する

書類(写し可。なお、(7)を証する書類としては、情報セキュリティ監査業務実施者(監査人)の取得資格及び経験年数が分かるもの)を提出しなければなりません。

また、一般競争入札参加資格確認申請書、入札説明書等関係資料の交付及びその提出は、次のとおりとします。

(1) 交付・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎9階ICT推進課

総務企画局情報管理部ICT推進課評価・調整担当

電話 044-200-3601(直通)

FAX 044-200-3752

電子メール 17ictsui@city.kawasaki.jp

(2) 交付・提出期間

令和2年9月10日(木)から9月17日(木)までとします(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日を除く。))。

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、令和2年9月17日(木)17時までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部ICT推進課に確実に到着する必要があります。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和2年9月24日(木)13時から17時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)交付・提出場所及び問合せ先」と同じです。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)交付・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(2) 問合せ受付期間

令和2年9月10日(木)から9月25日(金)までとします(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日祝日を除く。))。

(3) 問合せ方法

問合せについては、入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記載の上電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 回答

令和2年9月29日(火)までに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、電子メールで送付します。なお、回答に当たっては、入札参加資格が有ると認められる者からの質問全てを共有する形で対応します。ただし、入札参加資格の無い者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10に相当する額(消費税額及び地方消費税額)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年10月1日(木)13時30分

イ 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階開発室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)交付・提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告(調達)第378号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

破傷風予防接種業務委託

(2) 履行場所

ア 区役所等市の施設

イ 落札した機関の施設(アで実施する日時に受検できなかった職員がいた場合)

(3) 履行期間

令和2年10月23日から令和3年3月31日まで

(4) 委託概要

破傷風予防接種に関する業務の詳細は「仕様書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「医療関係業務」、種目「その他の医療関連業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

郵便番号210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル6階

総務企画局人事部職員厚生課

担当 岡田

電話 044-200-2140(直通)

(2) 配布・提出期間

令和2年9月10日(木)から令和2年9月17日(木)までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。一般競争入札参加資格申請書はインターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(3) 提出方法

持参とします。

4 仕様書の配布期間及び仕様、入札に関する問合わせ先

(1) 配布場所及び問合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 配布期間

令和2年9月10日(木)から令和2年9月24日(木)までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。また、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

仕様、入札に関する質問は、令和2年9月10日(木)から令和2年9月24日(木)まで質問書にて受け付けます(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午

後5時15分まで)。

なお、回答については令和2年9月25日(金)、
全社にFAX・メールにて送付します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、電子メールにて送付します。

(1) 交付日時

令和2年9月18日(金)

(2) 交付場所

上記3(1)に同じ

6 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 委託業務の総額を入札金額として行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札書及び単価契約一覧表(仕様書別紙)をもって行います。入札書及び単価契約一覧表は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

ウ 代理人が出席する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時：令和2年10月2日(金)午前10時

イ 場所：川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル6階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無いものを行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加資格者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第379号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

令和3年度 小型粗大・空瓶共用車 3台

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課 川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年8月19日

4 落札者の氏名及び住所

神奈川特殊車輛 株式会社

代表取締役 森川 友生男

川崎市川崎区堀之内町13番16号

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

38,583,252円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年6月25日

川崎市公告(調達)第380号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
川崎市コンビニ交付システムに係るサーバ機器等の賃貸借及び保守に関する契約
- 2 履行期間
令和3年1月1日から令和7年12月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 4 契約の相手方を決定した日
令和2年7月8日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所
日立キャピタル 株式会社 神奈川法人支店
川崎市川崎区東田町8番地
- 6 契約金額
43,956,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

川崎市公告(調達)第381号

総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 総合評価一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 令和2年度路面下空洞調査業務委託
 - (2) 履行場所 川崎市内
 - (3) 履行期間 契約日から令和3年3月15日まで
 - (4) 業務概要 本調査業務委託は、路面の陥没事故を未然に防止するため路面下の空洞調査を行い、道路の保全と道路交通の安全確保を図るものです。
- 2 競争参加資格
入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建設コンサルタント」に記載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加申込書の配布及び提出

総合評価一般競争入札に参加を希望するものは、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク 14階
建設緑政局道路管理部路政課 担当 高山
電 話 044-200-2813
F A X 044-200-3978
E-mail 53rosei@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和2年9月10日(木)から9月17日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)
- (3) 提出方法
持参
- 4 確認通知書の交付
入札参加申込書を提出した者には、登録しているメールアドレスに、確認通知書を令和2年9月23日(水)までに送付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。
入札説明書等は3(1)の場所において令和2年9月10日(木)から9月17日(木)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く))まで縦覧に供するとともに、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 仕様書等に関する質問・回答
 - (1) 質問
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので、御注意ください。
ア 質問書の提出場所
3(1)と同じ
イ 質問書の提出期間
令和2年9月23日(水)から9月28日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時を除く)
ウ 質問書の提出方法
持参
 - (2) 回答
ア 回答日
令和2年9月30日(水)
イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を登録しているメールアドレスに送付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

郵送又は持参

(2) 技術資料及び入札(見積)書の提出日時・場所

令和2年10月2日(金)午後5時

提出場所 3(1)と同じ

(3) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 本案件は、総合評価一般競争入札の簡易型を採用します。

(2) 評価基準や技術資料の提出方法等の詳細については、本件の「総合評価一般競争入札説明書」に定めるところによるものとします。

(3) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得、路面下空洞調査業務委託総合評価一般競争入札要綱等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ

川崎市公告(調達)第382号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公示します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和2年度GIGAスクールサポーター配置業務委託

(2) 履行場所 川崎市総合教育センター及び川崎市立学校

(3) 履行期間 令和2年11月2日から令和3年3月31日

(4) 調達概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」に記載されていること。

(4) 過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 競争入札参加申込書配布及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和2年9月10日(木)から令和2年9月17日(木)まで

午前8時30分から正午及び午後1時から5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和2年9月10日(木)午前8時30分から令和2年9月28日(月)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年10月5日(月)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年9月23日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録していない場合は、令和2年9月23日(水)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで、3(1)にて、書類を交付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額となります。月額の委託料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(5ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和2年10月12日(月)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 7(1)アに同じ

(4) 開札の場所 7(1)イに同じ

(5) 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 契約保証金 | 契約金額の10% |
| | ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。 |
| (2) 前払金 | 否 |
| (3) 契約書作成の要否 | 要 |
| (4) 契約条項等の閲覧 | |

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 支払については、毎月払いとします。

川崎市公告(調達)第383号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 家庭学習用インターネット通信回線に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市総合教育センター及び川崎市立学校等
- (3) 履行期間 令和2年12月1日から令和3年3月31日
- (4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」に登録されていること。
なお、平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年9月24日(木)までに行ってください。
- (4) 過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
- (2) 配布及び提出期間
令和2年9月10日(木)から令和2年9月24日(木)まで
午前8時30分から正午及び午後1時から5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 提出方法
持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記

載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問合せ先

- (1) 問合せ場所
3(1)と同じ。
- (2) 問合せ期間
令和2年9月10日(木)午前8時30分から令和2年10月14日(水)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。電話による質問には応じられません。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、令和2年10月21日(水)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年10月1日(木)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録していない場合は、令和2年10月1日(木)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで、3(1)にて、書類を交付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 通信回線を利用する機器について

本案件の通信回線を利用する機器については、別途入札案件にて決定される予定です。

8 入札手続等

- (1) 入札方法等
入札金額は、1回線当たりの月額単価(消費税及び地方消費税を除く。)となります。回線の登録料、

解約料等の経費が発生する場合は、これらの金額も含めて1回線の月額単価を見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和2年10月28日(水)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和2年10月27日(火)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 契約保証金 | 契約金額の10% |
| | ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。 |
| (2) 前払金 | 否 |
| (3) 支払方法 | 使用回線数に応じた額を月額払いとします。 |
| (4) 契約書作成の要否 | 要 |

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required:
Procurement of internet communication lines for home study
- (2) Time-limit for tender :
9:30 AM, 28 October 2020
- (3) Time-limit for tender by mail :
27 October 2020
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku
Kawasaki, Kanagawa 213-0001, Japan
TEL : 044-844-3712

川崎市公告(調達)第384号

入 札 公 告

川崎市介護サービス・障害福祉サービス等運営費支援事業補助金の交付に関する業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎市介護サービス・障害福祉サービス等運営費支援事業補助金の交付に関する業務委託
- (2) 履行場所
川崎市役所健康福祉局障害計画課他
- (3) 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために各種対策を行い、介護サービス、障害福祉サービス及び障害児入所・通所支援事業等を継続して提供している事業所等に対し、今後の感染症対策を継続

するための補助金を交付するにあたって、申請書等の発送・受付・審査等に係る事務処理全般を一括で行う事務センター、及び事業所等からの問合せについて、電話により受付・回答するコールセンターを設置・運用する。

2 競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この委託内容について確実に履行することができること。
- (5) 過去2年間に川崎市又は他官公庁において、本委託における補助金の交付に係る事務委託と類似の契約の履行実績を2回以上有していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

- (1) この入札に参加を希望するものは、次の書類を提出しなければなりません。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 具体的な契約実績を証する書類

- (2) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

幸区堀川町580番ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局障害保険福祉部障害計画課 田村

電 話 044-200-2675 (直通)

F A X 044-200-3932

電子メール: 40syokei@city.kawasaki.jp

- (3) 配布・提出期間

令和2年9月10日(木)～令和2年9月17日(木)
午前9時～午後5時00分

(土、日、祝日、正午～午後1時は除く)

※ 一般競争入札参加資格確認申請書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (4) 提出方法

持参に限る。

- (5) 入札説明書及び仕様書

入札説明書及び仕様書は(2)の場所において、(3)の期間、縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

また、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日時

令和2年9月18日(金) 午前9時～午後5時00分
(正午～午後1時は除く)

- (2) 場 所

3(2)と同じ

- (3) その他

入札説明書及び仕様書は、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、入札参加資格確認通知書と併せて自動的に電子メールで配信されます。

- (4) 入札説明会

実施しません。

5 質問書の受付・回答

- (1) 問い合わせ先

3(2)と同じ

- (2) 質問受付日

令和2年9月19日(土) 午前9時～令和2年9月25日(金) 午後5時まで

- (3) 質問書の様式

別紙様式「質問書」により提出してください。

- (4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40syokei@city.kawasaki.jp

- (5) 回答方法

令和2年9月30日(水)までに全者へ文書(電子メール)で送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作

業等に係る一切の費用を含め見積もるものとします。

イ 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額となりますので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札件名を記載した封筒に入札書及び見積額の内訳書（任意様式）を封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年10月5日（月）午前10時30分

イ 入札場所

幸区堀川町580番ソリッドスクエア西館10階
会議室10E

(3) 入札書の提出方法

持参とします。（持参以外は無効となります。）

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は（「入札情報かわさき」の「契約関係規定」）で閲覧できます。

URLは3(5)と同じです。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(2)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

税 公 告

川崎市税公告第112号

次の市税に係る課税額変更（取消）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月14日

川崎市長 福田 紀彦

年度	税目	期別	この公告による変更する納期限	件数・備考
令和2年度	市民税・県民税（普通徴収）	第1期分以降	/	計1件

（別紙省略）

川崎市税公告第113号

次の市税に係る税額決定通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月14日

川崎市長 福田 紀彦

年度	税目	期別	この公告による変更する納期限	件数・備考
令和2年度	市民税・県民税（公的年金からの特別徴収）	/	/	計1件

（別紙省略）

川崎市税公告第114号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月14日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告による変更する納期限	件数・備考
令和2年度	市民税・県民税(普通徴収)	7月随時分以降	令和2年8月31日(7月随時分)	計77件
令和2年度(平成31年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	7月随時分	令和2年8月31日(7月随時分)	計9件
令和2年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	7月随時分以降	令和2年8月31日(7月随時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第115号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月14日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第116号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第117号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第118号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月18日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第119号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月21日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第120号

徴収猶予許可通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月21日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第121号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和2年8月21日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第122号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月27日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第40号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和2年8月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1733号
氏名又は名称 株式会社多田設備工業
住 所 横浜市緑区中山1丁目7番16号
第三丸正ビル401号室
代 表 者 氏 名 多田 健大
指 定 年 月 日 令和2年9月1日
有 効 期 限 令和7年8月31日

川崎市上下水道局告示第41号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和2年8月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第50号
氏名又は名称 有限会社菊池工務店
住 所 (新)川崎市多摩区登戸新町190-
2サンハウス1F
(旧)川崎市多摩区登戸新町133番地
代 表 者 氏 名 上本 進
変 更 年 月 日 令和2年7月1日
- 2 指 定 番 号 第237号
氏名又は名称 明和工業株式会社
住 所 川崎市幸区紺屋町40番地4
代 表 者 氏 名 (新)永野 政
(旧)下山 和則
変 更 年 月 日 令和2年6月30日
- 3 指 定 番 号 第329号
氏名又は名称 京急電機株式会社
住 所 川崎市川崎区池田2丁目2番3号
代 表 者 氏 名 (新)土屋 剛
(旧)小島 好人
変 更 年 月 日 令和2年6月26日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第61号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度排水現況実態調査測量委託
	履 行 場 所	川崎市全域
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「測量」、種目「測量一般」に記載されている者。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月8日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度 中原区中大口径管きょ実施設計委託第5号
	履 行 場 所	川崎市中原区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年8月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 過去5年間(平成27年度以降)に契約した、次の2つの条件をTECRISにより確認できること。 ア 日本下水道協会が発行した「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」又は「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017年版-」に基づく、短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法(複合管)における基本設計又は詳細設計の実績 イ 耐震実施設計(レベル1・2)委託業務を含む下水道管きょに係わる詳細設計(改築・詳細)の実績</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ウ及びエは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者 ウ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 エ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月8日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度中部下水管内管きよ清掃委託その2
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内
	履行期限	契約の日から令和3年1月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。</p> <p>(8) 管きよ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。</p> <p>ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者</p> <p>なお、上記アとイは兼任できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月8日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	鷺沼配水池長寿命化対策に伴う詳細設計業務委託
	履行場所	川崎市宮前区土橋3-1-1先
	履行期限	契約の日から令和3年5月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。</p>	

参加資格	(4) 業務責任者及び照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上水道及び工業用水道）又は上下水道部門技術士（上水道及び工業用水道）の資格を有する者を配置すること。 ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。 また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和2年9月8日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	高石配水塔 百合丘配水ポンプ施設整備に伴う詳細設計業務委託
	履行場所	川崎市多摩区西生田5-28-1（高石配水塔内）
	履行期限	契約の日から830日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」及び「鋼構造及びコンクリート部門」並びに業種「建築設計」、種目「意匠設計」及び「構造設計」並びに業種「設備設計」、種目「電気設備設計」の全てに登載されていること。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体等が発注した水道施設（浄水場等の基幹構造物）の新設（更新含む）に係る詳細（実施）設計業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者について、次の要件を全て満たすこと。なお、業務責任者と照査技術者の兼任はできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。</p> <p>ア 業務責任者及び照査技術者として、上下水道部門技術士（上水道及び工業用水道）又は総合技術監理部門技術士（上水道及び工業用水道）の資格を有する者を配置できること。</p> <p>イ 業務責任者又は照査技術者のいずれか1名は、上記（4）の業務に携わった経験を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和2年9月8日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第62号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度 長沢浄水場 第1沈でん池フロキュレータ修理工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月12日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月9日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	渡田東町地区ほか下水枝線第213号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田東町、大島上町地内
	履 行 期 限	契約の日から225日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に「下水管きょ」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年9月14日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度 長沢浄水場 排水処理施設汚泥引抜・補器ポンプ・計装類他修理工事
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)
	履行期限	契約の日から令和3年3月19日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和2年9月9日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度南部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和2年9月8日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	令和2年度 川崎・幸区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	令和2年10月1日から令和3年4月30日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>	

参加資格	<p>オ 川崎市川崎区又は幸区内に本社を有すること。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 川崎市川崎区又は幸区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和2年9月8日 午後5時（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	令和2年度 中原・高津・宮前区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履行場所	水道施設管理箇所一円
	履行期限	令和2年10月1日から令和3年4月30日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>	

参 加 資 格	<p>オ 川崎市中原区、高津区又は宮前区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和2年9月8日 午後5時（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	令和2年度 多摩・麻生区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	令和2年10月1日から令和3年4月30日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 川崎市多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>	

参加資格	イ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (3) 共同企業体の構成員2に必要な条件 ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者(業種「水道施設」)を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和2年9月8日 午後5時(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第63号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

競争入札に付する事項	件名	工業用水道料金システム開発及び運用に係るミドルウェア賃貸借一式
	履行場所	川崎市上下水道局第二庁舎3階 情報管理課川崎市川崎区砂子1-9-3
	履行期限	令和2年12月1日から令和6年8月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登載されていること。 (4) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和2年10月9日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第25号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年9月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 調達の名称
令和2年度 下水汚泥焼却灰等運搬処分業務その2 委託(単価契約)
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所

ジャパנקリーン共同企業体
 代表取締役 杉澤 養康
 宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号

5 落札金額
 89,000円

6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

7 入札の公告を行った日
 令和2年5月25日

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第32号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年8月26日

川崎市交通事業管理者
 交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び
 支給方法等に関する規程の一部を改正す
 る規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「昇任、昇格等」を「昇格、昇給等」に改め、同条第6項中「前項の規定により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 55歳を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い局長が決定するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第33号

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年8月26日

川崎市交通事業管理者
 交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇
 給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する

規程（昭和47年交通局規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第8中

「

4	3	2	1
---	---	---	---

」

を

「

2	1	0	0
---	---	---	---

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
 (川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 2 川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成20年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「、「1」とあるのは「1（局長の定める場合にあつては、局長の定める号給数）」と」を削る。

川崎市交通局規程第34号

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年8月27日

川崎市交通事業管理者
 交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局会計規程の一部を改正する
 規程

川崎市交通局会計規程（平成25年交通局規程第13号）の一部を次のように改正する。

- 第29条第4項及び第47条第3項中「翌日」の次に「(その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)」を加える。
- 第62条中「小切手」の次に「又は支払証」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する支払証の効力は、発行の当日限りとする。

第65条第1項中「払出済通知書」の次に「、支払証」を加え、「午前中」を「(その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)」に改める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

川崎市交通局規程第35号

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年8月31日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程（平成7年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第7条第1項第2号」を「法第7条第1項第3号」に改める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第61号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月19日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所
交通局指定場所（仕様書のとおり。）
- (3) 履行期間
契約締結日から令和3年3月19日まで
- (4) 業務概要
消防法第17条の3の3「消防用設備等についての点検及び報告」及び消防法施行規則第31条の6「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」に基づく、川崎市交通局各営業所に設置されている消防用設備点検業務（詳細は仕様書による。）

2 入札参加者の資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」、地域区分「市内」で登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (4) 消防用設備等の種別に対応した消防設備士免状を保有するものを業務に従事させること。また、当該消防設備士との雇用関係があること。

- (5) 平成25年4月1日以降に、消防用設備保守点検業務の契約実績を有すること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(4)の免状の写し及び雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）
- ウ 2(5)の実績を証明する書類（契約書、仕様書の写し等）

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 担当 原田
電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和2年8月19日から令和2年8月26日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により所定の書類を提出した者には、入札説明書を交付します。

5 一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和2年度」からダウンロードしてください。交通局経理課でも配布しています。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和2年9月3日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

7 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 立石
電話 044-200-3224

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提

出書類について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手續等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年9月10日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手續等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

11 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第13号

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一

部を改正する規程を次のように定める。

令和2年8月31日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一
労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程
労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第7条第1項第2号」を「第7条第1項第3号」に改める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第32号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年8月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度

業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について
仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について
ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。
病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地

9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について
落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院中型搬送設備垂直駆動部及び搬送チェーン更新整備業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年2月26日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「施設維持管理」 種目「電気・機械設備保守点検」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年8月25日から令和2年9月1日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和2年9月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。	

特定業務委託に
関する事項

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm>)

病 院 局 公 告 (調 達)**川崎市病院局公告（調達）第12号**

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年9月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 物品及び役務の名称

川崎病院で使用する高精度放射線治療システム（リニアック）の調達

川崎病院高精度放射線治療システム（リニアック）
保守業務委託

合併入札

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

令和2年8月14日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電子応用 株式会社 代表取締役 石崎 泰基
東京都江戸川区東小松川四丁目36番5号

5 落札金額

856,273,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条柱書に規定する、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定による。

川崎市病院局公告（調達）第13号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年9月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 物品及び役務の名称

川崎病院で使用する移動型外科用X線撮影装置（Cアーム）の調達

川崎病院移動型外科用X線撮影装置（Cアーム）保守業務委託

合併入札

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

令和2年8月7日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 アスト 神奈川営業所

所長 児島 大我

川崎市川崎区日進町9番地1

川崎センチュリープラザ104

5 契約金額

55,604,912円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告（公示）を行った日

令和2年7月10日

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第18号

局内一般
消 防 署

川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年8月20日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 制服
- (2) 活動服
- (3) 防火服
- (4) 機能別団員活動服


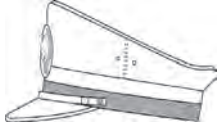



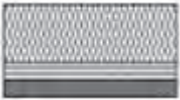

第5条第1項第1号「正装」を「制服」に改め、同号イ中「川崎市消防訓練、礼式及び点検に関する規則（平成元年川崎市規則第64号）」を「川崎市消防訓練、礼式及び点検に関する規程（平成元年消防局訓令第19号）」に改め、同項第2号「略装」を「活動服」に改め、同項第3号「防火服装」を「防火服」に改め、同号中「(女性の団員を除く。)」を削り、同項に次の1号を加える。


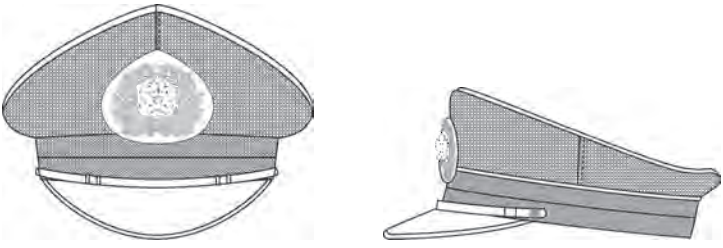
- (4) 機能別団員活動服 機能別団員が活動するとき。


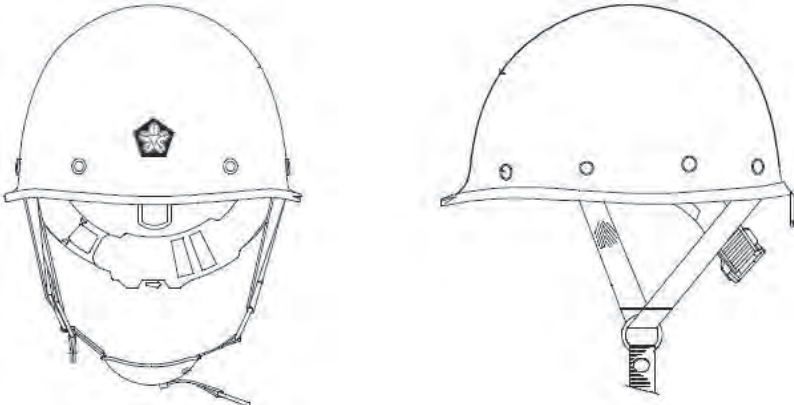
第6条中「別表第3」を「別表第2」に改める。


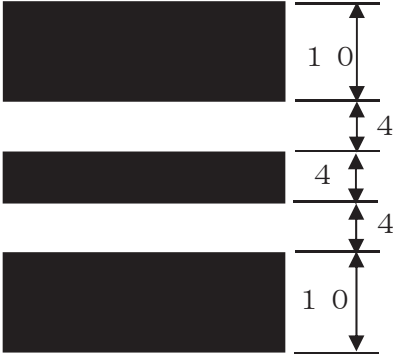



別表第1及び別表第2を次のように改める。

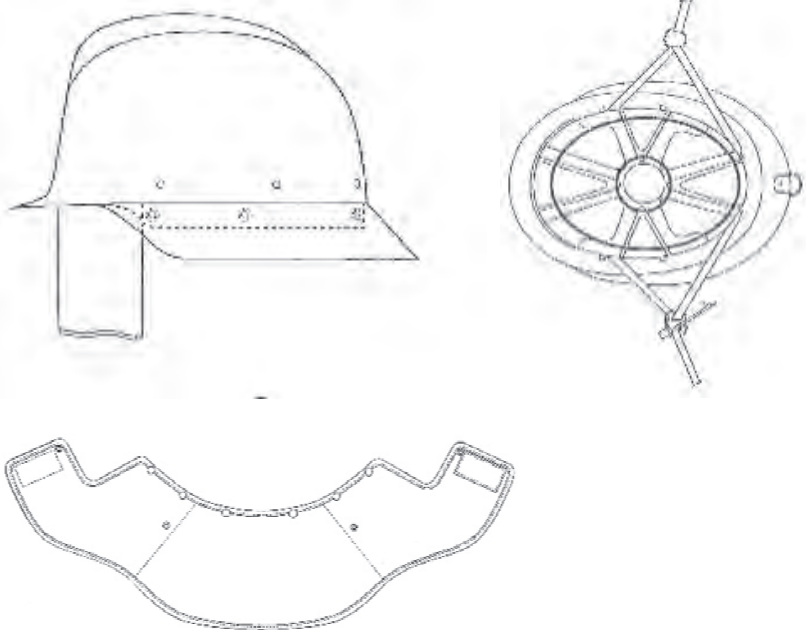
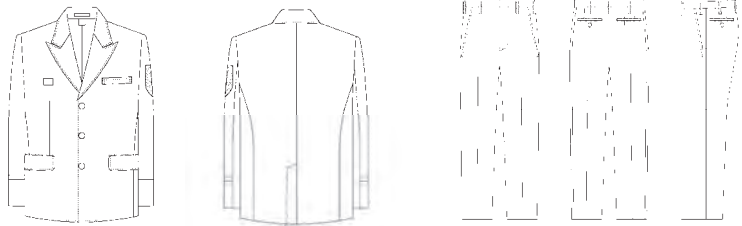
別表第1 (第2条関係)



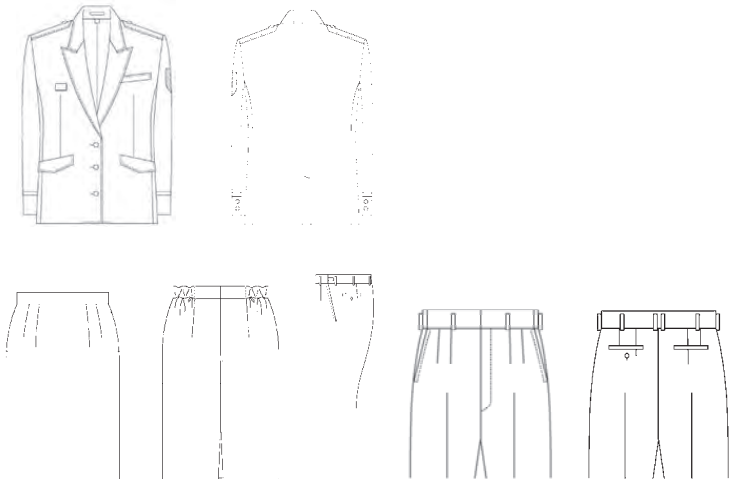
冬帽	色及び地質	<p>黒色の毛織物とする。</p> <p>前ひさし及びあごひもは黒色革製、あごひもの両端の消防団章は金色金属製とする。</p>
	制式	<p>形状</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
	き章	<p>消防団章は金色金属製、モールは金色、台地は地質と同様とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>消防団章</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>き章</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>あごひも留め</p> <p>消防団章</p>  </div> </div>
	周章	<p>帽の腰まわりには黒色のなな子織を巻き、副分団長以上は平しま織金線を巻くものとする。</p> <p>*平しま織金線の幅については次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>分団長</p> <p>副分団長</p> <p>(6 m m)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>団 長</p> <p>副団長</p> <p>(1 2 m m)</p>  </div> </div>

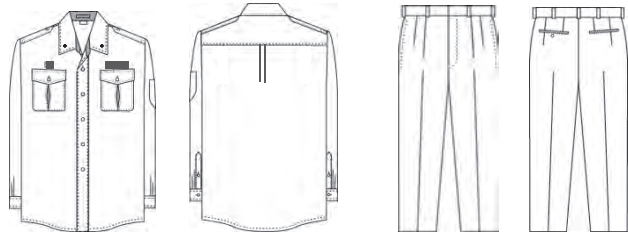
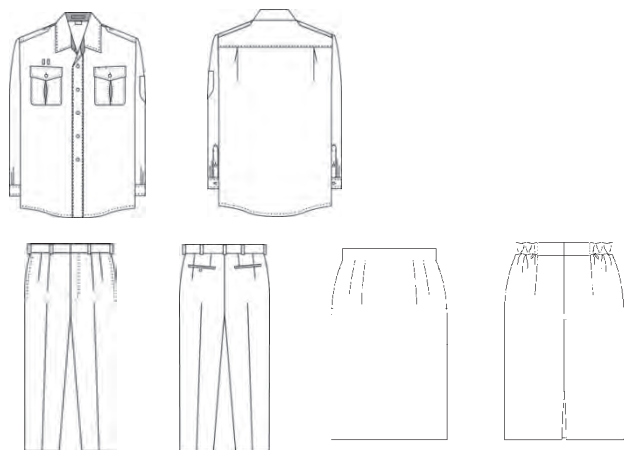
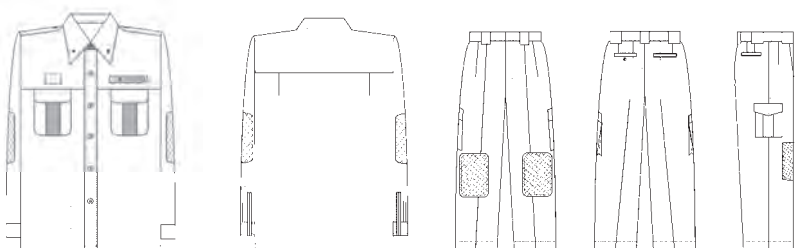
冬帽 (女性)	色及び地質		濃紺色の合成繊維の織物とする。 前面に帽章付とする。れんげは縦3枚接ぎとしてつばは飾りステッチを掛ける。
	制式	形状	
		き章	消防団章は銀色銀属製、モールは銀色、台地は地質と同様とする。 
		周章	帽の腰まわりには、地質と類似色のリボンを巻くものとする。
盛夏帽	色及び地質		紺色の合成繊維の織物とする。 前ひさし及びあごひもは地質と類似色の革製、あごひもの両端の消防章は金色金属製とする。
	制式	形状	
		き章	冬帽と同様とする。

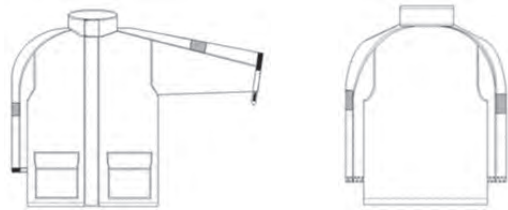
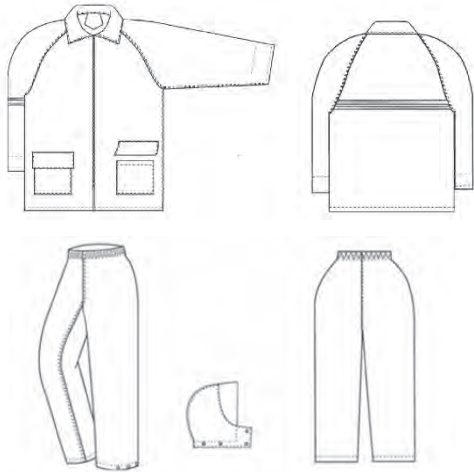
		周章	帽の腰まわりには、地質と類似色の網蛇腹を巻くものとする。
盛夏帽 (女性)	色及び地質		紺色とし、その他は冬帽（女性）と同様とする。
	制式	形状	冬帽（女性）と同様とする。
		き章	冬帽（女性）と同様とする。
		周章	冬帽（女性）と同様とする。
作業略帽	色及び地質		濃紺色の合成繊維でメッシュ地とする。 前面の中央に消防団章を配し、上段に「 KAWASAKI CITY 」を扇型に、下段に「 VOLUNTEER FIRE CORPS 」と金色で刺繍し、ひさしには月桂樹の葉を金色で刺繍する。
	制式・形状		
安全帽	色及び地質		白色の強化合成樹脂又は堅ろうな材質とする。
	制式	形状	

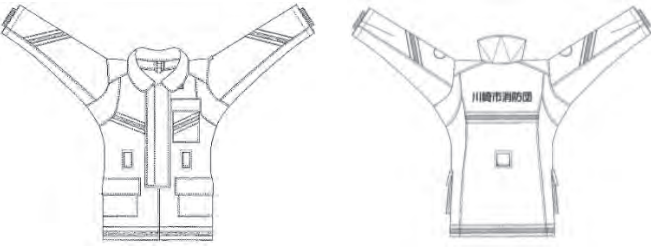


		<p>き章</p>	<p>金色金属製消防団章とする。</p> 
		<p>周章</p>	<p>まわりに1条又は3条の赤色線を巻くものとする。</p> <p>団長</p>  <p>副団長</p>  <p>分団長 副分団長</p>  <p>部長 班長 団員</p> 
<p>防火帽</p>	<p>色及び地質</p>	<p>シルバーメタリック焼付け塗装とし、労働安全衛生法第42条の規定に基づく保護帽の規格に適合するものとする。</p>	

	<p>制式・形状</p>	
<p>冬服</p>	<p>色及び地質</p>	<p>黒色の毛織物とする。 ボタンは、消防団章を付けた金色金属製ボタンとし、3個を縦一列に付ける。</p>
	<p>制式 形状</p>	


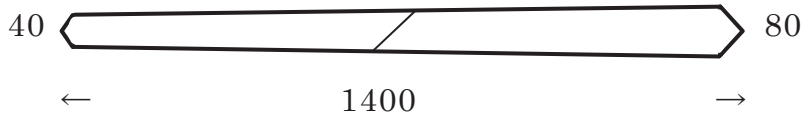

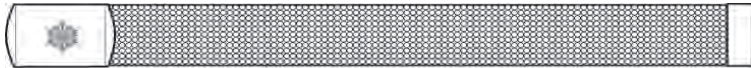
		袖章	<p>表半面に1条ないし3条の金色しま織線を付ける。</p> <p style="text-align: center;"> 部長・班長・団員 分団長・副分団長 </p>  <p style="text-align: center;"> 副団長 団長 </p> 
		襟章	<p>各消防団名を左襟飾りボタンホールに着ける。</p>
冬服 (女性)	色及び地質	<p>濃紺色のカシミアドスキンとする。</p> <p>ボタンは、消防団章を付けた金色金属製ボタンとし、3個を縦一列に付ける。</p>	
	制式	形状	
盛夏服	色及び地質	<p>上衣は淡青、ズボンは紺色とする。</p> <p>ボタンは、上衣地質と類似色とする。</p>	


























	制式	形状	
		所属章	<p>上衣と同様の生地に「川崎市〇〇消防団」と刺繍したものを左胸にマジックテープにより付ける。</p>
盛夏服	色及び地質	<p>盛夏服と同様とし、スカートはズボンと同様とする。</p>	
(女性)	制式	形状	
		所属章	<p>盛夏服と同様とする。</p>
冬作業服	色及び地質	<p>紺色の難燃性合成繊維の織物とする。</p> <p>襟裏、肩章裏及び胸ポケット中央部はオレンジ色とし、左胸部ポケット上部は「川崎市消防団」と銀色で刺繍する。</p>	
	制式・形状		




夏作業服	色及び地質	作業服と同様とする。
	制式・形状	作業服と同様とする。
防寒衣	色及び地質	黒色のナイロン製とする。 左胸に消防団章と「川崎市消防団」と銀色で表示する。 背面上部に二段書きで上段に「川崎市消防団」、下段に「KAWASAKI CITY VOLUNTEER FIRE CORPS」と銀色で表示する。
	制式・形状	
雨衣	色及び地質	オレンジ色でナイロン製防水樹脂コーティングとする。 背面上部に二段書きで上段に「川崎市消防団」、下段に「KAWASAKI CITY VOLUNTEER FIRE CORPS」と銀色で表示する。
	制式・形状	

<p>防火衣</p>	<p>色及び地質</p>	<p>緑色で難燃合成繊維を基布とし外衣と內衣で構成される多層構造とする。</p> <p>背面上部に「川崎市消防団」と表示する。</p> <p>両袖上部に団名及び階級等のワッペンを付ける。</p> <p>ベルトは墜落制止用器具付きとし、労働安全衛生法に適合するものとする。</p>
	<p>制式・形状</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>ワッペン</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>安全帯ベルト</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<p>機能別 団員用 ベスト</p>	<p>色及び地質</p>	<p>上半分をオレンジ、下半分を紺色のメッシュ地とし、左胸にはIDカードホルダーを設ける。</p> <p>胸部に50mm幅の蓄光反射テープを施し右に「機能別」、左に「消防団」と表示する。</p> <p>背面上部には100mm×250mmの蓄光反射ワッペンを施し上段に「川崎市」、下段に「機能別消防団」と表示し、背面下部には50mm幅の蓄光反射テープをV型に施すものとする。</p>

	制式・形状	
短靴	色及び地質	黒色革製又は合成革製とする。
	制式・形状	
短靴 (女性)	色及び地質	黒色革製又は合成革製のパンプスとする。
	制式・形状	
作業靴	色及び地質	黒色にてエナメル塗装を施し踏抜き防止板を底面に埋設、爪先部に先芯を装着し裏付長靴の筒口上部に絞り紐付カバーを付したものとする。
	制式・形状	
編上靴	色及び地質	黒色の革製で踏抜き防止板を底面に埋設、爪先部に先芯を装着し、外チャックを付したものとする。

	制式・形状	
ネクタイ	色及び地質	えんじ色の毛織物とする。
	制式・形状	
手袋	色及び地質	ケブラー繊維とノーメックス繊維の二重編物で掌側は人工皮革を用いて補強し、甲側中央部に消防団章を縫付け、色はオレンジ色とする。
	制式・形状	
作業バンド	色及び地質	<p>制服及び盛夏服用は紺色、作業服用はオレンジ色とする。</p> <p>合成繊維製で消防団章を付した銀色前金具をつける。</p>
	制式・形状	
襟章	色及び地質	台地は黒色金属製とし、各消防団名は金文字とする。 裏はねじ止めとする。

	制式・形状	夏・冬作業服の左襟に着ける。 															
階級章	色及び地質	台地は黒色樹脂製とし、上下両縁に金線刺繍模様を施し、中央には平織金線及び銀色消防団章を付ける。															
	制式・形状	冬服、盛夏服、夏・冬作業服の右胸部に着け、各階級は次のとおりとする。 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>団 長</td> <td>副団長</td> <td>本団部長</td> <td>分団長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>部 長</td> <td>班 長</td> <td>団 員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	団 長	副団長	本団部長	分団長					副分団長	部 長	班 長	団 員			
団 長	副団長	本団部長	分団長														
																	
副分団長	部 長	班 長	団 員														
																	
団長章	色及び地質	丹銅製・七宝焼き仕上げとする。 円形の菊花の中央上部に消防団章を配し、菊花の周囲に各3枚1組の赤い矢羽根を十字状に配し、各矢羽根と矢羽根の間を二等分する位置に筒先を配す。															
	制式・形状	階級章の上部に着ける。 															
エンブレム	色及び地質	台地をオレンジ色とし、黒色で枠取りした盾形とする。 中央に消防団章、その左右に椿を配し、上段に2段で「川崎市消防団」、「KAWASAKI CITY VOLUNTEER FIRE CORPS」と黒色で配す。															

	制式・形状	冬服及び盛夏服の左腕上部に付ける。 
肩章	色及び地質	色は金色とし、星は銀色とする。
	制式・形状	団長は星3つ、副団長は星2つとし、冬服の両肩に着ける。 
飾緒	色及び地質	色は金色とする。
	制式・形状	冬服の左肩に取り付け、垂れ下がった先の一部を左襟の裏側に止める。また、垂れ下がるシングルの輪に左腕を通す。 

別表第2 (第4条、第6条関係)

貸与品	着用区分	制 服		作業服		防火服		機能別団員活動服	
	着用期間	夏期以外	夏期	夏期以外	夏期	夏期以外	夏期	夏期以外	夏期
冬帽		○							
盛夏帽			○						
作業略帽				○	○			○	○
安全帽				○	○				
防火帽						○	○		
冬服		○							
盛夏服			○						
冬作業服				○	○				
夏作業服				○	○				
防寒衣		○	○	○	○				
雨衣		○	○	○	○				
防火衣						○	○		
機能別団員用ベスト 【機能別団員】								○	○
短靴		○	○	○	○				
作業靴				○	○	○	○		
編上靴				○	○				
ネクタイ		○							
手袋				○	○	○	○		
作業バンド(紺)		○	○						
作業バンド(オレンジ)				○	○				
襟章		○	○	○	○				
階級章		○	○	○	○				
消防団長章【団長】		○	○	○	○				
エンブレム		○	○						
肩章【副団長以上】		○							
飾緒【副団長以上】		○							

*夏期とは6月から9月までの期間とする。

*機能別団員活動服については○印のほか活動内容により団長が認めた被服を貸与する。

*貸与品欄の【 】は貸与団員の条件を表す。

別表第3を削る。

第1号様式中の「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

第2号様式中の「(あて先)」を「(宛先)」に、

品 目	号数又は寸法	数	品 目	号数又は寸法	数
冬 帽			防 火 衣		
盛 夏 帽			短 靴		
作 業 略 帽			作 業 靴		
盛 夏 略 帽			編 上 靴		
安 全 帽			ネ ク タ イ		
防 火 帽			作 業 バ ン ド		
冬 服			盛 夏 バ ン ド		
盛 夏 服			襟 章		
作 業 服			階 級 章		
防 寒 衣			消 防 団 長 章		
雨 衣					

を

品 目	号数又は寸法	数	品 目	号数又は寸法	数
冬 帽			短 靴		
盛 夏 帽			作 業 靴		
作 業 略 帽			編 上 靴		
安 全 帽			ネ ク タ イ		
防 火 帽			手 袋		
冬 服			作 業 バ ン ド		
盛 夏 服			襟 章		
冬 作 業 服			階 級 章		
夏 作 業 服			消 防 団 長 章		
防 寒 衣			エ ン ブ レ ム		
雨 衣			肩 章		
防 火 衣			飾 緒		
機能別団員用ベスト					

に改める。

第2号様式の2を削る。

第3号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

品名		期間	品名		期間
男	冬帽	15年	女	冬帽	15年
	盛夏帽	10年		盛夏帽	10年
	作業略帽	10年		作業略帽	10年
	盛夏略帽	10年		盛夏略帽	10年
	安全帽	10年		安全帽	10年
	防火帽	15年		冬服	15年
	冬服	15年		盛夏服	10年
	盛夏服	7年		作業服	10年
	作業服	10年		夏作業服	7年
	防火衣	15年		防寒衣	15年
子	防寒衣	15年	子	雨衣	15年
	雨衣	15年		ブラウス	5年
	短靴	10年		短靴	10年
	作業靴	5年		作業靴	5年
	編上靴	15年		ネクタイ	5年
	ネクタイ	7年		作業バンド	10年
	作業バンド	10年		盛夏バンド	7年
	盛夏バンド	7年		かばん	10年
	階級章(金属)	無期		階級章(金属)	無期
	消防団長章	無期		消防団長章	無期
用	襟章	無期	用	襟章	無期

を

品名	期間
冬帽	15年
盛夏帽	10年
作業略帽	10年
安全帽	10年
防火帽	15年
冬服	15年
盛夏服	10年
冬作業服	10年
夏作業服	10年
防寒衣	15年
雨衣	15年
防火衣	15年
機能別団員用ベスト	10年
短靴	10年
作業靴	5年
編上靴	10年

ネクタイ	10年
手袋	5年
作業バンド	10年
襟章	無期限
階級章	無期限
消防団長章	無期限
エンブレム	無期限
肩章	無期限
飾緒	無期限

に改める。」

附 則

この訓令は、令和2年8月20日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第15号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和2年8月18日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和2年8月25日(火)14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 3 議 事

議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書(令和元年度版)について

議案第27号 柿生小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について

議案第28号 新川崎地区小学校建設用地の取得について

議案第29号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

議案第30号 新しい宮前市民館・図書館基本計画について

- 4 その他報告等

教 育 委 員 会 公 告

川崎市教育委員会公告第3号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

令和2年8月21日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
川崎市青少年の家
川崎市宮前区宮崎105番地1
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市青少年の家条例、川崎市青少年の家条例施行規則に定めるもののほか、詳細については川崎市青少年の家指定管理仕様書に定める。
- 3 指定予定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5か年)
- 4 応募の方法等
 - (1) 応募書類等の配布期間及び配布方法
令和2年8月21日(金)から、市の管理する公式ホームページにて配布します。
<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000118925.html>
 - (2) 応募書類
 - ア 指定申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 団体概要書
 - エ 指定管理に係る事業計画書
 - オ 指定期間における収支予算書
 - カ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
 - キ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書

ク 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び収支予算書等

ケ 直近3期分の財務関係書類(収支計算書、貸借対照表、財産目録等)。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。

コ 直近3年分の納税証明書(任意団体にあつては代表者に係るもの)

サ 申請日前1月以内の預金残高証明書

シ 債務状況等自己申告書

ス 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体構成団体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類

※ アからスに掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

(3) 応募の期間

令和2年9月14日(月)から令和2年9月17日(木)まで

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(4) 応募書類の提出方法

持参(郵送による提出はできません。なお、応募書類は返却しません。)

(5) 応募書類の提出先・問合せ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局青少年支援室

電話番号: 044-200-3083

FAX: 044-200-3931

E-mail: 45sien@city.kawasaki.jp

川崎市教育委員会公告第4号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

令和2年8月21日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

川崎市八ヶ岳少年自然の家

長野県諏訪郡富士見町境字広原12067番地482

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市少年自然の家条例、川崎市少年自然の家条例施行規則に定めるもののほか、詳細については川崎市八ヶ岳少年自然の家指定管理仕様書に定める。

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5か年)

4 応募の方法等

(1) 応募書類等の配布期間及び配布方法

令和2年8月21日(金)から、市の管理する公式ホームページにて配布します。

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000118926.html>

(2) 応募書類

ア 指定申請書

イ 誓約書

ウ 団体概要書

エ 指定管理に係る事業計画書

オ 指定期間における収支予算書

カ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書

キ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書

ク 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び収支予算書等

ケ 直近3期分の財務関係書類(収支計算書、貸借対照表、財産目録等)。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。

コ 直近3年分の納税証明書(任意団体にあつては代表者に係るもの)

サ 申請日前1月以内の預金残高証明書

シ 債務状況等自己申告書

ス 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体構成団体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類

※ アからスに掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

(3) 応募の期間

令和2年9月17日(木)から令和2年9月24日(木)まで

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(4) 応募書類の提出方法

持参(郵送による提出はできません。なお、応募書類は返却しません。)

(5) 応募書類の提出先・問合せ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局青少年支援室

電話番号: 044-200-3083

FAX: 044-200-3931

E-mail: 45sien@city.kawasaki.jp

川崎市教育委員会公告第5号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

令和2年8月21日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
川崎市子ども夢パーク
川崎市高津区下作延5丁目30番1号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市子ども夢パーク条例、川崎市子ども夢パーク
条例施行規則に定めるもののほか、詳細については指
定管理仕様書に定める。
- 3 指定予定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5か
年）
- 4 応募の方法等
 - (1) 応募書類等の配布期間及び配布方法
令和2年8月21日（金）から、市の管理する公式
ホームページにて配布します。
[http://www.city.kawasaki.jp/450/page/
0000118966.html](http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000118966.html)
 - (2) 応募書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 指定管理者の指定申請に係る誓約書
 - ウ 団体概要書
 - エ 事業計画書
 - オ 指定期間における収支予算書
 - カ 指定管理者制度における暴力団排除に関する合
意書に基づく個人情報の外部提供同意書
 - キ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書
 - ク 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び
収支予算書等
 - ケ 直近3期分の財務関係書類（収支計算書、貸借
対照表、財産目録等）。ただし、申請日の属する
事業年度に設立された応募団体にあつては、直近
までの実績での試算表によるものとする。
 - コ 直近3年分の納税証明書（任意団体にあつては
代表者に係るもの）
 - サ 申請日前1月以内の預金残高証明書
 - シ 債務状況等自己申告書
 - ス 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委
任状及び共同事業体構成団体連絡先一覧及び組織
や運営に関する事項を記載した書類
 - セ アからスまでに掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類
 - (3) 応募の期間
令和2年9月14日（月）から令和2年9月18日
（金）まで

（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時
まで）

- (4) 応募書類の提出方法
持参（郵送による提出はできません。なお、応募
書類は返却しません。）
- (5) 応募書類の提出先・問合せ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎14階
子ども未来局青少年支援室
電話番号：044-200-2344
FAX：044-200-3931
E-mail：45sien@city.kawasaki.jp

 監 査 公 表

2 川監公第16号

令和2年8月17日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和2年6月18日付けをもって受理した標記の請求に
ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第
5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に
対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

(別紙)

2川監第367号
令和2年8月17日

かわさき市民オンブズマン
代表幹事 川口 洋一 様
同 篠原 義仁 様

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 嶋 崎 嘉 夫
同 沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について (通知)

令和2年6月18日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1(事実証明書は添付省略)及び別紙2のとおり、令和元年東日本台風(台風第19号。以下「本件台風」という。)による川崎市市民ミュージアム(以下「市民ミュージアム」という。)における収蔵品の浸水被害は、市及び指定管理者である「アクティオ・東急コミュニケーション(以下「指定管理者」という。))の違法若しくは不当な財産の管理(又は財産の管理を怠る事実)によるものであるとし、市長及び関係職員並びに指定管理者に対し、市の被った損害を賠償させるよう催告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和2年6月23日付けでこれを受理し、監査対象局を市民文化局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年7月2日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人からは、追加の事実証明書ほか2点(いずれも添付省略)の提出があった。この際、同条第8項の規定に基づく市民文化局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年7月2日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」及び市が令和2年4月に公表した「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書(以下「検証報告書」という。))」(いずれも添付省略)の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

3 監査対象事項

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履

行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

請求人は、本件措置請求の対象が「違法若しくは不当な財産の管理」又は「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」のどちらに当たるのかを特定していないが、本件措置請求書並びに請求人の陳述内容を勘案すると、市民ミュージアムの立地特性上、浸水の危険性があったにもかかわらず収蔵品を地下収蔵とし、川崎市洪水ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ」という。）の改定後もこれを改めずに継続していたこと、また、本件台風に対して必要な措置を講じていなかったことが違法若しくは不当であると主張しているため、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」を主張するものと解される。

また、請求人は、上記怠る事実について、市には地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第8条に違反した不法行為責任があり、指定管理者には平成29年2月28日付けで市と指定管理者が締結した「川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」第18条に違反した債務不履行責任があるとし、市長及び関係職員並びに指定管理者に対する損害賠償請求を求め、上記のとおり住民監査請求の対象は、執行機関又は職員による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されていることから、指定管理者による怠る事実が監査の対象とならない。

以上により、指定管理者に対する請求は却下することとし、市民ミュージアムにおける収蔵品の管理等において、市が違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があったといえるかを監査対象事項とした。

4 補充書の不受理

法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出期限は、住民監査請求における証拠の提出及び陳述等に関する要綱（平成15年12月26日委員決裁15川監第429号）第2条第2項の規定により陳述の日までとしており、ただし、監査委員がやむを得ないと認めるときは、この限りでないとしている。

請求人からは、令和2年7月17日付けで「監査請求書の補充書」ほか14点（いずれも添付省略）が提出されたが、既に上記期限を経過しており、やむを得ないと認めらるに足りる事情の主張もないことから、これを受理しないこととした。

2

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 市民ミュージアムについて

市民ミュージアムは、川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年条例第45号。以下「条例」という。）に基づき、昭和63年11月に中原区の等々力緑地（川崎市所有地）に設置された。建物は地下1階・地上3階建てで、地階には第1から第9までの収蔵庫等が置かれ、収蔵品の数は約259,800点に上る（平成31年3月31日現在）。市民ミュージアム設置の経過について、市によれば、等々力緑地へ立地することとした理由等は不明であるが、収蔵場所については、温湿度管理の観点のほか災害等のリスクも考慮し、他都市において事例の多かった地下収蔵にしたものと推定されている。

市民ミュージアムには、平成29年4月に指定管理者制度が導入された。指定管理者が行う業務の範囲は、条例第3条の4の規定により「考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物、複製、模型等の資料及び作品の収集、保管、展示等を行う業務その他の市民ミュージアムの管理のために必要な業務」とされているほか、基本協定書等において詳細が定められている。

(2) 洪水ハザードマップについて

洪水ハザードマップは平成16年に策定されたが、平成27年に水防法（昭和24年法律第193号）が一部改正され、国土交通省から新たな浸水想定区域等が公表されたことに基づき、市において改定作業が進められ、市民ミュージアムが位置する中原区版は、平成30年3月に改定された。

市民ミュージアム周辺は、多摩川水系の洪水浸水想定区域に含まれており、想定浸水深は、改定前は最大3～5メートルであったが、改定後は最大5～10メートルとされた。想定する降雨量は2日間の総雨量として、改定前は457ミリメートル、改定後は588ミリメートルであり、前者は「200年に1回程度の確率」、後者は「1000年に1回程度発生する可能性のある降雨量を上回る設定」とされている。

市民ミュージアムを所管する市民文化局では、施設の老朽化等の他の課題と併せて、上記洪水浸水想定区域であることへの対応が課題であるとし、令和元年度的全庁的な主要課題調整会議（サマレービュー）においてこれらを共有するとともに、次期指定管理の手続きを着手する令和2年度末に向けて検討を進めていくところであった。

3

(3) 本件台風及び浸水被害の概要について

本件台風は、令和元年10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、翌13日未明に東北地方の東海上に抜けた。

検証報告書によれば、市は12日10時に川崎市災害警戒本部(以下「災害警戒本部」という。)を設置するとともに、市内の土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域に避難勧告を発令、19時には中原区内の洪水浸水想定区域に避難指示(緊急)を発令し、23時には川崎市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置した(上記避難指示及び避難勧告は翌13日6時に解除)。中原区(地点名:中原区役所道路公園センター)の総雨量は、12日までの3日間で257ミリメートル(12日のみで238ミリメートル)を記録し、多摩川の河川水位は、市民ミュージアムを含む等々力排水区の排水先付近にある田園調布(下)水位観測所において、12日23時頃に計画高水位(A.P.+10.31メートル)を超え、12日19時30分頃、地階の中央監視室にいた設備員(指定管理者の職員)により地下駐車場から中央監視室への浸水が確認された。

これを受け、施設スタッフは、地階にある収蔵庫への浸水を防ぐため、収蔵庫入り口である鉄扉の前に土のうを15個設置した。その後、20時頃に未整理室と収蔵庫前前室との間にあるシャッターが破壊されたことにより大量の水が浸入し、収蔵庫前通路にて排水作業を行っていた施設スタッフの太ももの高さまで水位が急激に上昇したため、作業を中断して上層階に避難した。21時40分頃に全館が停電し、さらに水位は上昇を続け、24時頃には、未整理室には地階床面から3.24メートル程度まで上昇した。

地階への流入水量は約16,000立方メートルと推計され、市民ミュージアム内の第1ないし第9収蔵庫の浸水の高さは1.95メートルから2.55メートルと計測されており、約22.9万点の収蔵品に被害が発生した。地下駐車場の水は、主として市民ミュージアムの南側に立地するとどろきアリーナや南西側に立地する四季園の方から流れ込み、これらの施設より低い位置にある市民ミュージアム地下駐車場壁から滝のように流入したものと推定される。それらの水は、上記各施設のさらに南西の道路(道宮内58号線)から流れてきていることが確認されている。

等々力緑地の浸水の原因について、等々力排水区では昭和57年の等々力水処理センターの稼働以降、本件台風による被害と同様の浸水被害は起きておらず、12日も等々力水処理センター及び等々力ポンプ場のポンプ排水は正常に運転していた。しかし、12日午前から午後にかけて多摩川上流や河川付近の降雨が大量に河川に流れ込み水位が急上昇したため、同日16時頃に放流渠からの河川放流量がピーク(1秒あたり約18立方メートル)に達した後に減少に転じる一方、その後も河川水

位が上昇を続け、計画高水位を超える過去にない河川水位となる中、自然流下であった等々力雨水幹線から放流渠に向けた水の流れが押し戻され、自然排水区内における地盤高の低いマンホール(A.P.+9.014~A.P.+9.314メートル)等から溢水した可能性があると考えられている。

(4) 市民ミュージアムにおける本件台風への対応について

指定管理者は本件台風の接近以前から、基本協定書に基づき危機管理マニュアルや消防計画といった防災に関する計画を策定し、必要となる設備及び資機材を整え、利用者の安全対策や施設の老朽化による漏水対策及び強風飛散対策を実施しており、本件台風に対しても同様の備えを行ったとされる。

その設備や対応等を整理すると、おおむね次のとおりである。

【設備及び資機材(令和元年10月12日時点)】

種別	具体的な内容
浸水対応用既設設備	雨水槽の排水ポンプ(1.1㎡/分×2台)
浸水、漏水対応用資材	土のう15個、給水マット50枚程度、ウエス100枚以上、ブルーシート及びバケツ(複数)
その他資材	ライト、懐中電灯、作業灯、無線機、拡声器、デジタルカメラ、各種工具、電源延長コード、ヘルメット、レインコート、長靴、軍手、ゴム手袋、マスク、ロープ、スニョップ、融雪剤等(各複数)

【対応経過(主体について記載がない事項は指定管理者によるもの)】

日付	時間	内容
10月7日	午後	・排水槽の点検及び清掃を実施
10月8日	10時頃	・緊急コミュニケーション事業者から指定管理者に対し、台風への事前対応(下記)及び情報収集の指示 * 漏水履歴のある部位の再度確認、漏水発生時の対応準備 * ルーフドレン、排水目皿、側溝の状況確認と堆積物の除去 * 風による物品の飛散防止並びに防滑対策 * 土のう・防欄板等の確認と準備 * その他館内外の安全確保に必要な対策 * エントランス等への降雨、吹き込み、傘からの雨だれ等への清掃体制の準備
10月10日	12時頃	・台風の進路や勢力の予報を踏まえ、上陸時期における施設の休館も含めた方針について、市と検討を開始
10月10日	10時頃	・ルーフドレンの点検及び清掃を実施
10月10日	17時頃	・10月12日及び13日を臨時休館とする可能性があることを、市民ミュージアムHPPに掲載するとともにSNSで発信(鉄道会社が台風による計画運休を発表)
10月11日	午前	・台風の状態等を踏まえ、10月12日及び13日は臨時休館とすることを市に連絡。市は休館を了承するとともに、台風に対する準備を要請
10月11日	12時頃	・アキオ本社から館長に対し、台風に対する事前準備(臨時休館、強風による飛散防止等)及び情報収集(台風の最新

13時頃	情報、公共交通機関運行情報等の連絡 ・10月12日及び13日は臨時休館とすることを、市民ミュージアムHPに掲載するとともにSNSで発信 ・排水設備(排水槽、各種排水槽、排水ポンプ)及び土のう等 の点検を行い、異常がないことを確認
午後	
17時頃	・市から指定管理者に対し、有事の際の連絡体制を確認(館長と市担当課長間を基本とする) ・12日は夜間(休館日)の体制を、通常の2名から4名に増員して対応することを決定し、館長から市にその旨を連絡 ・強風飛散対策(ベンチ、バリケード、カラーコーン、ゴミ箱を建物内へ移動等)を実施
18時頃	・漏水懸念箇所へ給水マット、ウェス、バケツの設置などの対策を実施
10月12日	午前～午後 ・建物内を巡回点検し窓際から漏水から漏水している箇所等に順次対応 ・多摩川の水位情報をテレビ、インターネット等で随時確認 18時00分 ・風雨が強まった状況について市へ連絡。現時点では特段の異常がないことを確認した上で、市から指定管理者に対し、状況に変化があれば連絡するよう指示 19時30分 ・中央監視室にて設備員が駐車場側からの浸水を確認 その後、荷解棚倉にてローディング、ドライエアの水位が上がりつつあることを確認 ・取履機前へ土のう15個設置するとともに、建物内の雑排水槽及び機庫室内の排水槽のマンホールを開放し排水実施 ・設備員から館長及び東急コミュニティー本社へ状況を連絡。館長から市及びアクトイオ本社へ状況を連絡 20時00分 ・排水作業中に地下1階シャッターが破壊され大量浸水。水位が60cm程度まで急激に上昇したため上層階(3階)へ避難 ・設備員から館長及び東急コミュニティー本社へ状況を連絡。館長から市及びアクトイオ本社へ状況を連絡 その後、自動火災報知設備の短絡により全館自動火災設備が作動 21時00分 ・館長から市に、浸水及び施設スタッフの避難状況等について連絡。市からは、状況に変化があれば連絡するよう指示 ・市と指定管理者とで、翌朝に現地確認する方針を確認 21時40分 ・全館停電が発生。地下電気室内での水位が上昇したため、室内の設備が水を受けて故障したことが原因と考えられる ・停電により固定電話が使用不能となる(以降の連絡は職員個人携帯電話を使用) 22時00分 ・駐車場部分で地面から高さ2.7m程度まで浸水(浸水の高さは後日計測したもの。以下同) ・建物内南側内部階段で地下床面から高さ1.7m程度まで浸水 23時00分 ・建物内南側内部階段で地下床面から高さ2.4m程度まで浸水 ・建物内北側内部階段で地下床面から高さ2.35m程度まで浸水 24時00分 ・東急コミュニティー本社担当者現地到着 ・建物内南側内部階段で、地下床面から高さ3.24m程度まで浸水していることを確認
10月13日	7時40分 ・市職員が現地に到着 8時00分 ・市及び指定管理者により、施設内(1階から3階)及び施設

周辺の状況確認 ・外壁パネル剥がれがあった区域周辺に、立入禁止範囲を設置 ・市と地下駐車場に溜まった水の排水を要請協議	10時10分	・現地対策会議を開催(市及び指定管理者)し、当面の休館を決定したほか、各種対応方法を検討
・現地対策会議を開催(市及び指定管理者)し、固定電話が使用できない中での連絡体制や、今後の運営業務及び体制、対策本部の運用等を協議	14時30分	・当面休館とすることを市民ミュージアムHP及びSNSに掲載 ・企画展示室2の外原破損部分にブルーシートによる養生を行い設置し、目隠しのため展示用の壁面ボックスを設置 ・地下駐車場へのスロープの出入口を閉鎖 ・施設に電源供給ができずおらず電話回線も不通のため、とどろきアリーナへ仮設事務所設置の依頼(その後、10月15日にアリーナ内の会議室に仮設事務所を設置)
・建物内に、電池式ランタン等の仮設照明設置	18時00分	

なお、市民ミュージアムが昭和63年11月に設置されて以降、台風や集中豪雨により、中原区において本件台風の257ミリメートルを超える雨量を記録したことが計7回あったが、いずれにおいても本件台風による浸水被害のような建物への浸水は生じておらず、雨水に関しては既設のポンプ等により排水が行われていたとされ、上記以外の集中豪雨で地下駐車場に一時的に雨水が溜まったこともあったが、その際も既設のポンプ等による排水により建物内への浸水は防止されたとされる。

2 監査委員の判断

(1) 収蔵品の管理方法について

市民ミュージアムには指定管理者制度が導入されており、条例及び基本協定書の各規定を踏まえ、指定管理者の権限・責任は広範にわたるといえるが、収蔵品は指定管理者に帰属するものではなく、あくまで市が所有する財産である。なお、基本協定書第27条では、「指定管理者は本業務の実施に関連して災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市に緊急事態発生を旨を通報し、市の指示に従うものとする」と定めている。当該規定の趣旨は、「緊急時に指定管理者は必要な措置を講じるとともに、市に通報し、その指示に従う」というものであるが、緊急時の対応として指定管理者に委託した範囲以外については、市に管理責任があることを当然の前提とするものである。

そこで、請求人が主張する地財法第8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に於いて最も効率的に、これを運用しなければならぬ」と定めているが、具体的な管理方法については、執行機関の合

い逸脱又は濫用があったとはいえない。

(3) 被災当時の市の対応について

請求人は、本件台風への対応に関する市と指定管理者のやりとりが体館問題に終始しており、収蔵品の管理における防災対策等に目が向いていなかったとした上で、本件台風の際は数日前から予測されていたのであるから、収蔵品を上層階へ移動させていれば浸水被害を未然に防止することができたとし、市民ミュージアムの職員数や設備、時間的余裕を理由に収蔵品の移動は可能であったなどと主張している。

前述したとおり、市民ミュージアムの管理運営における指定管理者の権限・責任は広範にわたることから、現地における直接的な対応については、一義的に指定管理者が担うべきものであるが、被災当日の10時には災害警戒本部が、23時には災害対策本部が設置されており、市民ミュージアムを所管する市民文化局市民文化振興室の担当課長は、川崎市災害対策本部規程(平成17年災害対策本部訓令第1号。以下「災害対策本部規程」という。)別表第1により、いずれの本部においても配下の市民文化局文化振興班長として、所管施設の管理保全に關すること並びに所管施設に係る応急対策の立案及び実施に關することが分掌されている。

また、市は、本件台風に対する準備を依頼し、指定管理者はこれを受け、排水設備の点検等、事前の対策を実施しているほか、度々、指定管理者から状況報告を受け、その都度指示を出していたことが認められる。

なお、請求人は、平成16年10月9日に1階の映像ホールで床上浸水が生じており、本件台風による浸水被害の予見可能性があった旨を主張するが、映像ホールは本件浸水経路から離れた位置にあり、床上浸水の要因も、地面よりも低い位置にある映像ホール非常口外側にたまった雨水が侵入したものとされており、本件台風による浸水被害とは、その態様を大きく異にするものといわざるを得ず、請求人の上記主張は採用できない。

また、請求人は、市民ミュージアムの地上部に土のうを積んだ形跡が見当たらないことから、浸水被害を軽減するための予防措置も講じていなかったと推測される旨主張するが、市は、そもそも当該箇所からの浸水(内水氾濫)を想定しておらず、検証報告書によれば、浸水の経路となった南西側からの水を市民ミュージアムの敷地内に入れたいために必要な土のうの数が660個とされていることからしても、本件台風による浸水経路等を予測し、事前に対策がとれた可能性は極めて低いといわざるを得ない。

したがって、本件台風による被災当時の市の判断について、裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があったとは認められない。

理的な裁量に委ねられているものと解される。

そうすると、市民ミュージアムにおける収蔵品の管理が地財法第8条に反し、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実と該当することとなるのは、収蔵品の管理における市の判断に裁量権の著しい逸脱又は濫用があり、地財法第8条の趣旨を没却するような特段の事情が認められる場合に限るものと解するのが相当である。以下、検討する。

(2) 地下収蔵について

前記事実関係のとおり、市民ミュージアムを等々力緑地に立地することとした理由は不明であるが、収蔵場所については、温湿度管理の観点のほか各種リスクを考慮して決定したとされている。この点、材質による違いはあるが、一般的に文化財や美術品等は、湿度や温度の影響を強く受けるものであるから、温湿度の管理は収蔵品の保存環境において基本的かつ重要な事項であるといえる。さらに、収蔵品の管理においては日常的な防犯や情報管理等のほか、地震や風水害等の自然災害、火災や停電等の事故など様々なリスクを考慮する必要があるところ、市は、これらを勘案し、他都市の事例も踏まえ地下収蔵としたものと推察される。

また、本件台風による浸水被害は自然流下であった等々力雨水幹線が逆流して内水氾濫が発生したことによる可能性が高いこと、昭和63年11月以降、中原区では257ミリメートルを超える雨量を記録したことが7回あるものの、建物への浸水被害は生じておらず、雨水に關して排水ポンプ等の設備や資機材で正常に排水が行われていたこと、多摩川の計画高水位を超えるような降雨を経験したことがなく、内水氾濫が発生したこともなかったこと等に鑑みると、市が本件台風による浸水被害を事前に予見して対策をとることは極めて困難であったものと推察される。

この点について、請求人は、地下収蔵を見直し、多摩川の溢水に限らず、浸水の危険性が高い湿地帯に位置する市民ミュージアムの防災対策にあつては、内水氾濫も想定し、洪水ハザードマップを勘案して絶えず検討を行うべきであったなどと主張する。

しかしながら、洪水ハザードマップは、あくまで河川の氾濫が発生した場合に浸水が想定される範囲とその程度、及び地域の避難場所を示したものであるところ、市は平成30年3月に改定された洪水ハザードマップにおいて、市民ミュージアム周辺が最大5~10メートルの浸水想定区域とされていたため、施設の老朽化等と併せて全庁的に課題を共有し、令和2年度末に向けて検討を進めていくところであったのであるから、洪水ハザードマップ改定後においても、必要な措置を講じずに放置していたとまでは認められない。

したがって、市民ミュージアムの収蔵品の管理における市の判断に裁量権の著しい逸脱又は濫用があったとは認められない。

別紙1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

2020年6月18日

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2ソシオ砂子ビル7階
川崎合同法律事務所内
かわさき市民オンブズマン
代表幹事 川口 洋一
同 篠原 義仁

(4) 結論

以上のとおり、市民ミュージアムの収蔵品の管理において、市に違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があったとはいえず、請求人の主張はいずれも理由がない。

よって、本件措置請求は、前記第2-3のとおり、指定管理者による怠る事実があったとす点については、法第242条の要件を欠き不適法であるため、これを却下することとし、その余については、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

本件台風による浸水被害は、市が予測できなかった内水氾濫によるものではあるが、貴重な財産である収蔵品に甚大な被害が生じたことは紛れもない事実であり、現時点においても、市民ミュージアムは休館しており、再開の見込みは立っていない。

市は、今後、施設のあり方について抜本的な見直しを検討していくとしているが、近年、台風や集中豪雨による被害が増加していることを踏まえ、同様の被害を発生させることのないよう、この間の検証等を通じて明らかとなった課題に真摯に取り組みとともに、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、指定管理者との連携は当然のことであるが、関係局・区間において緊密な連携を図り、適切な収蔵品の管理に努められたい。

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、事実証明書を添付の上、以下のとおり必要な措置の請求をする。

第1、請求の趣旨

川崎市長は、2019年の台風19号の襲来に伴い、川崎市市民ミュージアム収蔵の収蔵物が、水没したことによって川崎市が蒙った損害について、前記施設に関わる内水氾濫の防止及び収蔵品の管理に関し責任を負う川崎市長及び関係職員並びに指定管理者に対し、相当額の賠償を請求せよ、との勧告をするよう求める。

第2 請求の理由

1、請求人

請求人は、川崎市内の前記図書館に事務所を置く住民団体(会則もあり、財政基盤を有して会報を定期発行している団体)であり、権利能力なき社团であるが、地方自治体等の不正、不当な行為を監視し、それらの是正を求める活動等を活動目的としてその取組みを進めているところであり、地方自治法の住民監査請求及び住民訴訟の主体である「住民」として、その権利行為をする機能を有するものである。

2、川崎市市民ミュージアムの開館とその後の経緯

(1)川崎市市民ミュージアムは、博物館機能、美術館機能と映像機能を併せもつ総合文化施設として1988年11月に開館した。

基本テーマは、「都市と人間」で、川崎市市民ミュージアム条例は、設置目的を「考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について所蔵、展示、調査研究等を行うこと等により、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」と定めるところとなっている。

市民ミュージアムの収蔵品は、約25万点超を数え(現時点では約26万点といわれている)、公立の美術館としては日本一の収蔵量となっている。

その収蔵分野は、考古、歴史、民俗の各分野に加え、川崎市ゆかりの美術・文芸作品、ポスト一・版画・写真・漫画・映画・ビデオ等の複製技術による芸術作品に及んでいる。

この業務に関わる学芸員は、博物館法第4条3項で「博物館に専門的職員として学芸員を置く」とされ、同4項で「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関

連する事業についての専門的事項をつかさどる」とされている。つまり、学芸員を配置して専門的に市民ミュージアムの財産管理を行うことを予定している。

(2) 市民ミュージアムの管理は、本来的には川崎市に管理責任は帰属するが、開設以来、財団法人川崎市市民ミュージアムの手によって担われてきた。しかし、数度の組織改編があり、その管理主体は、1999年には財団法人博物館振興財団川崎市市民ミュージアム、2005年には財団法人川崎市生涯学習財団、2012年には公益財団法人川崎市生涯学習財団と至った。

ところで、指定管理者制度とは、従前は出資法人等に限定されていた公の施設の管理・運営(「管理委託制度」)を、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に「管理委託」ができて「改訂」されたことに基づくものとなっている。

ちなみに、指定管理者制度の実施にあたっては、条例で指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を定め、指定管理者の指定には議会の議決が必要となっている。

川崎市は、2015年11月8日から12月にかけて「川崎市市民ミュージアムの管理運営形態の変更について」と題してパブリックコメントを実施した(但し、パフコメは4通のみ)。その上で、川崎市は、2016年2月、川崎市市民ミュージアム条例を改正し、2017年4月1日から指定管理者制度を導入するとした。

2016年4月、川崎市は「川崎市市民ミュージアム指定管理仕様書」(資料7)を公表し、指定管理者の募集を開始した。

この募集に応募したのは、従来、市民ミュージアムを運営してきた公益財団法人川崎市生涯学習財団と乃村工務社の共同事業体である「市民ミュージアム運営パートナーズ」と、「アクトイオ・東急コミュニティー共同事業体」の2者であった。

2016年7月、川崎市指定管理者選定評価委員会は、指定管理者としてアクトイオ・東急コミュニティー共同事業体を選定し、10月の川崎市議会は前記共同事業体が指定管理者となることを議決した。

この手續を経て、川崎市は前記共同事業体との間で「川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」を締結した(資料8)。

これを具体的にいうと、川崎市(担当部局は川崎市市民文化局)は、2016年(平成28年)4月作成の川崎市市民ミュージアム「指定管理仕様書」第5項において「指定管理者が行う業務の範囲」を定め、そのなかで「施設等の維持管理に関する業務」として①施設の保守管理、②施設等の清掃・環境衛生、③施設等の保安警備、④物品等の管理等の業務内容を規定した。

また、第6項で「事業に関する業務の基準」を定め、そのなかで、(8)として「(8) 資料等の保管・修復等に関する業務

収蔵する資料等を善良な管理者の注意義務をもって保管及び必要に応じて修復を行うものとします。

ア 実施内容及び実施基準

(ア) 保管

資料等の保管は、科学的・技術的に必要な条件を満たす方法によって行うこと。事故の防止には、万全を期すとともに、地震や火災など想定される危険に対する安全対策を図ること。」

を定めた。

これに対応して、第7項「施設等の運営に関する業務の基準」のところでも

「ア実施内容及び実施基準

(ア) 災害への対応に関すること

指定管理者は、市民ミュージアムが災害等発生時における現地対策本部、物資の備蓄機能、救護医療スペース等の役割を担う可能性があることを了解し、市の求めに応じるところに従って当該役割を果たす上で必要な協力を行うものとします。

a 災害対応マニュアル等の作成

管理運営を行う上で予測される様々な危険に備え、非常連絡網の作成や避難通路の確保・表示といった危機管理態勢を明確にして職員に周知するとともに、対応マニュアルを作成し、適宜必要な訓練や講習等を実施すること。

b 災害発生時の対応

事故、災害、犯罪等の緊急事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、負傷者の救護及び利用者の安全を最優先し、また、速やかに事故報告書を市に提出すること。

なお、利用者等の安全確保のためにやむを得ないと判断した場合は、施設の利用を制限、あるいは通常の施設運営を中止し、市及び関係者に対して速やかに通報すること。」と定めた。

この「指定管理仕様書」に基づいて、2017年(平成29年)2月28日、川崎市長福田紀彦とアクトイオ・東急コミュニティー共同事業体との間で前記基本協定書が締結された。

同基本協定書第7条第1項で管理物件について「管理施設及び管理物からなる」と規定された。そのうえで第18条(資料)及び作品の管理等)において

「第18条 本施設が収蔵する資料及び作品(以下、「収蔵品」という。)については、本条項に基づきほか、乙は、本協定、年度協定、条例、規則、仕様書及び甲が別に定める規定により適正かつ良好な管理等を行わなければならない。

2 収蔵品は、甲が購入したもの、甲が寄贈及び寄託を受けたもの並びに本施設が他の博物館等から借り受けた資料及び作品で、本施設に収蔵している全てのものをいう。

3 乙は、本施設の収蔵庫の保存状態に応じて、専門知識を持つ学芸員等により、最も最適な方法によって必要な修復や清掃等を行わなければならない。

4 乙は、収蔵庫の鍵の管理を徹底し、収蔵庫へ出入りする者を常時把握できる体制を確保しなければならない。

5 甲及び乙は、収蔵品を損傷又は紛失した場合には、第46条及び第47条に基づき対応しななければならない。」と約定された。

なお、第46条は損害賠償に係る規定で第47条は第三者への賠償規定となっている。また、第27条(緊急時の対応)において

「第27条 乙は、本業務の実施に関連して災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲に緊急事態発生を通報し、甲の指示に従うものとする。

2 (略)

3 乙は、事故等が発生した場合、甲と協力して事故等の原因調査及び解決に当たるとともに再発防止策を講じ、甲に報告しなければならない。」

と約定された。

したがって、市民ミュージアムの収蔵品の管理の責任は、川崎市に係る財産として当然に第一次責任は川崎市に帰属するが、第二次的には、前記基本協定書（「指定管理任継書」を含む）に基づき、前記指定管理者にも存するところとなっている。

しかるところ、川崎市は、市民ミュージアムの運営に関し、「直轄」からほぼ丸投げに近い形で指定管理者に移行させ、その指定管理の契約期間は、2017年4月1日から2021年3月31日までの5年間と約定された（資料8）。

3、オンブズマンとしての申入活動の開始

(1) いうまでもなく地方自治法の242条は、地方自治体の財産につき「違法若しくは不当な財産の管理があるとき、又は、「違法若しくは不当に財産管理を怠る事実」があるときは住民による監査請求ができる」と規定している（242条の2が住民訴訟の規定）。

また「違法、不当な公金の支出」も当然監査請求の対象となる。

かわさき市民オンブズマンは、そうした観点からオンブズマン内部で担当者を選定して市民ミュージアムに関する資料について2019年6月21日、情報公開請求を行った（資料1）。

具体的には、第一に各種収蔵品が、指定管理者制度の導入後、正規職員としての学芸員が欠けながら適切に管理されているのか、をチェックすることを目的としてその対象となる収蔵品を限定した上で、①民俗、②漫画、③映画、④歴史のうちの古文書、⑤映像（映画、ビデオ）の各収蔵品について、その収蔵品リスト（収蔵品名、収蔵年度、収蔵点数、収蔵方法等記載されているリスト）及びその収蔵品の保管場所リストの情報の公開を求めた。

また、収蔵の方法は、①寄託、②寄贈、③購入の3つがあるが、その①、②、③に係る契約書等（名称を問わない）につき、適正に管理されているか否かのチェックを目的として情報の公開を請求した。

また、第二に、適正な公金の支出が行われているかどうかをチェックするため、①2017年4月～6月開催のオープンニング企画の「アングラセル展」及び②2017年10月～11月開催の「ハイチアート展」の委託契約書、委託料支払の協定書、委託料支払の領収書、送金簿などの情報の公開を請求した。

なお、オープンニング企画の「アングラセル展」に関しては、その企画に関連して開催されたレセプション企画の契約書、費用明細書、領収書などの情報の公開も請求した。

2019年7月17日、川崎市から2000枚を超える膨大な資料が情報公開された（資料2。但し、費用精算の事務処理の遅れから、実質的な情報公開は約1週間後）。

(2) かわさき市民オンブズマンは、公開された情報について、川崎市発行の公用物等と照合して分析、検討を進め、いくつもの疑問、問題点を見つけたため、その解明を求めて、2019年9月2日に本来的な財産管理者である川崎市及び担当部局の市民局に対し、疑問解明のための申入（実質上の質問）を行った（資料3）。

4、オンブズマンとしてのひきつづく申入

(1) 2019年9月2日2日の申入に対し、川崎市はオンブズマンに2019年10月11日付でその回答を行った（資料4）。

これにつきオンブズマンは直ちにその回答内容につき検討に着手した。

ところが、2019年10月に大型台風19号に関し、狩野川台風以来の大型台風になるとして、連日、気象予報が発せられ、市民への避難呼びかけや、至近の避難移動が不可能なときは、居住建

物内の上下の移動、すなわち、1階からより高い2階以上の移動が呼びかけられるところとなった。

この気象予報に連動して、川崎市も市民ミュージアムの管理問題について、同年10月8日から川崎市の担当部局と同施設館長との間で密接な連絡を取り合い、その対策のための協議を開始した（資料6添付の別紙2）。

しかし、市民ミュージアムに係る収蔵品管理の崩れ、および内水氾濫への対応の不十分さから、川崎市と指定管理者は、2019年10月12日に至り、台風19号の襲来に伴い、市民ミュージアムに重大な浸水被害を蒙り、当時のマスコミ報道では、建物関係と収蔵品など実に72億円に達する被害を受けたこととなった（資料6添付の別紙1、資料16、18）。

そこで、オンブズマンは、台風情報に係る検討を行い、2019年12月4日に川崎市に対し、以下のとおりの申入を行った（資料5）。

収蔵品の財産管理の申入内容

一部のくり返しを恐れずそのまま引用すると（但し、注は追記）オンブズマンの申入内容は次のとおりとなっている。

「市民ミュージアムは、そもそも所在地に池などが存在する湿地帯に立地し、川崎市策定のハザードマップでは、「5～10m」の浸水深で浸水想定は最大で10mとなっており、

従って、考古・歴史資料、ポスター、写真、漫画関係資料、映像（映画、ビデオ）関連資料など26万点にも及ぶ貴重な文化財を数多く収蔵しているミュージアムとしては、これに対応した十分な浸水対策（注、事前の予防対策としては、多摩川の越水による浸水であると、内水氾濫による浸水であるとを問わない）を講じて適切な収蔵品管理を行うことが要求され、それが地方自治法242条に規定された財産管理となっているところです。

すなわち、一部報道にあるとおり従前から施設関係者から「収蔵品は上層階に移すべきである」（資料16）との指摘がなされたということであり、その指摘からしても、あるいはその指摘を待ってまでもなく、本来的に地下倉庫での収蔵、管理などということはありません。

ちなみに、過去の水害被害の教訓から栃木県小山市所在、白鷗大学総合図書館大行寺分館は、地下が約40cm、1階が約3cm浸水したものの、地下にできるだけ、図書類を置かないという措置を講じ、かつ、台風19号襲来時には、学生らが自主的に地下と1階にあった図書類を上階に移動した結果、被災を免れた、と報道されています（資料15）。

川崎市民ミュージアムは、前述したとおり、貴重な文化財を収蔵しているものであり、より一層、浸水被害に対応した収蔵管理が行われるべきであり、少くとも、2014年川崎市策定のハザードマップで、浸水深を「3～5m」と想定したことに対し、2018年3月には、川崎市としてこれを「5～10m」と改定したのであり（公知の事実）、その改定（注、浸水被害の危険性の増大）に対応して、市民ミュージアムの収蔵品管理は、当然、見直され、地下収蔵は避けるべきところとなつてまいりました（注、多摩川の越水による浸水、内水氾濫の浸水を問わない）。

ちなみに、川崎市民ミュージアムは、1988年11月に開館し、その後の2017年4月1日から、指定管理者制度の導入にもなつて、指定管理者としてアクティオ・東急コミュニケーション共同事業体を選定し、その上で、川崎市は前記共同事業体との間で「川崎市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」を締結し、その運営を従前の「直轄」方式から委託管理方式に変更するところとなりました。

(1) 川崎市の回答は、オンブズマンが要望した期限には間に合わず、2020年1月16日に行われた(資料6)。

しかし、川崎市の回答は、申入(質問)内容に正面から答えるものではなく、きわめて不誠実、不十分なものであった。

そこで、オンブズマンは、再びこの川崎市回答の不十分さを指摘して2020年3月5日に再々度申入書及び同申入書(その2)を交付して、要請する回答期間を2020年3月31日としてその申入を行った(資料10、11)。

しかし、川崎市からは、前記期間までに回答はなく(資料12)、オンブズマンは、コロナ問題での現下の情勢を考慮して、同年5月11日に至り、同日付文書でその回答の督促を行った(資料13)。

これに対し、川崎市は、5月12日付文書で「6月中旬までに回答する」との連絡を行うところとなった(資料14)。

そこで、オンブズマンとして前記期日まででその回答を待つこととしたが、川崎市は2020年6月9日付でその回答を行った。

しかし、回答内容は、2020年1月16日付回答と同様にきわめて不誠実、不十分なものであった(資料22)。

(2) 以上の経緯に立っていうと、台風19号の襲来に係る市民ミュージアム収蔵品の水没被害、浸水被害は、収蔵品の管理責任を負う川崎市長及び関係職員並びに指定管理者が地方自治法242条第1項に規定する財産管理につき、その管理を違法、不当に行なったもの、もしくはその財産管理に怠る事実があったというほかない。

川崎市長は地方自治法第149条により自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法149条5号では会計を監督し、同6号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。なお、収蔵品の管理責任を直接的に負うのは市民文化局長及び市民文化局市民文化施設室文化施設担当課長であり、川崎市長は、当該職員に対する指揮監督責任を負うことから責任が存在するところである。また、指定管理者は前記基本協定書第18条に基づき、善管義務に係る債務不履行責任を負うものである(両者の関係は、不真正連帯の関係である)。

以下、一部くり返しがあるが詳述する。

(3) 地階(下)収蔵の跡まり

①2020年1月16日付川崎市回答書(資料6)添付の別紙1に係る資料(令和元年12月5日の報道発表資料)は、「台風19号による浸水被害への対応状況」として、浸水被害を受けていない収蔵品約31,000点について、その内訳として

館外貸出	83点
1階特別資料室	375点
2階常設展示室	754点
昔のくらし展	130点
のらくろ展	183点
3階など館内	約29,800点

と明記している。

市民ミュージアムの収蔵方法は、①寄託、②寄贈、③購入の3つがあり、そのうち、②寄贈、③購入に係る収蔵品についても川崎市の貴重な財産であり、その収蔵品の管理には十二分な浸水対策がとられるべきであり、ましてや、①の寄託に係る収蔵品は、寄託者に所有権は留置されているのであり、なお一層の管理責任を負っているところとなっています

以上を前提にして、市民ミュージアムの収蔵品の現状の管理(地下倉庫管理)は、地方自治法242条で規定する「違法、不当な財産管理」もしくは「違法、不当に財産管理を怠る事実」に該当すると判断されます。この点について川崎市としてはどのようなように判断しているのか、その考え方を明示して下さい。

そして、現状の管理方法に対する、改善策を提示して下さい。

これに加えて、オンブズマンは、指定管理者問題についても、以下のとおり申入をした。「台風19号で、市民ミュージアムの9つの収蔵庫が冠水し、収蔵品に多大な被害を及ぼしたことは、すでに述べたとおりです。川崎市は、まずもって、その浸水被害の全容を解明し、市民に対し、浸水被害の実態、浸水履歴を明らかにすべきところとなっています」

そのことを前提にして、指定管理者制度に関連して、以下のとおり、質問します。

(1) 川崎市は、市民ミュージアムの指定管理者に対して、中原区のハザードマップで浸水する区域に立地している市民ミュージアムについて、指定管理者に対し、暴風雨また台風被害を想定して、事前対策としてどのような施策を講じるよう指示したのか、文書等を開示の上、明らかにされたい。

(2) 川崎市は、市民ミュージアムの指定管理者に対して、協定書または仕様書の中で、水害の防災と損害が発生した場合の責任について、どのように明記しているのか、協定書、仕様書を開示の上、明らかにされたい。

(3) 指定管理者は火災訓練以外に、水害対策についてどのような訓練を行っているのか、マニュアルまたは対応に関わる書面を開示の上、明らかにされたい。

(4) 市民ミュージアムの収蔵品管理とその権限は、川崎市として指定管理者に委任して代行させているものですが、指定管理者に今回の収蔵庫までの冠水と収蔵品の浸水にまでいたった経緯とその対応策につき、2019年10月11日から12日の対応及び一連の日程の対応(当事者の対応を含む)につき、時系列で示した報告書を作成させた上で、市民に開示するよう求めます。」

とした。さらに、それに加えて

「今般の台風19号では、収蔵庫まで冠水するという未曾有の被害が生じました。

かわさき市民オンブズマンは、川崎市が責任をもって、その修復作業に取組み、現在の収蔵品を1点ずつ、その状態を写真に記録し、今後の保管場所、保管方法等を含む収蔵品管理のシステムを構築し、貴重な収蔵品の安全、適切な収蔵、管理体制が確立することを期待しているところ

です。その際には文化庁の技術的指導のもとに、状態が悪いものを廃棄だけするのではなく、何を廃棄したかも適切に記録し、収蔵品が修復されるまでの過程についても、興味にことを処理せず、そして失ったものが判別できなくならないように、これまで作成されたリスト、年間活動報告に毎年記載された購入、寄贈、寄託資料とも照合して対応するよう求める次第です。」

とし、川崎市に対し、2019年12月20日までに回答するよう求めることとなった。

5. 財産管理の違法、不当性、もしくは財産管理を怠る事実について

「地階にある9つの収蔵庫も全て浸水し、多くの収蔵品に浸水被害を確認した」とする地階収蔵の収蔵品の浸水被害と対比しても明らかに、館外貸出の収蔵品とは別に、1階ないし3階等に展示、保管されていた収蔵品については、浸水被害は受けていないことが川崎市発表でも明らかとなっている。

すなわち、この一事をもってしても、収蔵品の地階収蔵の戻まりは明らかである。川崎市は、2016年(平成28年)4月に、前記回答書添付別紙4の資料にあるとおり、「川崎市市民ミュージアム指示管理仕様書」を策定し、同仕様書に基づいて、指定管理者の募集を開始した。

この募集に応募したのは、従来、市民ミュージアムを運営してきた公益財団法人川崎市生涯学習財団と乃村工務社の共同事業体である「市民ミュージアム運営パートナーズ」と、「アクティオ・東急コミュニケーション」の2者で、最終的には、川崎市は、両者の提出した事業計画書の内容を審査した上で、指定管理者としてアクティオ・東急コミュニケーション共同事業体を選定した。

アクティオ・東急コミュニケーション共同事業体が、前記応募に提出したのが「川崎市市民ミュージアム指定管理者事業計画書」で、その8頁には、「博物館コミュニケーションシステムの開発導入により新たな展示を実現」として、「展示において、新しく受け入れられる資料はもろんのこ」と、既存の博物館資料を基本として、手帳に多様な資料情報を提供できる仕組み『博物館コミュニケーションシステム』を開発導入し、これを活用した展示を行います(すなわち、「博物館資料管理システム」の導入と全ての収蔵品のデータ管理を指す)と明記されている。

他方、その115頁には、災害時の危機管理体制、安全管理についての記載があり、今回の台風19号に関連する記載としては、「ハザードマップ確認」が明記されている。

③これとの関連でいうと、かわさき市民オンブズマンは、2019年12月4日付申入書で、従前の申入内容をふまえて、川崎市と指定管理者の財産管理の責任を追及して、以下のとおり申入(質問)を行った(注は、前述のとおり)(資料5)。

記

収蔵品の財産管理について

市民ミュージアムは、そもそも所在地に池などが存在する湿地帯に立地し、川崎市策定のハザードマップでは、「5～10m」の浸水深で浸水想定は最大で10mとなっています。従って、考古・歴史資料、ポスター、写真、漫画関係資料、映像(映画、ビデオ)関連資料など26万点にも及ぶ貴重な文化財を多数収蔵している市民ミュージアムとしては、これに対応した十二分な浸水対策を講じて適切な収蔵品管理を行うことが要求され、それが地方自治法242条に規定された財産管理となっているところです。

すなわち、一部報道にあるとおり従前から施設関係者から「収蔵品は上層階に移すべきである」との指摘がなされたということであり、その指摘からしても、あるいはその指摘を持つまでもなく、本来的に地下倉庫での収蔵、管理などということはありません。

ちなみに、過去の水害被害の教訓から栃木県小山市所在、白鷗大学総合図書館大行寺分館は、地下が約40cm、1階が約30cm浸水したものの、地下にできるだけ、図書類を置かないという措置を講じ、かつ、台風19号襲来時には、学生らが自主的に地下と1階にあった図書類等を上階に移動した結果、被災を免れた、と報道されています。

川崎市市民ミュージアムは、前述したとおり、貴重な文化財を収蔵しているものであり、より一層、浸水被害に対応した収蔵管理が行われるべきであり、少くとも、2014年川崎市策定のハザードマップで、浸水深を「3～5m」と想定したことに対し、2018年3月には、川崎市としてこれを「5～10m」と改定したのであり、その改定に対応して、市民ミュージアムの収蔵品管理は、当然、見直され、地下収蔵は避けるべきこととなっていました。

ちなみに、川崎市市民ミュージアムは、1988年11月に開館し、その後の2017年4月1日から、指定管理者制度の導入にもなっており、指定管理者としてアクティオ・東急コミュニケーション共同事業体を選定し、その上で、川崎市は前記共同事業体との間で「川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」を締結し、その運営を従前の「直轄」方式から委託管理方式に変更するところとなりました。

市民ミュージアムの収蔵方法は、①寄託、②寄贈、③購入の3つがあり、そのうち、②寄贈、③購入に係る収蔵品については川崎市の貴重な財産であり、その収蔵品の管理には十二分な浸水対策がとられるべきであり、ましてや、①の寄託に係る収蔵品は、寄託者に所有権は留置されているのであり、なお一層の管理責任を負っているところとなっています。

以上を前提にして、市民ミュージアムの収蔵品の現状の管理(地下倉庫管理)は、地方自治法242条で規定する「違法、不当な財産管理」もしくは「違法、不当に財産管理を怠る事実」に該当すると判断されます。この点について川崎市としてはどのように判断しているのか、その考え方を明示して下さい。

④ところで、2019年12月4日のかわさき市民オンブズマンの前記申入に対し、川崎市を代表して応じた水石健文化施設担当課長(前記12月5日付報道発表は水石課長が担当)は、オンブズマンの申入に極端な不快感を示し、多摩川の越水被害を想定する「ハザードマップ」の指摘は、台風19号被害に関しては該当しないとの趣旨の回答を行った。

しかし、オンブズマンは、多摩川の越水に限らず、浸水被害の発生危険性が大きい湿地帯に位置する市民ミュージアムの防災対策にあつては、内水氾濫による浸水被害も想定して、ハザードマップ(改訂)を勘案してたえず、その検討を行い、また、台風19号の規模に対応して、つねに浸水対策、防災対策の検討を行うべきだと指摘し、ましてや、オンブズマンとして2019年9月2日付申入書で収蔵品の地下収蔵危険であるとの認識の上で、収蔵場所の情報開示を求めているのであり、その時点においても川崎市としてその収蔵場所の見直し検討は、必須のものとなっていたと指摘した。

その後、オンブズマンが調査したところ、アクティオ・東急コミュニケーション共同体制作成の前記「事業計画書」には、「ハザードマップ確認」が明記され、浸水対策に係る防災対策の基本に置かれるべきことが明らかになっている。

そうだとすると、「浸水被害を受けていない貯蔵品」は、地階(下)収蔵でなく、1階以上の上層階に収蔵されたという事実を重視し、「ハザードマップ」の確認に基づく浸水被害対策につき、市民から付託された貴重な文化財の収蔵管理にあたる川崎市、具体的には、川崎市長及び関係職員並びに指定管理者としては、収蔵品の地下収蔵庫の管理は、地方自治法242条の規定に照らすと、

違法、不当な財産管理というべきであり、そしてまた、それは、「違法、不当に財産管理を怠る事実」に該当するというしかない。なお、指定管理者としては、基本協定書第18条の普管義務違反がある。

収蔵品の管理責任の明確化なしに今後の収蔵品管理の改善策の検討は進むことはない。

(4) 浸水被害に対する対応の取組み

①収蔵品の地下収蔵の取組みは明白であるが、それと同時に台風19号は狩野川台風並みもしくはそれ以上の台風として、台風襲来の数日前から気象予報が発表され、大型台風襲来の現実性、危険性は、マスコミ報道を通じ市民、国民にも周知され、その事前の防災対策が強調された。それとの関係で前記回答書添付の別紙2の資料を検討すると、次のことが指摘できる。

同資料によると、川崎市としては2019年10月8日12時頃から台風対策に着手し、次いで「2019年10月12日18時頃」には「(風雨が強まった)当該時点では、特製の異常がないことが確認」されたことと記載され、次いで、「2019年10月12日21時頃」の連絡内容として「20時頃地下中央監視室で膝上60センチまで浸水」として、その当時の被害発生状況が記載されたこととなっている。

さらに、2019年10月12日20時頃において、市民ミュージアムの被害発生が確認されている。

他方、大型台風の襲来は、数日前から予測されていたのであり、川崎市として収蔵品管理に係る防災対策として事前に万全の措置を講ずる必要があったところ、この事前の対策としては、「2019年10月8日12時頃」に「台風19号の連絡・勢力の状況を踏まえ」「休館を含めた検討を依頼」したとあり、以後、川崎市と市民ミュージアム(指定管理者)間のやりとりは休館に向けたやりとりのみが行われ、そのうち、時が推移し、「2019年10月11日12時頃」の記載として、「10月12日(土)、13日(日)に臨時休館」することとした、として、そのやりとりが行われたことを記載している。

すなわち、ここにおける川崎市と市民ミュージアム(指定管理者)との間のやりとりは、「休館問題」に終始し、市民から付託された貴重な文化財の管理・保管についての防災対策の点検、確認はもちろんであり、とりわけ多数の収蔵品が地下収蔵されていること及び収蔵品の防災対策には全く向いておらず、その結果、会館職員等を配置しての地下(階)から上層階への収蔵品の移し替えるについて全くその配慮の眼が向いていないことが明らかとなっている(前述した自衛隊合同図書館の事例参照)。

これを具体的にいうと、市民ミュージアムには学芸員、総務、事務職等、常勤職員が約20名いることと、そして、会館には、超大型エレベーターが2台、超大型台車4台、中型台車6台常備されている。従って、職員を早期から現場配置し、エレベーター等の機材を利用して、収蔵品を地下から上層階へ移動することが重要であったし、その時間的余裕も十分にあり、そのことにより浸水被害を未然に予防することは可能であった。

すなわち、この点においても、川崎市の収蔵品管理に係る「違法、不当な財産管理」もしくは「違法、不当に財産管理を怠る事実」があることは明らかである。

ちなみに、「回答書添付別紙4の資料(消防計画)」によると、この計画は火災や震災対策が中心で、末尾に「X その他の災害対策について」として、大雨・強風等に係る対策を載せている。

- (ア) 資器材の点検、排水ポンプ
 - (イ) 地下部分への立入制限
 - (ウ) エレベーターの使用制限
- が列記されている。

前記別紙2の関係で前述した、「(2019年10月12日記載欄)20時頃、地下中央監視室で膝上60センチまで浸水」し、のあとにつづく「人命にかかわるので、その時点では、地階から退避するしかないと考えられたため、安全確保を最優先し、職員4人全員3階へ退避したとの連絡があった」との記載は、前記(イ)「地下部分への立入制限」に対応する措置と推測される。

一方、「地下部分への浸水危険がある場合」の対策としては、前記(ア)(イ)(ウ)の対策が記載されているだけで、その記載からして川崎市(川崎市長及び関係職員)並びに指定管理者は、収蔵品の地下収蔵にどう対処するかについては、全くその対策を立てておらず、そもそも川崎市(同)と指定管理者は、収蔵品の地下収蔵は全く予定していなかったのではないかと推測されるし、そうだからこそ、地下収蔵の収蔵品についての上層階への移動やその防災対策が明記されていなかったものと考えられる。

いすれにしても、川崎市(川崎市長及び関係職員)として収蔵品の上層階への移動措置に関し、違法、不当な財産管理、もしくは財産管理に「怠る事実」があったことは争いない事実といえる。また、指定管理者に基本協定書第18条に基づき普管義務違反があったことは明らかである。

(5) 浸水被害に対する対応の取組み—その2

①回答書添付別紙4の資料は、「大雨・強風等に係る自衛消防対策」の欄で、「日常の大雨・強風対策、被害の未然の防止措置」として

ウ 土のう、排水ポンプの定期点検

が記載されている。

そうだとすると、大雨・強風等対策として市民ミュージアムには日常的に土のうが用意され、その定期点検が防災対策として義務づけられることとなっている。

一方、回答書添付2の資料によると、「市民文化振興室永石担当課長」と「大野館長」のやりとりでは、市民ミュージアムの休館問題が主要な電話のやりとりとなり、大雨・強風対策として、土のうを利用して防災対策をどう図るかの内容は一切出てこない。

ところで、市民ミュージアムの土のうは、どこに、どの程度の数量があり、その保管状況及び、今回の台風襲来時以前の日常的な定期点検の状況はどうなっていたのか、が具体的に検討される必要がある。

すなわち、保管記録、定期点検に係る資料が開示され、具体的に検討される必要がある。同様に排水ポンプの設置内容と日常的な定期点検は、どうなっていたのか、この点の具体的検討も必要となっている。

②開き及ぶところによると川崎市中原区役所は、台風の襲来に備え、2019年10月8日頃の時点で中原区民に対し無償で土のうを配布するとして、中原区役所への土のう配布の申込受付を開始し、その申込に応じて土のうを無償配布をおこなった。

等々カ緑地関係でも、等々カグラウンド周辺の住民は、土のうの無償配布をうけて自宅前ないしは至近の道路上に土のうを積み、浸水被害を最小限に食い止めた、とのことである。

一方、川崎市及び指定管理者の防災対策は、人手を動員して道路周辺からみてやや低い土壇に位置する市民ミュージアムについて、建物入口の道路上に予防的に土のうを積み、浸水被害を最小限に食い止めた、すなわち、建物への浸水被害を軽減し、地下収蔵の収蔵品の被害を防止するという予防措置を講じていなかったのではないかと推測される。

川崎市が、その後明らかになった資料では、浸水被害の発生に伴って、地下収蔵庫入口部分に若干の土のうを埋んだとの指摘はあるが(その土のう積みは、すでに手廻れの対処)、一方、周辺住民が行ったと同様の地上部に土のうを積み上げ浸水被害の軽減に努めた形跡は見当たらない。

6. むすび

前記(5)の主張は、追加的なものであるが前記(3)、(4)からして、川崎市及び関係職員並びに指定管理者の責任は明かであり、これら関係者全てに対し、2019年の台風19号の襲来に起因する市民ミュージアムの収蔵品被害(原状回復修復費用、原状回復が不可能な収蔵品の被害実額並びに関係諸経費)につき、その賠償責任を負わせる必要がある。川崎市監査委員として、地方自治法第242条第1項に基づき、必要な措置を講じるよう勧告することを目指す。

なお、前記損害額については、当初マスコミ報道では市の見解をもとにして被害実額は約72億円のぼるとされたが、現実の損害額については、オンブズマンの被害の全容解明、損害額の公表に係る申出(資料11、資料18、資料20)を受けたのちの現時点においても、そして台風被害が発生して有半年以上経過した現時点においても、川崎市から損害の全容、原状回復して修復可能な収蔵品の全容、その場合の修復費用実額、修復不能で収蔵品自体の価値が喪失する収蔵品の実態、その場合の損害実額について、全く明らかになっていない。

しかし、このままズルズルとこの問題が推移することは許されず、収蔵品管理の責任の所在を明らかにし、早期に今後の収蔵品管理の防災対策の確立を明確化し、かつ、指定管理者制度の問題の所在を解明することは、地方自治法の趣旨からして必須のことと判断し、本監査請求に及んだ次第である。

事実証明書

- 資料1 公文書開示請求書
- 資料2 開示請求承諾通知書(部分開示)
- 資料3 申入書(2019年9月2日)
- 資料4 回答書(令和元年10月11日)
- 資料5 申入書(2019年12月4日)
- 資料6 回答書(令和2年1月16日)及び回答書添付の別紙1ないし別紙4に係る資料
- 資料7 川崎市市民ミュージアム指定管理仕様書
- 資料8 川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書
- 資料9 川崎市市民ミュージアム指定管理者事業計画書
- 資料10 再々度の申入書(2020年3月5日)
- 資料11 同申入書その2(同)
- 資料12 連絡文書(令和2年3月31日)
- 資料13 申入書(2020年5月11日)
- 資料14 連絡文書(令和2年5月12日)
- 資料15 新聞記事(2019年10月28日)
- 資料16 同(2019年11月10日)
- 資料17 同(2019年11月19日)

- 資料18 同(2019年11月20日)
- 資料19 同(2019年12月3日)
- 資料20 同(3社分)(2020年3月6日)
- 資料21 同(2020年5月18日)
- 資料22 回答書(2020年6月9日)

別紙3

請求人の陳述録

昨年の台風19号の襲来によって発生した川崎市市民ミュージアムの地下収蔵の収蔵品が被害を被ったその損害は、同施設の内外水害による被害の防止、収蔵品管理に責任を負う川崎市長、関係職員と指定管理者にその責任があり、それらの者に対し、市として相当額の損害賠償請求を行うべきところとなっております。これが結論部分です。

その根拠は、川崎市市長と関係職員は、地方自治法242条及び地方財政法8条に規定する財産管理の責任であり、指定管理者については、川崎市市民ミュージアムの運営管理に関する基本協定書、証拠提出済みですが、その18条に基づく善管義務に係る債務不履行責任であり、両者の関係は、いわゆる不真正連帯の関係となっております。

住民監査請求書を記載しているのは、以下、その要点につき補充的に述べます。私たちの主張の骨子は、第1に、そもそも貴重な文化財を地下収蔵したことが誤りであったというもので、第2に、台風情報が広く事前に周知される中で、浸水対策に誤りがあったというものです。

以下、まず川崎市が内部検討の結果としてまとめ、本年4月に、川崎市が今日出した検証報告書を公表しました。その11ページに「施設スタッフが自視で確認したところ、市民ミュージアムへの水は主として、南側に立地するところきアリーナや、南西側に立地する21世紀の森、四季園側から流れてきており、これらの施設より低い位置にある市民ミュージアム側に流れ、地階と同じ高さにあった駐車場及びドライエリアで水を受ける形となっていた。施設スタッフが、水は「滝のような音」を出して地階に落ちていたとのことである。また、どろろきアリーナ等に流れている水は、これらの施設からさらに南西の道路(市道宮内58号線)側から流れてきていることを確認した」と記載があり、市民ミュージアムと周辺土地との高低差がそのページの図8に示されています。

そもそも市民ミュージアムが立地されているこの地域は、池などが点在する湿地帯で、もともと谷地とかなんかがいっぱいあったのを少しずつ理立てて、まだ幾つかの池が残っているとのことですが、川崎市東部のハザードマップでは、5～10メートルの浸水深で浸水想定は最大10メートルとなっております。

我々の当初の応答の中で、川崎市の弁解では、ハザードマップは多摩川の溢水、私は多摩川水害、昔のときはそう言っていたのに、最近は越水というふうなほうがボビュラーになりつつあるようですが、多摩川の溢水との関係で定められているということですが、その弁解に関わらず、本件地域が湿地帯で、多摩川の溢水、内水の氾濫に関わらず、本来的に浸水の危険性にさらされていることは間違いない事実です。

ましてや同じ湿地帯の中で市民ミュージアムは、川崎市も自認するところ、周辺地域と比較しても高低差があり、すなわち、より低い位置に立地しているものであって、その危険性はより大きいものとなっております。

したがって、考古・歴史資料、ボクスター、写真、漫画関係資料、映像(映画、ビデオ)関連資料など、26万点にも及び、貴重な文化財資料を数多く収蔵しているミュージアムとしては十二分に浸水対策、すなわち、事前の予防対策としては、多摩川の溢水、その浸水であろうと、内外水害による浸水であろうとを問わず、その対策を講じるべきところとなっていて、湿地帯に立地している市民ミュージアムの特質からして、地下収蔵などとはあり得ないところとなっております。

私たちは、そのことの問題意識があつて、当初情報公開のときに、収蔵場所はどこかというふうな情報公開対象にしたんですが、その問題意識で、誰が見ても、素人が考えても、地下収蔵は間違っている。その情報公開が出たその直後にこの災害が起きたんですが、あらかじめ素人の私たちでさえも、これは危ないということを確認していました。

これを今回の被災状況を基に検討してみても、そのことは明らかです。川崎市発表では、館外貸出しのもの、1階、2階展示室、3階の館内に存在した収蔵品約3万1,000点は被災を免れています。すなわち、この一事をもってしても、収蔵品の地下収蔵の誤りは明白です。上に置いておけば何でもなかった。

この点を踏まえて、さらに監査請求書12ページ以下では、地下収蔵の誤りを証拠に基づい

別紙2

2020年6月25日

川崎市監査委員 殿

監査請求人

かわさき市民オンプズマン

代表幹事 川口 洋一

同 篠原 義仁

住民監査請求書の補正

監査請求人は、2020年6月18日付監査請求書第6項6行以下につき、以下のとおり補正する。

記

川崎市監査委員として、地方自治法第242条1項を基礎に、具体的な財務会計法規としては地方財政法第8条が「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならぬ」と規定しているところ、川崎市市長及び関係職員の前述した行為は、これに違反し(不法行為責任)、指定管理者は、川崎市の前記財産管理につき、前記基本協定書でこれにつき委託され、同協定書第18条で善管義務を負っているところ、その義務に違反している(債務不履行責任)、そこで必要な措置を講じるよう勧告することを求める次第である。

ですが、これについても、地下収蔵でなく地上に移動していた結果、被災を免れたというところになってきています。一旦地下収蔵した以上、移動は至くあり得ないとする川崎市の回答は誤りです。ましてや緊急時の対応としては落算というしかありません。

こうした川崎市の頑なな態度が今回の被災によって損害を発生させ、拡大させたのです。台風19号は、狩野川台風並み、もしくはそれ以上の台風になるということで、台風襲来の教訓前から気象予報が寄せられた大型台風襲来の現実性、危険性は、マスコミ報道を通じて市民、国民に広く周知され、その事前の予防対策が強調されました。連日、マスコミ、テレビでもラジオでも新聞でも、事前に国民はこうせい、あかせいということで予防対策が強調されました。

台風上陸前からの避難場所への避難、それが無理でも、1階から上層階、2階、3階への垂直移動が強調されていた。昨今のここ2〜3日前の大雨情報でも、上に行け、上に行けという報道がなされていたので、これは剛直の事象です。

この避難、1階から上層階への垂直移動は、貴重な文化財である収蔵品に関して言うと、収蔵品の上への移動にはかたがたありません。監査請求書16ページ以下で、こうした常識的対応に反対した特異な川崎市の対応が、川崎市と指定管理者の間で行われたことについて詳述してあります。御覧ください。

川崎市、そして指定管理者には、収蔵品がかけがえのない財産、文化財であることについての認識が全く欠如しています。常識的な市民感覚で言えば、垂直移動でも同じことで、それが、避難に当たっては、人命の優先とともに、貴重な財産、個人であれば、現金だ、預金通帳だ、はんこだ、人には先祖伝来の位牌だということは持ち出し、移動します。したがって、川崎や指定管理者に貴重な文化財に対する常識的認識があれば、これら収蔵品の移動を行ったでしょう。全く財産管理である常識的配慮が欠けているのです。貴重な文化財を市民から預かっている意識は川崎市にもない。指定管理者にもないということです。

私たちは10月8日以降の川崎市と指定管理者の動き、対応を川崎市の公費資料から列記しました。全く財産管理の意識がありません。貴重な財産という認識がありません。

他方、収蔵品移動のための人員、機材について言うと、監査請求申立て時には、常勤職員約20人というところだったんですが、市民ミュージアムの年表は、これ、毎年出ているので、最終ページに職員の数、名前まで載っています。これはもうそちらで公にされているので、見てもえらばいいんですが、いや、必要で補充しろというなら補充しますが、昨年の直近の年表の中から拾い出すと、職員数は31名、指定管理者の職員数。これと同じ、去年までです。そういうことで、我々には20名と思っていたら多かったです。そういう人数がいまいます。

そして、超大型エレベーターが2台両サイドにあります。超大型台車は4台、うちの事務所のちややな会議室ぐらいのエレベーターになるんだそうです。中型台車が6台常備されていて、人を動員し、この機材を使えば移動は対処可能となつていきます。すなわち、繰り返す言えば、緊急時対応は可能となつていきます。

ところが、現実はどうだったのか。10月8日から10月12日まで各日何人の職員が市民ミュージアムに出動し、事前の予防対策に対処したのか。記録上から2人とか、初期のころ、多いときでも4人とししか脱み取れませんでした。13日以降、被害が起こっていき上、脱み取れない、予防対策として受け入れられないので、これは増えています。除きますが、非常に対応が悪い。川崎市と館との対応は、副館長とのやり取りだけ、館長とのやり取りは一切出てこない。最高責任者は誰なのか、出てこない。川崎市の担当課長と副館長のやり取りのみ、人数も初期の頃2人、一番多いときで5人、本気で収蔵品を守ろうという意識が川崎市にも指定管理者にもないというふうには、私には川崎市の資料から読み取れます。そうでないなら、出動関係のものとか、どんな対策を練ったか、誰が、川崎市の人は現場に行っただか、証拠を出して反論してほしいと思います。

以上の水害で、私たちは、今回の水害被害について、川崎市、関係職員と指定管理者につき、財産管理の責任があることは明らかと考え、監査請求の申立てをした次第です。なお、監査請求に当たっては、通常、私たちもそうしたかったんですが、損害額の確定作業を待って、実額を把握した上で幾ら幾らの損害賠償ということで監査請求を行いたかった

て主張しています。繰り返しましませんが御検討ください。

ちなみに川崎市は、本年3月6日付回答(資料22)で、「収蔵品については、温度湿度管理など、それぞれの特성에応じた最適な条件での保管が必要となるため、収蔵庫内での管理を前提としており、リスクを伴う収蔵品の移動は想定しておらず、指定管理者に対してマニュアル等の改善指導は行ってきてはおりません。私に言わせれば、過失を認めたいも同然の表現なんです。さらに続けて「今後の市民ミュージアムについては、内水氾濫による浸水した現状、洪水浸水想定区域など立地条件をはじめ、施設の老朽化や収蔵品の状況などの課題を踏まえながら、施設のあり方について抜本的な見直しを行う必要があるものと考えております」と回答しています。この回答は、収蔵庫の特質、特性について述べたのみで、地下収蔵の必要性、必然性を主張するものとはなっていません。

確かに貴重な文化財を収蔵する以上、その収蔵庫の、分かりやすい表現で言うと、その品質は確保される必要はあります。しかし、しっかりとした収蔵庫を造り、階上で収蔵することは可能なものであり、全国の同種施設においても、地上収蔵を行っている例も多々あり、地下収蔵は必然ではありません。むしろ市民ミュージアムの強地帯に位置するという立地条件からして、さらにより低い土地ということからして、地下収蔵はあり得ないところとなつていきます。

回答の後段で、資料22で、洪水浸水想定区域などの立地条件等々を検討して、抜本的な見直しを行うとありますが、このことは今さら言える話ではなくて、市民ミュージアムの開設当初から分り切っている立地条件です。当初から地下収蔵は間違っていたのです。さらには言うところ、ハザードマップの改定により、本件地域の危険性が増大したことに基づき、地下収蔵は再検討すべきところとなつていました。さらにはさらに、内部職員からの地下収蔵の危険性を指摘する声を謙虚に受け止め、地下から地上への収蔵は必然のものとなつていったのです。それ以外のことは監査請求書を御覧ください。

次に、浸水被害対応の誤りについて補充的に述べます。資料22の川崎市回答は、前述した第1項の記載に続けて第2項として、「前述のとおり、収蔵品については、温度湿度管理など、それぞれの特性に依り最適な条件での保管が必要となるため、収蔵庫内の管理を前提としており、リスクを伴う収蔵品の移動は想定しておらず、移動等の対応は実施しておりません」と述べています。真つ赤なそので、これは自らの責任逃れのために言うんですが、この文書自体、矛盾があるので、これからは指し続けます。

前段の部分の不当性、地下収蔵以外だめという不当性については既に反論しました。とことろで、収蔵庫内での管理を前提としているので、収蔵品の移動は想定しておらず、したがって、今回被災時に移動対応はしていないという回答について言うと、これは開き直りにも似た回答にはなりません。緊急時の対応が問題とされていることからして、これは回答にはなりません。この回答は、収蔵品は一旦地下収蔵したら、一切移動せず、地下収蔵し続けるというもので、全くナンセンスな回答です。

そもそも市民ミュージアム条例は、設置目的をうんぬんかんぬんかんぬんかんぬんで、これら収蔵品を「収集、展示、調査研究等を行うこと等により」以下、引用したとおり条例の設定になっていきます。したがって、第1に、博物館機能、美術館機能を有する市民ミュージアムでは毎年各種展示が行われ、市民をはじめとする多くの参加者に収蔵品を開示、展示して行っています。その場合、当然収蔵庫から展示室への移動は行っています。移動後、また地下収蔵を持って行きます。その移動も行われています。

第2に、収蔵品は調査研究にも資されていますが、この場合も必然的に収蔵庫からの移動は行われます。収蔵庫に入らなまま調査員が行って調査研究するわけですから、その移動も行っていきます。収蔵庫に入らなまま調査員が行って調査研究するわけですから、その移動も行っていきます。

第3に、前述した被災を免れた約3万1,000点の収蔵品について言うと、館外貸出しは83点で、これも収蔵庫から移動するものです。

第4に、同じく1階ないし3階に存在した収蔵品、約2万9,800点のうち、館外貸出し83点

す。私とほかの2名の正規の学芸員以外、学芸員の経験年数のある4名はほかの博物館にも
転職しました。その主な理由は、指定管理者になっても、同じ学芸員の業務でありながら
給与が半以下になり、集客を上げるイベント型の企画展を中心とする経営方針になったか
らです。

これはなぜかのように申し上げるかという、取藏品に関する意識がこのあたりから低
下されておきます。つまり、取藏品を知らない人が学芸員をや、取藏品の管理を怠ってき
たのがこのときから始まっています。

そして、指定管理者となったアークテイク株式会社は、美術館としては到底あり得ない職責を
果たして、指定管理者となったアークテイク株式会社は、美術館として6名も次々と退職し
てしまった。その後も休職者、退職者が続いて、離職率は40%を超えて、常に継続して事業
を行わなまきやない博物館、美術館としては、もはや到底あり得ない職責となっていました
た。指定管理者となつたアークテイク株式会社は、そもそも美術館を専門とする学芸員の業務
実績がないにも関わらず、指定管理者となったことが学芸員の専門性を失わせて、取藏品管
理を怠っていく最大の原因があったということを強くここに主張させて、補正させていただきます。

3番目に、川崎市が2020年4月8日に第4回川崎市民ミュージアム復興旧等に関する庁内検
討会議資料、これはお手元の資料ですね。この資料に公表している中で幾つか、結論から申
し上げると、取藏品が被災した原因は私は3つあると思っております。

1つ目は、記録的な台風の雨量が多く、長く続いたこと、これはもう長く雨が続いたとい
うことが原因だと思っておりますが、これはもう言うまでもありません。

2つ目は、市民ミュージアムの立地がハザードマップの浸水域であることを認識してい
ながら、川崎市は何も対策をしていなかったこと、これは再三申し上げていることです。

3つ目は、事前川崎市民ミュージアムの搬入口前、そして隣のアリーナの間の地面から低い
位置の前になぜ土の層を積み上げて事前防災対策をしなかったのか、そして取藏品を避難
させることすら検討もされなかったのかという点です。

そして1つ目については、自然災害であるとはいえ、事前に予測される台風の根本的な対策
を講じていないこと、排水能力や治水整備などの都市型の水害対策は、科学的な根
拠を基に川崎市が整備目標を定めず、施設管理すること恐ろしいこと、科学

その根拠、これは資料4としても提出されています。令和元年東日本台風による市民ミ
ュジアムの対応に係る検証報告書、これは川崎市がつくったものの27ページに、「台風によ
る風雨への対応」で、イとして「過去の実績」に、ここからはその文章そのものですが、「今
回のような建物への浸水被害は生じておらず、雨水に関しては既設の排水ポンプ等の設備や
資機材で排水が行われていた」というふうに明記しておりますが、これは誤りです。2004年
から2007年までというふうには書いていますが、特定ができません。

2004年10月9日、このときに1階の映像ホールの非常口から浸水して、床上浸水したこと
があります。これは事実です。その原因は、この非常口が地面から低くなっている階段下
がら構造になっていていたがために、そこに水がたまり、そして映像ホール1階の床上浸水が生
じたということ、これは地面が低いところの位置にくぼみがあったこと、そこに水が
たまった。そして、既に市民ミュージアムでは床上浸水があったという大きな事実です。こ
れは川崎市は改修を怠っていたかと思うんです。そのときは私は勤務しておりまして
で、はっきりと覚えていて、手帳にも書いてあります。これは同様に、もう辞めてしま
いました。そして、当時の映画担当の方、及び嘱託だった者からの証言も取ることができま
すし、そのことは明らかに事実なので、ぜひ調べて確認していただきたい。

それから2つ目は、洪水ハザードマップの浸水域であるからこそ、川崎市は等々力緑地
周辺の防災対策の連携を取るべきところ、施設に対してはどのような対策の指導をしていま
せん。市民の財産を守るための税金の使途についても、なぜ30年も経って経年変化管理の運営
市民ミュージアムで、1年で4億3,000万の5年間で、かなりの金額の税金の指定管理者の運営
決定したのか。もし5年間で21億5,000万、その間にこの観覧料については指定管理者の利益
になるわけですね。ただし、これを大規模修繕や防災対策の費用に充てたときに、他都市で

ののですが、私たちの被害の全容解明、全被害の確定を早期に行うようにとの要求に対し、あ
るいは文化財を寄贈、寄託した人の要求に対し、私の寄託したもの、寄託したものは、被害
を受けたか、受けていないか、全然回答しない。我々の要求に対しては、川崎市当局と
指定管理者は、全被害の把握、早期の公表について、その責務を果たしていません。

川崎市当局が公表した検証報告書、今日出した追加の資料23ですが、これは私たちの問題
意識と合致したものとはなっていません。細かくは後で触れます。貴重な文化財の財産管理
の明確な確定なしには、将来にわかっての真に意味ある対策は確立しません。責任の確立な
り有効な対策を立てようがない。責任を曖昧にしたままに今後川崎市の予防対策は
絶対実施できないかと思つて、私たちが正しい管理責任の確定、それに基づく今現在の
な対策が確立されることを願って、この監査請求に及んだ次第です。そもそももう事故から
何かあったんでしょ。半年どころじゃありません。被害の全容について早期に川崎市は公表
し、その責任の所在を明確にすべきだと考えます。

まず1番目、数年来、大水害をもたらす大雨、台風は頻繁に発生しています。川崎市の防
災情報ポータルサイトでも、大雨による低地の浸水被害は、件数こそ少ないものの、ほぼ毎
年発生してしまいますと警報を呼びかけています。川崎市のホームページでも水害の被害につ
いて公表しています。以下、その一部ですが、文部科学省、環境省、気象庁が作成した温暖化
の融測変動とその影響によれば、1時間降水量50ミリ以上の雨は、1998年から2008年に239回
にも及ぶ発生をして、50%増加という科学的な根拠があるのも事実です。以下、1991年から
2013年まで、台風で実際に被害があった、川崎市がホームページで公表しているものは以下
のとおりです。

2番目、川崎市は、防災情報ポータルサイトを、防災レボリューションセンター、川崎
市危機管理室ツイッターなどで情報を発信しています。雨水流入を防ぐため土のうが必要
な場合は、各区の道路公園センターで無料配布されています。2019年10月9日、中原区役所道
路公園センターでは、台風19号の接近により無料配布し、月曜日から金曜日午前8時30分
から午後5時まで、事前に連絡すれば土のうを受けることができました。

3番目、水防改正に伴って、2004年に作成された洪水ハザードマップ、そして2018年3
月に改定されたものが、市民ミュージアム3階の会議室のボード上に掲示されていま

して、「川崎市中原区を見る・知る・知りあふ『グラフィック・フォトレコーディング』とい
う市民参加型の講座を3階の市民ミュージアムギャラリーで実施しました。これは中原区の古地
図や古い写真、見たもの、聞いたもの、取材したことをイラストや地図、写真を壁に貼りに
から昔の共有する手法で行ったものです。

その2回目の11月5日のテーマは「中原の昔の写真と今の写真〜街の移り変わり・変わ
り〜」でした。その際に、等々力緑地周辺の古地図の複製を掲示しました。多摩川流域
の陸を掘る砂利採掘が続き、この辺りは8万坪に及ぶ7つの池ができ、最も大きい2号池を
埋め立てて東急のグランドができ、1958年の川崎市都市計画による緑地整備されてきたこ
とをこの古い地図で説明しました。川崎市市政ニュース映画でも、開館間近の市民ミュージアム
の建設計画などを上映して解説いたしました。これは私と若年の学芸員で企画したものと
です。こうした貴重な地図や写真、ニュース映画などを保存して、市民ミュージアムの周辺
の立地川崎市の移り変わりを学び合うことは、この博物館の大きな役割です。

また「私が担当した2012年、12月8日と9日にTBSドラマの「岸辺
のアルバム」の上映と、脚本家の山田太一さん、山田太一さんは川崎在住の方で、文化大使
もされた方です。それと、プロデューサーの大山勝美さんのトークを行いました。そのとき
には、1974年9月の集中豪雨で多摩川の堤防が決壊して、家が濁流に流された生々しい
ニュースも上映しました。山田太一さんはこのとき言いました。人は大切なことを忘れてしま
います。だから、映像で残して伝えていく必要がありますというふうにおっしゃっていました
た。

川崎市は指定管理者制度を導入して、アークテイク・東急コミュニケーション共同事業体が市民
ミュージアムの学芸業務を含めて採択されました。私は29年間で、市民ミュージアムで学芸員
の仕事をしてきました。副館長を任命されたが、1年で雇い止めにになり、訴訟し、係争中

は、もう28年、30年も経つような建物については、休館をさせて、展覧会事業を先送りし、それを削減した上で市民の財産を守るためにリニューアル、大規模修繕を普通やっているとすね。それをなぜ川崎市はやらなかったのかということをつけ加えさせていただきます。

それから、2017年8月17日、これは川崎市市民文化振興会の担当者と指定管理者9名の月次報告会というものの議事録が残されています。この中に雨漏り状況がどうかという私の質問に対して、ギリラ蒙雨など集中した雨のときに漏れるとはつきり記述されています。それならば企画1、これは企画展示室1のことですが、ここにはバケツを常にかけています。なぜならば雨漏りが出ているからです。企画展示室というのは、借用物を借りて置いた展示をするときに、雨漏りがしたということは大変な大きな原因なわけですね。企画2はまた点検できていない。からトリ展というのはそのときにやっていた展覧会の名前なんですけれども、点検もできていない。雨漏りもしていないということがこの議事録には明確に記載されています。

このように、以前から企画展示室に雨漏りがあり、修繕し切れていないということは明らかで、これも事実です。そして、市民ミュージアムの修繕についても、雨漏りのほかにも少なくとも水害対策に伴う整備、これは会議資料等の文書で再度確認の上、いろいろなるその修繕計画、修繕を実施した資料、そして修繕した項目というものは会議記録が残されています。そういうものを精査していただいて、十分な対策が行われたかどうかを検証していただきたいと思っています。検証していただいている雨漏りの防災という緊急的な修繕がされていないこと、この点については非常に大きな疑問が私にはあります。

例えばここに列挙してありますように、非常用の発電機、それから、これは市民ミュージアムが、今回の雨が降ったときに水がたまり、そこから排水ポンプ、これは何回も申し上げております。この水害小屋の破損があった。それから、これは直したという報告も事前を受けていますけれども、それについて、それから蓄電設備、それから受水槽・高架水槽の不具合、それから駐車場スロープ天井の落下というのがあります。この6項目についてはその後改修されたんだと思うんですけども、特に天井からの雨漏りについては、企画展示室の事実に対して、適正な措置が取られていないとすれば、二度と同じ過ちをしないためにも、丁寧な記録文書による調査をぜひともお願いしたいと思います。

それから3つ目は、市民ミュージアムの指定管理者が取藏品の保全、管理のための対策をしたこと、これは市民ミュージアムの館長が事前に取藏品を避難させる協議がなされたこと、これは市民ミュージアムによって取藏品を直接扱えない警備と設備担当者、これはどういう意味かということです。それに、取藏品を直接手にする、扱えるのは学芸員だけというふうな決まりがあります。したがって、4人がその当時残っていたとしても、取藏庫の中に入らなれば、川崎市もアークテオ株式会社と株式会社東急コミュニケーションズの中で、川崎市もアークテオ株式会社と株式会社東急コミュニケーションズの中で、何ら指示をする対策を講じてなかったということですね。

それから、指定管理者アークテオ株式会社が作成した、これは事業提案書があり、それの採択によって指定管理者が決まったものですが、そこには防災として、土のうを配備することと建物の内外、ここが重要なんです、内外というのは、建物の外側と内側ですね。そこを定期巡回を行うことと書いてあります。建物の外の巡回をいつやったのかということは大きな疑問です。

しかし、今回の川崎市の報告書資料、これは資料4ということで、令和元年東日本台風による市民ミュージアムの対応に係る検証報告書の18ページです。これは10月12日の時点より既設設備及び資機材装備は、土のうは15個しかないと記されています。建物周辺から地面よりも低い場所、これは土のうも上げ積み上げるとしても、土のうが15個しかありませんから、7個か8個程度しか積み上げることができなわけですね。そうならば、どんな根拠で土のうの数を決めたのか。あれほどの建物の規模があるにも関わらず、15個の土のうでよかったのか、なぜ土のうが15個しかなかったのかということについては大きな疑問です。

今後の対策では、逆に、これは資料の31ページですけれども、「今回水の浸水があった範囲に現在設置している工事用のバリエーション、これはもう現在、この台風の後に設置していただいたので、安全のためにバリエーションがあるわけですから、そこを適用して「フェンスの下部に土のうを3段階積み」することで、敷地内への水の侵入を防ぐこととする」、これは対策としてまことだと思っております。つまり、この土のうの数は660個、そして231個は準備済みとなつております。つまり、この土のうの数がなければ、対策は取れなかったというところになるわけですね。ということは、対策を取るための土のうの数の算出というのが問題になったんじゃないかというふうな指摘させていただきたいと思っております。

それから、これは市民ミュージアムの地下のところに出入り口なんです、そこがスロープになって坂道になっていて、高さ3メートル以上もあって、それを下がっている地下の駐車場の周りに水が侵入するということ、構造から見れば、当然雨が降れば、高いところから低いところへ水が行くわけですから、目視して見れば分かるわけです。なぜ10月11日、これはもう12日前、つまり、台風がやってくるというところの予想があつても、その前に土のうをある程度の数、外に配置できなかったということ、先ほどの土のうの敷と併せて、ちょっと問題の敷、外に配置できなかったということ、先ほどの土のうの敷と併せて、ちょっと問題の敷、外に配置できなかったということ、先ほどの土のうの敷と併せて、

これが被害を拡大した、つまり、取藏庫まで水が行かなければ、少なくとも取藏品は守れたはずなんです。ところが、取藏庫の中も、9つの取藏庫まで行ってしまったというのとは相当の水が行ったということになるわけですね。これについては、原因が報告書の中では非常に曖昧で、建物の中の浸水水路が書かれていません。これについてはぜひ調べていただきたいと思っております。

次に午前3時30分、外圍にある川崎プレイングランド、これについても資料に書いてあるとおり、アリーナのほうでの対応策、これは市民ミュージアムの対応がする前の1時間半前に対応していることが明確に記載されています。市民ミュージアムの今度初動対応は、逆に1時間30分も遅く、そしてなおかつ、水が来たあたりで対応しようというところが事実だと思えます。これはもう大変なことだったと思うんですが、再三申し上げているように、台風が来るというのは事前に分かっているものから、それに対しての準備対策を意図していたというふうなことを申し上げたいと思っております。

以下、これももう記述して、ここに文字としてお渡ししていますので、アリーナの状況についてはそこに書いてあるとおりのことが行われていた。したがって、アリーナは、同じような、敷地の隣のところでも、アリーナのメインフロアの2センチぐらいいの床上浸水で、その災害を何とかとどめたという事実。それから、構造上、市民ミュージアムの場合には、出入口のところに水がたまって、それについては、水の量の多さによって被害が甚大になったということ、このことについては、やはり構造上の問題を実証的に検証していただいている、そのときに水がたまったような経路で、建物の構造がどういふふうな水が浸入したかということを説明していかなくては、寄贈者や寄託者が納得がいかないというふうなことです。

それから、市民ミュージアムの対応についても書いてありますように、12日以降で、8時45分から午後6時までの報告がありました。それ以前のどのようには準備したかの記載がありません。それから、館長が現場にはいなかったはずなので、電話で連絡をしていますが、現場で状況を見ないで連絡をしてどのように判断ができるのかということも大きな疑問です。

こういったようなことであつて、現場にいた職員4名が、建物周辺を災害対策マニュアルにあるとおりに定期的に外も巡回して、そして早目に見れば、水がどのぐらいい来ていて、じや、そのときに市に連絡をして対策を講じていければ、もっと早くに大きな被害を防げたんじゃないかというふうなふうに思っています。

それから、これが最後です。この被害者はもちろん市民なんです。寄贈者や寄託者や、そして開館以来、社会科推進事業というの期間は毎年小学生がこういった大きな被害があつてもうやがってきて見ることができなくなつたわけですね。こういった大きな被害があつても関わらず、その被害の責任をどうとすべきなのか川崎市と指定管理者、そして特に、これは民間会社ですから、この数日の状況とその状態に聞かれたことについてもう少し精査していただきたいと思っております。

別紙4

関係職員の陳述録

住民監査請求の記載によれば、要求の趣旨は、川崎市監査委員が、川崎市長及び関係職員並びに指定管理者に対し、相当額の賠償を負わせるよう勧告するよう求めるものです。この請求に対する考え方を説明するに当たり、論点を整理する必要があることから、住民監査請求書の請求の理由に記載された事項について、記載された順に本市として認めるか否か説明し、その上で否定する事項について本市の考えを説明いたします。

第1章 1、「第1、請求の趣旨について」

川崎市市民ミュージアムに関わる内水氾濫の防止に関し責任を負うことについては否定します。この点につきましては、後で述べます第2章3(2)で御説明いたします。

「相当額の賠償」の存在を否定します。この点については、第2章3(4)違法性・不当性の有無について、あと第2章4(4)において御説明いたします。

第2章 請求の理由 4、オンブズマンとしてのひきつづく申入)についてこちらに対応の不分さ)については否定します。

また、8ページに記載されている「注、事前の予防対策としては、多摩川の越水による浸水、内水氾濫の浸水を問わない)については否定します。

これらの点については第2章3(2)で御説明いたします。

右のページへ移りまして、3ページ、3「第2 請求の理由 5、財産管理の違法、不当性、もしくは財産管理を怠る事実について(2)」について

11ページに記載されている「その管理を違法、不当に行つたもの、もしくはその財産管理に怠る事実があつた)については否定します。この点については第2章3(4)及び第2章4(4)で説明いたします。

4「第2 請求の理由 5、財産管理の違法、不当性、もしくは財産管理を怠る事実について(3) 地階取蔵の誤り)について

こちらにつきましては、12ページに記載されている「この一事をもってしても、取蔵品の地階取蔵の誤りは明らかである)については否定します。

14ページに記載されている「本来的に地下倉庫での取蔵、管理などということはありません)及び「市民ミュージアムの取蔵品管理は、当然、見直され、地下取蔵庫は避けるべきところとなつていました)については否定します。

15ページに記載されている「地方自治法242条で規定する『違法、不当な財産管理』もしくは『違法、不当に財産管理を怠る事実』に該当する)及び「内水氾濫による浸水被害も想定して)については否定します。

16ページに記載されている「取蔵品の地下取蔵庫の管理は、地方自治法242条規定に照らすと、違法、不当な財産管理といふべきであり、そしてまた、それは、『違法、不当に財産管理を怠る事実』に該当する)及び「指定管理者としては、基本協定書第18条の善管注意義務違反がある)については否定します。

これらの点については第2章3(4)で説明いたします。

5「第2 請求の理由 5、財産管理の違法、不当性、もしくは財産管理を怠る事実について(4) 浸水被害に対する対応の誤り)について

17ページに記載されている「川崎市と市民ミュージアム間のやりとりは休館に向けたやりとりのみが行われ、「防災対策の点検、確認はもちろん、とりわけ多数の取蔵品が地下取蔵されていること及び取蔵品の防浸対策については全く眼が向いておらず)及び「職員を早朝から現場配置し、エレベーター等の機材を利用して、取蔵品を地下から上層階へ移動することが重要であつたし、その時間的余裕も十分にあり、そのことにより浸水被害を未然に防止することは可能であつた。すなわち、この点において、川崎市の取蔵品管理に係る『違法、不当な財産管理』もしくは『違法、不当に財産管理を怠る事実』があることは明らかである)については否定します。

きに、やはり協定書に基づいて、市民ミュージアムの運営に係る仕様書と、逆に被災後は全く違う業務になつていたのは事実です。ですから、ここで申し上げたいのは、被害があつた原因と、被害があつたその後のための支出、このことについて仕様書と予算はどのよう決定されたのでしょうか。

それから、業務上の指揮命令系統も変わつたはずですが、川崎市が被災した市民ミュージアムの窓口となつて、このときには、寄託者の中でフィルムを預けた者が、再三にわたつてそのフィルムがどうなつていくかというのを尋ねたにも関わらず、そのフィルムはどのようなものかというのを全然回答していただくことがなかつたというところの報告を私は受けています。これは映画のフィルムですから、水に濡かつたままですと、乳剤が剝離してしまつて、修復がだんだん難しくなつてしまふんです。ですから、早くに水から、缶の中にフィルムが入つているんですが、その缶を開けてフィルムの水を脱脂綿等で処理しない限り、どんどんどんどん劣化が進んでしまふわけです。

ところが、川崎市の場合には、こうしたフィルムを浸水したままの状態にしたままかなりの日数を、フィルムを救出することをしなかつたというところがあります。これは12月4日の時点で映画のフィルムは36%しか取蔵庫から救出されておらず、これはなぜ救出されなかつたのか。これは当然その作業量と作業員、手順というものがかなり大変だつたと思うんですが、それもやつぱり被災状況を詳しく報告する上で、被災後の報告書もきちつとしかるべき調査を上げて作つていただきたくないというふうに思います。

こうしたことで、そこに記載させていただいたというふうにも、やはり原因の追求については、もうちかつと丁寧に細かく、指定管理者という運営がどのように指示し、どのように思いました。

こうしたことも含めて調査をお願いしたいというふうにも、そして市民の財産を守つていただくことがもう二度と起こらないように、そして市民の財産を守つていただくことが生じないように、今回のことに関しては、書類等を精査していただいて、今後二度とそれが生じないように、川崎市が文化財を守るといふ、それで社会的な信頼を回復するように、ぜひとも明らかにさせていただきたいと思つています。

次に人員体制につきましては、この表に書いてございますとおり、先ほど申し上げましたとおり、通常の2名から4名、10月11日に増員をしております。
 (イ)の状況確認及び対応でございますが、まず建物内の巡回強化ということで、建物内を巡回点検し、窓際から漏水が漏れしている箇所等に順次対応をさせていただきます。

おめくりの12ページを御覧ください。
 多摩川水位に関する情報収集、こちらにつきましては、10月12日、多摩川の水位情報をテレビ、インターネットで随時確認しております。

台風接近後の対応につきましては、館内への浸水確認後、土のうの設置や排水作業を実施しましたが、確認から30分後に大量浸水があり、以降の作業は不能となりました。行った作業につきましては、収蔵庫前へ土のうを15個設置、建物内の雑排水槽及び機械室内の排水槽のマンホールを開放し排水実施、20時以降の大量の浸水を受けて排水等の作業は不可能になりました。

(3) 浸水の原因ですが、上下水道局により、昭和57年に等々力水処理センターが稼働して以来、今回と同様の内水氾濫の被害は起きておらず、10月12日も等々力水処理センター及び等々力ポンプ場の排水機能は正常に作動しております。しかし、多摩川が計画高水位を超える過去に例のない河川水位となったことなどに伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞ることにより、地盤下の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその内水氾濫した水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられます。

(4) 被害の状況ですが、ア 地階の浸水による被害、地階が全面的に浸水を受けたことにより、地階の諸設備に被害が発生いたしました。また、収蔵庫が浸水を受けたことにより、収蔵品約26万点のうち22万9,000点が被害を受けているものと考えております。

地階の設備被害状況につきましては、この表にございますとおり、収蔵庫、機械室、電気室、発電機室、中央監視室、その他といたしまして、エレベーター設備や蒸気設備、収蔵品なんかに影響を及ぼす被害は発生していません。また、固定電話が使用不能となりました。

イ 地階以外の被害につきましては、台風の強風によりまして、2階の企画展示室や建物の外壁にも被害が生じました。企画展示室に通じる扉が風で外れてしまいました。地階以外の設備被害につきましては、企画展示室、展示室内から、ごめんなさい。こちらが今申し上げたものなんですが、企画展示室内から建物外部につながる扉が破損ということ、あと展示室内の可動壁の一部が破損、外壁パネルの一部が剥離ということになっております。

地下収蔵庫の収蔵品管理が違法・不当であることについて
 以下、(1) 設置に至る経過、等々力緑地への立地は、当初は別々に検討が行われていた博物館と現代映像文化センターの両施設を合築する方針が出された昭和58年3月から、合築基本計画が策定された昭和59年3月までの間に決定したものと推定できるもの、当時の市当局、教育委員会及び企画調整局であります。また、立地場所を決定したこと以外に、立地の理由や決定の経過については確認することができません。

また、収蔵場所については確認することができません。
 地下収蔵庫で管理することを基本計画の段階で決定したものと推定できます。
 以下、こちらに書いてございまして、昭和55年、博物館構想委員会設置、昭和56年、博物館基本構想策定、昭和58年、博物館基本計画策定、昭和59年3月に(仮称)川崎市博物館・現代映像文化センター合築基本計画策定、昭和60年3月に建築基本設計完了、展示基本設計完了、昭和60年4月には市民ミュージアム準備事務局、昭和60年11月には建築実施設計完了、61年3月には展示実施設計完了、61年3月、建築工事着工、62年3月には展示工事着工、63年11月に開館という運びになっております。

浸水の予見性についてでございますが、市民ミュージアムが開館した昭和63年11月以降、市民ミュージアムが立地する中原区において、台風や集中豪雨によって短期間に150ミリ以上の雨量を記録したのは23回ございます。そのうち、今回の台風を超える雨量を記録したのは7回ありましたが、今回のような建物への浸水被害は生じておらず、雨水に関しては、既設の排水ポンプ等の設備や資材で排水が行われていまして、

18ページに記載されている「収蔵品の地下収蔵にどう対処するかについては、全くその対策を立てておらず、そもそも川崎市と指定管理者は、収蔵品の地下収蔵は全く予定していなかったのではないかと推測され、そこからこそ、地下収蔵の収蔵品についての上下階への移動やその防災対策が明記されていなかったものと考えられる」と及び「収蔵品の上下階への移動措置に関する、違法、不当な財産管理、もしくは財産管理に『怠る事実』があったことは争いのない事実」といって、また、指定管理者に基本協定書第18条に基づく善管義務違反があったことは明らかである」ということは否定します。

これらの点については第2章4(4)で説明いたします。

「第2 請求の理由 5、財産管理の違法、不当性、もしくは財産管理を怠る事実について(5) 浸水被害に対する対応の遅れーその2」について

こちらにつきましては、20ページに記載されている「(その土のうの積みは、すでに手遅れの対応)」については否定します。この点については第2章4(3)で説明いたします。

7「第2 請求の理由 6 むすび」について

「川崎市及び関係職員並びに指定管理者の責任は明らか」と及び「賠償責任を負わせる必要がある」ということは否定します。

また、住民監査請求書の補正書における「川崎市長及び関係職員の前述した行為は、これに違反し」及び指定管理者は善管義務に違反していることについては否定します。

これらの上記については第2章3(4)及び第2章4(4)で説明します。

第2章に移ります。住民監査請求記載事項に対する市の考えについて

1の事項については、概要ですが、設置時期は昭和63年(1988年)11月となっております。あとはお読み取りいただければと存じます。

2の事実経過については以下のとおりとなります。

おめくりの12ページを御覧ください。

マニユアル等に基づく事前の準備については、指定管理者は市と締結した基本協定書に基づき、防災に関する計画等を策定し、利用者の安全対策、施設の経年劣化による漏水対策、強風飛散対策を実施しており、今回の台風に対しても同様の備えを行いました。

マニユアルや設備、資材等につきましては、こちらの下の表にございますとおり、管理

おめくりの12ページを御覧ください。

中央のイ 来館者への対応、来館者の安全を配慮し、ホームページ等で周知を行いました。詳細については表の中を御覧ください。

ウ 台風接近前の施設点検等、こちらにつきましては、台風による対応の実績を踏まえ、施設の経年劣化も考慮しまして、台風による風雨への事前対策を行いました。具体的には下の表に書いておられますとおり、排水槽の点検、清掃、あとルーフトレンドレンの点検、清掃、排水設備(排水槽、各種槽、排水ポンプ)、あと土のうの点検等を行っております。

11ページを御覧ください。

風への対策といたしましては、強風による飛散対策といたしまして、ベンチ、バリケード、カラコーン、ごみ箱等を建物内へ移動してございます。

漏水への対策といたしましては、漏水懸念箇所につきましては、給水マット、ウエス、バケツ等の設置を実施いたしました。

エ 台風接近後の対応につきましては、今回の台風の規模や予想進路等を踏まえ、台風の来襲した10月12日は夜間の人員を増員して対応いたしました。2名から4名というこ

とで対応しております。また、同日午前中から館内を点検し、漏水箇所等への対応を実施いたしました。また、当施設の立地場所が多摩川の洪水浸水想定区域に該当しており、10月12

日午前には、多摩川の水位が急激に上昇し始め、さらに洪水警報も発表されたことを受け、

氾濫等の緊急時に速やかに市との連絡が取れるよう、多摩川の水位についても随時状況の

確認を行ってまいりました。

備える、温度度を一定に保つための機能、躯体壁と収蔵庫内壁との間に一定の空間を設けるほか、空調や木材の調湿作用も利用しており、外的環境に影響されない、③ハロン消火栓の設置など火災への備えがされている、④セキユリテイ機能がある。

また、美術品等の収蔵品は、その扱いに細心の注意を払う必要があるため、通常、収蔵庫から移動する場合は、館内であつても専門知識や経験を有する運送業者または学芸員等が取り扱っており、未梱包の状態でも保管されているものについては梱包するなど、多くの収蔵品を慎重に運ばなければならず、相当の時間と時間を要することとなります。また、収蔵品を地下収蔵庫から上層階に移動させるため、数日間かけて1階まで、そのために展示室を閉鎖または市民ミュージアムを休館させる必要があると見ておられます。

(3) 土のうの使用方法について

10月12日の19時30分に、地階の中央監視室にて設備員が駐車場側からの扉からの浸水を確認し、館内への浸水確認後に収蔵庫前に土のうを設置したことについては適切な対応であり、事実と見ておりますが、内水氾濫による浸水については、上記(1)で記載したとおり、事前に浸水ルーフトを含めて予見することは困難であったため、外部での土のう設置箇所を事前に特定することは困難であったと見ております。

(4) 違法性・不当性の有無について

上記(1)については、上記「第2章2 事実経過」で記載したとおり、台風接近前の対応として、事前準備を含めた様々な対応を実施しており、予見し得た事態への対応を怠ったことには該当しないと見ております。

上記(2)で記載したとおり、収蔵品の移動については、約26万点に及ぶ収蔵品を短時間で移動させることは不可能であり、また、収蔵品の一部を移動させることも現実的な対応とは言いがたいと見られます。収蔵品の移動には、温度・湿度の変化による収蔵品の劣化、カビの付着による収蔵品の汚損、移動の際に生ずる収蔵品の破損等のリスクが伴うほか、台風時には浸水被害以外にも様々なリスクを考慮することから、収蔵品を地下から移動させなかったことをもって、財産管理に違法性・不当性があつたことには当たらないと見ております。

上記(3)で記載したとおり、土のうの使用方法については、内水氾濫という想定外の浸水であつたことから、これを事前に浸水ルーフトを含めて予見することは困難であり、土のうの使用方法等の対策を怠つたことには該当しないと見ております。

以上の点から、台風襲来時における対応が違法・不当であることについては否定いたしません。

5 結論

今回の想定外の内水氾濫により収蔵品に被害が生じ、長期の休館を余儀なくされており、それにより市民の皆様は御心配、御迷惑をおかけしていることについては誠に申し訳なく、お詫び申し上げますが、上記2章3(4)及び第2章4(4)のとおり、必要な対策をとつており、監査請求人の主張は当たらないと見ております。

また他方で、内水氾濫を原因とする浸水への対応ができていなかったという課題が判明したことから、今後は課題の解決に尽力していきたいと考えております。

以上でございます。

また、平成26年7月7日の集中豪雨の際に、地下駐車場に一時的に雨水が溜まりましたが、既設の排水ポンプにより排水が行われ、施設内には水は浸入いたしませんでした。

次に、内水氾濫についてでございますが、上記第2章2(3)で記載いたしましたとおり、多摩川が計画高水位を超える過去にない河川水位となつたことにより、放流渠から多摩川へ排水される量が減り、その影響として自然排水区内における地盤高の低いマンホールなどから溢水したものと見られます。

したがって、台風による風雨への対応としては必要な対策は取られていたものの、想定外の内水氾濫により浸水被害が生じたことから、今回の浸水を予見することは困難でした。

15ペー지에移ります。

ハザードマップへの対応については、本市の洪水ハザードマップは平成16年に策定されました。その後、平成27年に水防法が改正され、国土交通省の新たな浸水想定区域が公表されたことに基づきまして、洪水ハザードマップの策定作業が進められ、中原区版については平成30年3月に改定されました。

市民ミュージアムの周辺につきましては、平成16年の洪水ハザードマップでは想定浸水深は最大で3メートルから5メートルとされており、また、平成30年の改定後は、想定する降雨量が引き上げられたことを受けて、想定浸水深は最大で5メートルから10メートルとなりました。

洪水ハザードマップにおいて想定された浸水深は、地階が完全に浸水するものであることから、人命の安全、被害の軽減を図ることを目的として、来館者、職員等の地下部分への立入禁止、エレベーターの使用制限などの措置について定めた消防計画を策定いたしました。

また、施設老朽化やハザードマップにおける想定浸水深への対応なども踏まえ、令和元年度の全庁的な主要課題調整会議、いわゆるサマリーレビューにおきまして、課題を共有し、次期指定期間管理の手續に着手する令和2年度末に向け検討を進めていくところでございます。

(4) 違法性・不当性の有無について

上記(1)で記載したとおり、設置に至る経緯については、立地の理由や決定の経過については確認できませんでしたが、しかしながら、収蔵品を管理する上では、温度管理のほかにも、火災、盗難、地震、地震等の風水害においては、強風によるガラスの破損、停電によるセキユリテイ解除等、様々なリスクを考慮する必要があります。また、全国の多くの博物館・美術館で収蔵品の管理を地下収蔵庫で行っていることを鑑みれば、収蔵庫を地下で管理すること自体が直ちに違法・不当なものではないと見ております。

上記(2)で記載したとおり、予見可能性については、これまでの台風や集中豪雨において、今回の台風を超える雨量を記録しているケースが7回ある中でも、建物への浸水被害は生じておりませんことから、予見し得た事実への対応を怠つたことには該当しないと見ております。

上記(3)のハザードマップへの対応については、平成30年の改定作業を受けて、主要課題調整会議の場で課題を共有し、検討を進めようとしていた中で被災をしたものでございませぬ。

以上の点から、地下収蔵が違法・不当とすることについては否定いたします。

台風襲来時における対応が違法・不当であることについては

(1) 予見可能性について、市民ミュージアムでは、台風接近時に、多摩川の水位に關してはテレビやインターネットで随時情報収集をしておりますが、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどによる内水氾濫が発生し、結果として、建物への浸水後に事態を察知することとなりました。内水氾濫は、上記3(2)に記載のとおり、これを事前に予見することは困難でした。

(2) 収蔵品の移動の可否について

台風接近時の対応といたしまして、収蔵庫が以下の性能及び機能を備えていることから、過去の台風や集中豪雨の際でも、平常時と同様に収蔵庫内に保管することが資料保全には最適と見て対応してまいりました。

収蔵庫の性能及び機能、館内の各室の中で最も高い気密性(水や蒸気等)や耐久性を

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第82号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年8月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第83号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消滅しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年8月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第84号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第85号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第1期	令和2年9月1日(第1期分)	計19件
令和2年度	介護保険料	過年5月	令和2年9月1日(過年5月分)	計1件
令和2年度	介護保険料	第2期	令和2年9月1日(第2期分)	計20件
令和2年度	介護保険料	第3期	令和2年9月1日(第3期分)	計20件
令和2年度	介護保険料	第4期	令和2年9月1日(第4期分)	計18件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第86号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	8期	令和2年8月31日 (8期)	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	9期	令和2年8月31日 (9期)	計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	10期	令和2年8月31日 (10期)	計6件
令和 2年度	国民健康 保険料	1期	令和2年8月31日 (1期)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第87号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第3期	令和2年8月27日 (第3期分)	計1件
平成 31年度	介護保険料	第9期	令和2年8月27日 (第9期分)	計1件
平成 31年度	介護保険料	第10期	令和2年8月27日 (第10期分)	計2件
平成 31年度	介護保険料	第11期	令和2年8月27日 (第11期分)	計2件
平成 31年度	介護保険料	第12期	令和2年8月27日 (第12期分)	計2件
令和 2年度	介護保険料	第1期	令和2年8月27日 (第1期分)	計2件
令和 2年度	介護保険料	第2期	令和2年8月27日 (第2期分)	計2件
令和 2年度	介護保険料	第3期	令和2年8月27日 (第3期分)	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第88号

国民健康保険料に係る交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に

より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月25日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

中原区公告**川崎市中原区公告第40号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市中原区長 永山実幸

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	第1期	令和2年9月1日	計7件
令和 2年度	国民健康 保険料	第2期	令和2年9月1日	計6件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第41号

次の国民健康保険料に係る滞納処分書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市中原区長 永山実幸

国民健康保険料に係る滞納処分書類

差押調書（謄本） 1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第42号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市中原区長 永山実幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	後期高齢者医療保険料	過年6月	令和2年9月1日	計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第43号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年8月21日

川崎市中原区長 永山実幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市中原区公告第44号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消滅しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年8月21日

川崎市中原区長 永山実幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第44号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消滅しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年8月18日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第45号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第46号

次の国民健康保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20

条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第47号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第41号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市宮前区長 高橋哲也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	過年4月	令和2年9月1日(過年4月分)	計1件
令和2年度	介護保険料	第1期	令和2年9月1日(第1期分)	計11件
令和2年度	介護保険料	第2期	令和2年9月1日(第2期分)	計11件
令和2年度	介護保険料	第3期	令和2年9月1日(第3期分)	計11件
令和2年度	介護保険料	第4期	令和2年9月1日(第4期分)	計11件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第42号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市宮前区長 高橋哲也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年9月1日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年9月1日	計1件
令和2年度	国民健康保険料	過年6月	令和2年9月1日	計2件
令和2年度	国民健康保険料	第1期	令和2年9月1日	計16件
令和2年度	国民健康保険料	第2期	令和2年9月1日	計11件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第59号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第7期	令和2年9月1日(第7期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第8期	令和2年9月1日(第8期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年9月1日(第9期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年9月1日(第10期分)	計3件
令和2年度	国民健康保険料	過随5月	令和2年9月1日(過随5月分)	計1件
令和2年度	国民健康保険料	第1期	令和2年9月1日(第1期分)	計73件
令和2年度	国民健康保険料	第2期	令和2年9月1日(第2期分)	計64件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第60号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第4期	令和2年9月1日	8件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第61号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和2年8月31日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知

た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（別紙省略）

川崎市多摩区公告第62号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年8月31日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（別紙省略）

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第44号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年8月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第45号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和2年8月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

(別紙省略)

正 誤

川崎市公報第1,775号(令和元年7月25日発行)2359
ページ川崎市告示第115号中

31	上作延 第213号線	高津区下作延5丁目 1596番5先	6.00	146.91
		高津区下作延5丁目 1536番3先	6.77	
32	蟹ヶ谷 第80号線	高津区上作延245番8先	6.00	105.59
		高津区上作延240番4先	6.02	
33	中野島 第217号線	高津区子母口770番2先	4.50	34.97
		高津区子母口770番8先		
34	菅稲田堤 第99号線	高津区蟹ヶ谷17番132先	5.00	28.00
		高津区蟹ヶ谷17番138先		
35	東百合丘 第161号線	宮前区野川本町3丁目 434番28先	4.50	34.05
		宮前区野川本町3丁目 434番26先		
36	下麻生 第173号線	多摩区中野島3丁目701 番4先	5.00	90.18
		多摩区中野島3丁目763 番7先		

は
「

31	下作延 第245号線	高津区下作延5丁目 1596番5先	6.00	146.91
		高津区下作延5丁目 1536番3先	6.77	
32	上作延 第213号線	高津区上作延245番8先	6.00	105.59
		高津区上作延240番4先	6.02	
33	子母口 第107号線	高津区子母口770番2先	4.50	34.97
		高津区子母口770番8先		
34	蟹ヶ谷 第80号線	高津区蟹ヶ谷17番132先	5.00	28.00
		高津区蟹ヶ谷17番138先		
35	野川本町 第1号線	宮前区野川本町3丁目 434番28先	4.50	34.05
		宮前区野川本町3丁目 434番26先		
36	中野島 第217号線	多摩区中野島3丁目701 番4先	5.00	90.18
		多摩区中野島3丁目763 番7先		

の誤り。

川崎市公報第1,775号(令和元年7月25日発行)2360
ページ川崎市告示第116号中

31	上作延 第213号線	高津区下作延5丁目1596番5先	
		高津区下作延5丁目1536番3先	
32	蟹ヶ谷 第80号線	高津区上作延245番8先	
		高津区上作延240番4先	
33	中野島 第217号線	高津区子母口770番2先	
		高津区子母口770番8先	
34	菅稲田堤 第99号線	高津区蟹ヶ谷17番132先	
		高津区蟹ヶ谷17番138先	
35	東百合丘 第161号線	宮前区野川本町3丁目434番28先	
		宮前区野川本町3丁目434番26先	
36	下麻生 第173号線	多摩区中野島3丁目701番4先	
		多摩区中野島3丁目763番7先	

は
「

31	下作延 第245号線	高津区下作延5丁目1596番5先	
		高津区下作延5丁目1536番3先	
32	上作延 第213号線	高津区上作延245番8先	
		高津区上作延240番4先	
33	子母口 第107号線	高津区子母口770番2先	
		高津区子母口770番8先	
34	蟹ヶ谷 第80号線	高津区蟹ヶ谷17番132先	
		高津区蟹ヶ谷17番138先	
35	野川本町 第1号線	宮前区野川本町3丁目434番28先	
		宮前区野川本町3丁目434番26先	
36	中野島 第217号線	多摩区中野島3丁目701番4先	
		多摩区中野島3丁目763番7先	

の誤り。